Shidehara, Taira
Kankoku seisō shi

文學博士幣原坦著

韓國政爭志 全

東京 三省堂發兌

文學博士幣原 坦著

韓國政爭志 全

東京 三省堂發兌

叙言

韓國の政治は、由來私權の爭奪也。政家一たび局に當りて事を行はむとする、群議百端、流言喧傳、隱謀に繼ぐに暗殺を以てし、代りて權を執る者、動もすれば其政敵に與ふるに、一網打盡の慘禍を以てするを辭せず。大臣の交迭走馬燈の如く、國政の改革得て期す可からざりしも偶然にあらざる也。余曩に韓國政府の招聘に應じ、其學政に參與するに際し、過去の調査は、現在の着手に自信を與へ、將來の計畫を安全ならしむる所以なるを感じ、公事の餘、國情の沿革に就きて探究する所あり。本書政爭の事、亦實に其一に居る。素より我思の十の一をも述ぶる能はず。豈敢て大方の考査に資すと謂はむ。然りと雖、李朝五百年、現狀馴致の主因の一たる政爭に

關しては、聊其淵源を闡明せるものなきにあらざるを覺ふ。半島の政治と歷史とに趣味を有せる人の一顧を得ば、我望足る。

明治四十年三月

著者識す

凡例

一本書は、韓國の政爭のいかなるものなるかを論述せむとするものなりと雖、其眼目は、更にいかにして起りしかの原因を究明するにあり。蓋し其原因の究明は、政爭の問題を解決するに最便にして、又國情の審査に最有益なれば也。

一引用書目は、行文中に之を註せり。其書若し刋本ならば、丁數を記入せるも、然らざるものは然せず。

一材料の選擇は、聊意を用ひたる所也。卽ち索出せる諸種の書中、止むを得ざるものゝ外は、務めて事實の起れる當時に成りし信ずべき記錄を採り、其記錄の中に就きては、務めて當事者の手記に據りて、眞相の判定を試みたり。

一右の如くなれば、本書に挿註せざる圖書にして、參考に供せしもの亦尠からず。例へば、朝野僉載（尹衡聖編寫本二十一冊別錄上下二冊）大東稗林（李宜哲輯寫本九冊）南漢紀略（寫本一冊）祖鑑（刊本一冊）典故撮要（寫本八冊）新舊璿源系譜紀略（各刊本一冊）莊陵志（尹舜擧原著刊本四卷二冊）農岩集（金昌協著刊本卅四卷十八冊）濯纓年譜（刊本上下合本一冊）景賢續錄（刊本上下合本一冊）藥泉集（南九萬著刊本卅四卷十七冊）於于野談（柳夢寅著寫本二冊）東彙錄（寫本一冊）退溪集（李滉著刊本四十九卷廿八冊別集一卷一冊外集一卷一冊）西崖集（柳成龍著刊本二十卷十四冊）鶴峯集（金誠一著刊本八卷四冊）燃藜別集（寫本十九冊）明谷集（崔錫鼎著刊本卅四卷十七冊）仙源遺稿（金尚容著刊本原稿四卷續稿二卷補遺一卷通じて三冊）筮蒙（南衡秀著寫本四冊）閑居漫錄（鄭載崙著寫本一冊）公私聞見錄（著者同上寫本上下二冊）見聞因繼錄（著者同上寫本一冊）梅翁閑說（寫本一冊）愚伏集（鄭經世著刊本原集二十卷十冊別集十二卷六冊）大義源流（寫本二冊）定齋集（朴泰輔著刊本二十卷十冊後集共）今古雜錄（寫本二冊）同春集（宋俊吉著刊本廿七卷十八冊）月汀別集（尹根壽著刊本四卷二冊）尊周彙編（寫本十五卷十三冊）小華外史（吳慶元編刊本十二卷六冊）三官記（李綷著寫本二冊）文谷年譜（金壽恒年譜刊本二冊）寒岡集（鄭逑著刊本十五卷七冊）美

墻錄（李福源等撰刊本八卷四冊）廣史七集（寫本四十七卷二十冊）谿谷集（張維著刊本二十七卷十二冊）海東名臣錄（金堉著寫本九冊）華陽語錄（崔愼著寫本上下二冊）俟百錄（寫本六冊）佔畢齋門人錄（刊本一冊）正祖紀事（寫本卅七卷十六冊）震史記畧（寫本八冊）東史會錄（寫本十二冊）等に於けるが如し。

韓國政爭志

目次

韓國政爭志目次終

韓國政爭志

幣原坦著

第一編　概論

韓人今日の狀態を了解せむと欲せば、其原因を過去の歷史に尋ねざる可からず。而して其史實の根蒂たり痼疾たる所のものは、黨爭に外ならずと斷言して可也。然るに此國の黨爭は、陰險にして秘密を尊び、外觀は春風面を吹くが如くにして、乍にして骨を斬り屍に鞭つの慘禍を演出す。書に見說に聞く所の事、動もすれば其眞髓を穿つ能はず。偶之に關する記錄あるも、大禍を釀さむことを恐れて多くは人に示

さず。名門舊家に就きて諮問を試むるも、妥當の答辯を得る能はざる也。（韓人云ふ人に問ふに所屬の黨派を以てするは爭端を挑發するの意と認めらる故にもし之を知らむと欲せば露骨に之を尋ねずして其住址及其朋友を問ふべしこれ住址は概ね所屬の黨派を表明し朋友の如何は益之を證明するものなればなりと韓人が黨派の事を言ふに憚る大抵此類也）宜なる哉、泰西人の烱眼を以てして、猶未だ之を研究せる者あるを見ざるや。

抑李朝の黨爭は、宣祖の初年に分立せる東人西人の爭を以て其起原となすこと、從來の定說也。然りと雖、余は更に溯りて、燕山君の時に其濫觴を認め、宣祖の初年に及びては、黨爭の狀態既に業に步を進めたるものと推定する者也。而して宣祖八年（西暦一五七五）分黨の張本人たる沈義謙（西人）金孝元（東人）は、共に京を出されて外官に補せられたれども、主たる制裁は孝元に加へられ、西人の勢東人を壓せり。（委曲は第二編に陳述すべし）是に於て

東人は、鋭意權力の擴張を圖り、宣祖十一年に至りて、稍盛なるを得たりしかば、西人の大家たる尹氏の一族を陷れ、同十四年には、鄭仁弘儒林より起りて司憲府掌令となり、淸論を以て自ら持し、外戚の出たる沈義謙を論劾せり。然るに此時、義謙の同胞たる故の明宗の妃仁順王后已に薨じ、義謙內援の賴る可き者なき際なれば、東人は恣に西人を攻擊し、義謙と事を共にする者を目するに奸黨を以てせしかば、年少の徒亦多く歎を東人に通じ、東人の勢遂に西人を壓するに至れり。獨り李珥は、當初より兩黨和解の志を抱き、此際西人の爲に辯解する所ありしが、同十六年、東人朴謹元、宋應漑等の爲に反て論斥せられたり。

宣祖二十二年に及び、東人鄭汝立〔前修撰〕叛を謀りて誅せら

る。（所謂己丑の獄）此時西人の大家鄭澈、裁判官となりて獄を治めたり。而して右議政鄭彥信を始とし、東人の名家多く連坐して之に死し、東人の勢稍挫折したりしも、後二年にして、直に之を恢復せり。其故如何とならば、鄭澈の措置中、反對黨に乘ぜらるべき釁隙を生ぜしを以て也。而して此事は、延て南人北人の分爭に影響を有せるものなるを以て、暫く茲に留りて、稍詳に其內情を開陳し、以て南北分黨の原因に論及せむ。

汝立の逆謀が發覺したるは宣祖二十二年十月二日にして。（東野輯言(卷二)には十月三日となせども茲には燃藜記述(卷十)によりて二日說を採る）其罪狀素より明なれば、一箇月を出でずして磔に處せられたり。（十月二十七日）然るに此叛逆の謀主と稱せられし吉三峯は、何れの人なりや詳ならず。翌年に及ぶも、遂に其所在をだに知る能はざりき。是に於て、朝

廷令を發して之を捜索せしめたり。三峰と稱して四方より捕送し來る者前後限なし、三峯の人物愈怪むべきに至れり。其人相に關して種々の説ありしことは當時の見聞者にして其衙に當れる李恒福の「記己丑獄事」に詳なり（白沙集巻十六第三丁左）偶朴文長といへる者あり。三峯は吉姓にあらずして崔姓なりとの説を立つ。楓岩輯話（巻六）には賊黨朴延齡といふ者吉三峯を崔三峯なりと云へりとあるは朴文長と同人ならむ玆には李恒福の記事による 而して梁千頃、姜海等、吉三峯は崔永慶なりと言ひしかば、年の八月、永慶東人は遂に拿捕せられたり。然りと雖、之を糺問するに及びて、證據不十分なりしを以て、一旦放免せられしが、司憲府の啓によりて再獄に下り、肺を病みて牢中に死せり。是を九月八日の事となす。

崔永慶が叛逆の謀主たりしことは、事實無根の説と判定せざるを得ず。彼が平生の行爲より觀るもかゝる惡人にあらざりしを知るべし（青野謾輯巻四參看）是に於て、東人

は永慶を殺すの咎を鄭澈に歸し、（松江行錄第十八丁右參看）甚しきは、永慶を吉三峯となすの說は、澈の指嗾に係るとなし、（燃藜述卷十宣祖二十四年九月台諫洪汝諄の啓文參看）遂に澈が其黨をして吉三峯の飛語を捏造せしめ、之を國中に流傳して、以て疑獄を起せるなりと推斷するに至れり。（同二十七年十一月司憲司諫兩司合啓參看）然れども、澈は其實故らに、永慶を罪するの意なきのみならず、反て之を救ふに意ありしこと、見聞者李恒福の明言せる所にして、（白沙集卷十六第四丁左より第八丁左まで參看）又宋時烈の撰せし鄭澈の碑銘（人物考卷五十第三十一丁右）松江行錄（第十一丁左及第十二丁右）等に徵しても明也。然るに東人は、毫も澈に同情を寄せず、揣摩百端、以て之を攻擊せるは、其動機皆黨爭より出でざるはなき也。而して鄭澈が信を宣祖に失して、遂に相位を退かざる可からざるに至りし所以のもの更に一あり。

宣祖二十四年七月、澈は繼嗣を定むるの議を王に獻じ、端なくも王の怒を招けり。今其事情を推究するに、當時澈は、新に左議政に任ぜられたりしが、領議政は李山海、右議政は柳成龍にして、共に東人たり。是を以て、表面は何等の風波なきも、其實、山海は澈に快からざりき。時に宣祖の妃は子なく、而も側室に王子多かりしかば、早く儲を立つるの要起れり。而して朝臣の議は、常に恭嬪金氏の出なる光海君に歸せしが、王の意は寧ろ仁嬪金氏の出なる信城君にありき。一日領議政及左右議政は、將に宮中に相會して建儲の議を上らむとす。上るの前二日、山海、仁嬪の兄金公諒に謂て曰く、鄭澈將に光海を立てゝ世子となし、仁嬪を除かむと欲す。仁嬪害を被らば、禍必汝に及ばむと。公諒惧れて之を仁嬪に告ぐ。仁嬪泣

て王に訴ふ。王未だ之を信ぜず。既にして、經筵に於て澈が建儲の議を上るに及び、（此時山海腹痛と稱して來會せず）王大に怒て澈の職を解きしこと、鄭澈の年譜、李星齡の日月錄、（並に燃藜述卷十に引用せる所）權尙夏の江上問答、（青野謾輯卷四に引用せる所）並に李長演の朝野輯要（卷六末尾附錄）に明記せるのみならず、松江行錄（第二十丁右）に於て、金長生も亦「松江（鄭澈の號）之敗專由於建儲矣」と公言せり。是に由て之を觀れば、西人澈は、遂に東人山海の計に陷りしこと疑ふ可からざる也。

鄭澈已に相を罷む。（西暦一五九一）是れ西人の勢を失ひたる也。是に於て東人は、汝立の獄に一頓挫を見しに係らず、勢は舊に復して亦熾なりし所以を知る可し。然りと雖、盛なる勢力は反て支離滅裂の端を開けり。實に南人北人の分派は、此間に顯著なるに至りし也。

燃藜記述（巻十「東西南北論分」の條劈頭）に荷潭錄を引て、南北分派の原因を叙して云ふ、當時（宣祖二十四年）臺諫は鄭澈の罪を論じ、李山海亦其論を主とす。弘文館も將に劄を上らむとす。副學金晬、乃ち司成（成均館）禹性傳の家に往きて之を議す。性傳不可となして晬を還さず。大諫洪汝諄、性傳を劾して其職を削れり。是に於て南北の論始めて岐れ、澈を罪するに急なる者は之を北人と云ひ、緩なる者は之を南人と云ふと。此記錄の著者金時讓は、宣祖十四年を以て生れたる人なれば、此事蹟は、其十一歲の時の見聞に係り、大なる誤傳なきが如しと雖、之を四十四歲の壯年に目擊して、儒名一代に高かりし金長生の記事に比せば、前者の價値後者に及ばざるものある可し。而して長生は云ふ、（松江行錄第十三丁右）洪汝諄、宣祖の旨を受けて鄭澈を罪せむと

し、往て禹性傳に議せむとせしも。性傳諱で會見せず。乃ち去て金睟に談ぜしに、睟は大臣の京外に出されたるを以て已に過重の處置とし、更に之を罪するの議に同意せざりしかば、汝諄其旨を王に奏して、睟を外官に補し、やがて性傳も亦罪を被れりと。余は長生の記事を以て、時讓の記事を補正するを可と思惟す。然れども、大體に於て、澈を攻擊するに急なる者と緩なる者とありて、山海、汝諄等の一派と、睟、性傳等の一派と背離せしことは、事實たりしに相違なき也。

余は已に鄭澈攻擊の緩急が、南北分派の爭點たりしことを信じて疑はず。然れば則ち、全く金時讓の說に從ひて、是を以て南北分派の原因たることを承認する乎。否々。此說を以てすれば、何故に南北の名目が起りしかの疑問を解決する

能はず。而して余は、此以前に已に南北の名稱起りて、東人中に爭を釀しつゝありしことを斷言するに憚らず。其證は、鄭汝立の疑獄中に發見せられたる白惟讓が汝立に通ずるの書に（東野梓言卷二李選の編にかかれる「己丑逆案」の條下參看）明に南北の語ありしを以ても知る可ければ也。（惟讓は宣祖の下問に答へて是れ朝臣間の論議の異同なりと明言し更に其人名を問はるゝに及びて尹先覺、禹性傳、李誠中は南人にして金應南、趙仁浚、及惟讓自らは北人なりと答へたり此中荷潭錄等に見えたる人名は禹性傳一人なれども其南人たる點に於ては符節を合する如し）依て余は「自已丑逆變以來兩邊分朋」と云へる李德馨の說（漢陰先生文稿附錄卷二第五十四丁左）をも、反駁せざるを得ざる也。

余は是に於て、更に南北分派の淵源につきて精究する所なかる可からず。而して之に關して、二箇の批判を要する事實あるを見る。

（一）、燃藜述（卷十東西南北論分の條中頃）に混定錄を引て云ふ、初め柳成龍、李

潑と隙あり。成龍に與せる者は、金誠一、李誠中、李德馨等にして、李潑に與せる者は鄭汝立、崔永慶、鄭仁弘等なりしが、其爭端未だ見はれざるもの五六年にして、汝立の獄起れり。而して成龍は、經筵の席に於て宣祖に答へて曰く。李敬中は汝立に對して已に先見の明ありしが、其時の臺諫鄭仁弘は、反て敬中を駁せりと。宣祖乃ち仁弘の爵を削れり。是より仁弘は、永く成龍と讐を結び、始めて南北の分派あるに至れりと。

(二)、燃藜述（前項の記事より後一枚）に又檜山雜記を引て云ふ、初め禹性傳登第して盛名あり。其父彥認、咸從縣の令となる。性傳其許に往來して、情を平壤の妓に留む。父病みて歸るに及び、監司其妓を性傳の家に送れり。已にして性傳喪に遭ひ、一時の名士皆會せしが、妓の其家にあるを見て、李潑は性傳を攻擊する

こと甚力む。然れども、事情を知る者は反て性傳に同情を寄せたり。此時潑の家は北岳の下にありしを以て、潑の黨を北人と云ひ、性傳の家は南山の下にありしを以て、之を救ふ者を南人と云へりと。

今此二記事につきて攷査するに、混定錄の著者は安邦俊にして(成渾(牛溪)の門人)已丑の獄事を其十七歳の時に目擊し(墓碑銘によりて計算すれば)檜山雜記の著者は丁煥にして(趙光祖(靜菴)の門人)此記事は其老年(七八十歳の時)の見聞にかゝれるもの也。觀察の鋭鈍はとに角もあれ、等しく之れ自家の見聞にして、時代を隔てゝ揣摩臆測せしものと撰を異にせるが故に、憑據とする所は素よりこれありしならむ。實に汝立の疑獄に、鄭澈の後を承けて裁判官となりし柳成龍が、李潑の老母稚子の拷問に遇ひて死するを

も顧みざりしより考ふれば、柳李兩人の隙ありしは信ずべく、又李星齡の記錄(叢言卷五黨論の部參看)を以てすれば、禹性傳と李潑との角立せることを確むべし。然りと雖、混定錄の記事によれば、何故に南北の名目を生ぜしかを詳にすること能はず。而して楡山雜記の記事は、事實餘りに薄弱にして、分爭の眞個の原因たりとは信じ難し。必竟其何れにしても、窮したる說明と云はざるを得ず。而して余は、當時の眞相を判斷するの證據物件として、當事者たる柳成龍の言中より、最有力なる材料を檢出するを得たり。

成龍後日、相位を退きて安東にあるの時、韓嶠(僉知)に語れる實歷談によれば(松江行錄十四丁右)南北分派の原因は最明亮にして、混定錄又は楡山雜記の說明の如く、窮屈なるものにあらず。卽

ち、東人の勢稍西人を凌げるに乘じて李潑、金應南、鄭仁弘等一派は、極力西人を攻擊して之を罪せむことを謀りしが、成龍は多く人を傷くるを欲せずして之に反對し、禹性傳亦成龍に與し、潑等と說を異にせり。（是より汝立の獄以前の事也）而して性傳の家は南にあり、潑の家は北にあるが故に、自ら東人中に南北の分派を生ぜしなりと云へり。是れ最妥當の言たるのみならず、李星齡の記錄とも符節を合するが如し。依て余は此言を採用し、混定錄、檜山雜記、並に荷潭錄等の記事は、皆只其當時に於ける南北分爭の一局面を觀たる說に過ぎずと斷定す。

余は已に、從來世に明ならざる南北分派の原因を考定して、汝立の獄事（西曆一五八九）以前に其端緒を開けるものにして、全く東西排擠の餘波なりとの結論を得たり。是にして明なる

以上は、李重煥の說（八域擇里志八丁左）又は李敏輔の說（辛壬提要補編卷上劈頭に載れる「原論」）の如く、宣祖三十一年、李山海の子慶全が吏曹詮郎たらむとせるを、鄭經世が遮りたる結果、山海は經世の師成龍を疑ひ、其黨を指嗾して之を攻擊し、玆に始めて南北の分派を生ぜりとする說も（成龍の家は嶺南にあるが故に南人となり山海の家は洛北にあるが故に北人となる）亦只南北分爭の一局面を見たるのみと論定して可也。

以上余は、南北分派の起原につきて、餘り多くの紙面を塡充せるを謝す。然りと雖、南人北人の分派は、今日猶存せるのみならず、後に余が更に編を改めて縷述する所には入らざるが故に、玆に併せて世に明ならざるものを闡明するのみ。さて汝立の獄事より後二年を隔て、宣祖の二十五年には、豐太閤征韓の役起り、五月三日、京城は已に日軍に占領せられ、

王は難を避けて、開城より義州に遁れたり。而して其開城にあるの日、(此時王の一行に加はりし柳成龍の記錄によれば、(懲毖錄、卷一第二十丁左)一行の開城に到着せしは五月一日の夕なり)金公諒は劾せられ、李山海も亦國を誤る者と論ぜられて、領議政の官を罷められ、柳成龍代りて其倚子を襲ひ、鄭澈復召還せられたるを見れば、東人の溫和派(南人)勢を得たると同時に、西人との近接を來しゝものと云はざるを得ず。宜なる哉、此戰亂の間は、諸黨人共に朝に立ち、西人の曾て斥けられし者も能く節に死し、所謂外患起て內憂止むの實を現したるや。

然れども、此現象は素より一時の事のみ。宣祖三十一年(秀吉歿年)日軍半島を退くに及びては、再舊態に復ししのみならず、九月、北人李爾瞻は柳成龍を劾し、翌十月、成龍遂に領議政を遞し、西人も亦志を得ること能はず。北人の勢は能く他黨を

壓し、宣祖三十四年の頃に至りて益甚しく、殊に西人にして事を言ふ者は、盡く貶黜せられたり。然るに、勢の在る所は爭の存する所也。宣祖三十二年、（西暦一五九九）洪汝諄大司憲たらむとするの時、正郞南以恭等は、等しく北人たるの身の以て、汝諄の人物を貪縱なりとして其任官を遮り、玆に小爭の端緒新に開けて、汝諄派を大北と云ひ、以恭派を小北と云ふに至りしが、此大小兩北の反目は、歳月を經るに從ひて益甚しくなりき。是を以て、宣祖の四十年、王の繼妃仁穆大妃、永昌大君を生み、宣祖位を之に讓らむとするの内意あるや、（儲光海君は庶出なりき）小北派たる柳永慶は、竊に王の意を窺ひ、百官を率ゐて嫡子誕生の賀を陳したりしが、大北派たる鄭仁弘は、疏を上りて、永慶の所爲を以て東宮を危くするものなりと論劾せり。宣祖怒

り、反て仁弘を竄せしのみならず、之を指嗾したるの廉を以て、李爾瞻等をも竄せり。然るに宣祖は、其翌年二月を以て薨じ、光海君位に昇りしかば、仁弘配竄の途より京に歸り、永慶は貶謫せられて自殺し、死後更に爾瞻等の爲に罪を論ぜられ、墓を發きて屍を斬られ、仁弘等は勳功を錄せられて、大北專權の世となれり。

大小兩北の爭は是に止まらず、光海君五年、國舅（故の宣祖の繼妃仁穆大妃の父）金悌男、永昌大君（仁穆大妃の嫡子）を挾み、逆を謀れりとて殺され、仁穆大妃亦禁錮せらるゝに當り、大北派は、大妃を貶して光海君の母位たるを廢せむとし、小北派は之に反對せしが、時これ大北派の勢を得たる際なれば、小北派遂に志を得ずして、大妃は光海君十年を以て廢せられたり。（永昌大君は已に光海君六年に殺さる年僅に八歲）

斯の如く、大小兩北の爭甚きを加ふるに當り、稍寛緩の論を取りて、兩者の何れにも從はざる者は、（鄭蘊、柳夢寅の如き）別に中北、又は緩北と稱せられ、其他又骨北、肉北、清北、濁北等の名あり。何れも此頃、北人中に於ける蝸牛頭上の爭を表白せるものに外ならざる也。（宣祖三十三年（西暦一六〇〇）李山海議政となり洪汝諄兵曹判書となり互に權を爭ふ（共に大北）時人李派を肉北と云ひ洪派を骨北と云ふ）（同三十五年より宣祖薨去まで七年間は柳永慶政を執りしが其將に敗れんとするに及び（西暦一六〇八）南以恭等之と角立す（共に小北）時人南派を清北と云ひ柳派を濁北と云ひし也北人は是に於て分派すること七（大、中、小、骨、肉、清、濁）これを七北と云ふ）

光海君位に在ること十五年にして廢せられ、仁祖位に即くに及び（西暦一六二三）仁穆大妃の位を復し、大北派たる李爾瞻、鄭仁弘以下を誅し、大勢玆に一變して、從來沈淪せし西人は、立て國命を執るに至れり。是に於て、大北派全く滅して其迹を留めず。唯南人李元翼は、再召されて樞機に與りしかば、南人亦

西人に次で勢を得たり。かの小北、特に中北の黨與の如きに至りては、自ら立つことと能はずして、多くは西南兩黨に附隨し、漸く其身を保つに過ぎざりき。

余は是まで、東人の分派につきて多くを云へり。然れども西人の分派につきては、一も語る所あらざりき。是れ東人の分派は、後世に影響を有せるものあるに反し、西人の分派は大に注意すべきものなければ也。決して分派の事なしとして然りしにあらざる也。現に朴世采の記錄によれば、宣祖二十二年には、湖西、漢西の目あり。(朝野會通卷六宣祖三十二年の條及燃藜述卷十四東西南北論分の條參看)崔鳴吉の記錄によれば、同三十四年には、尹西、申西、仁祖卽位の初には、清西、功西、及同七年には、老西、少西等の目ありしを知るべき也。(前同書並に叢言卷五黨禍の條參看)然りと雖、何れも忽にして消滅し、亦

縷々陳辯するの價値を有せず。而も幾もなくして、遂に老論少論の分黨を來したるは、最重大事件に屬するが故に、別に編を立てゝ之を詳述する所以也。

西人は、仁祖の卽位と共に政權を取りてより以來、延て孝宗顯宗の代に及べり。殊に宋時烈の如き大家其間に起り、蔚然として群小を淩駕したりき、時烈が宋浚吉と共に、山林より拔擢せられたるは、仁祖薨去の年（卽ち孝宗卽位の年）にありて、孝宗の信任頗厚く、王の宿志たりし讐を淸國に復するの密計も、時烈實に其帷幕に參したり。而して南人は、學者策士なきにあらざるも、孝宗一代は志を得る能はず、機を見て西人を斥けむとせることと一日にあらざりき。是を以て孝宗薨じ、繼母莊烈王后（卽ち慈懿大妃）喪服一年の制によると定まるや、（王后は已に仁祖の嫡子昭顯世子（孝宗

の兄にして夭せし人)の爲に三年の喪に服せり南人は立て其誤禮を論じ、早く時烈を罪せむとせり。然りと雖、時機未だ熟せずして、南人其志を達する能はず。顯宗一代も、亦西人の世たるを失はざりし也。

然るに肅宗の代に入るに及び、(西暦一六七四)形勢一變して、南人の運動效を奏し、時烈も遂に貶謫せられ、許積、領相の倚子に就き、南人代りて權を執れり。是に於て、南人の急激なる者(右議政許穆の如き)は、勢に乘じて、西人の領袖たる時烈を極罪に處せむとし、領議政許積等が、稍溫和説を取れる見て角立し、所謂淸南、濁南の分派を生ぜり。(時烈を罪するに急なるを淸南と云ひ緩なるを濁南と云ふ)然りと雖、許穆等も未だ時烈を殺すの目的を達せず、許積等も久しく其倚子に安んずる能はずして、南人再大敗を招くこと玆に起れり。他ならず、肅宗六年、(西暦一六八〇)許堅(積の庶子)の凶謀は、西人金錫胄、金萬基

等によりて告發せられ、濁南の徒は多く其獄に死し、南人の勢は衰へ、西人をして之に代らしむるの新局面を開きたる上に、越て一年、(肅宗八年)金錫冑、及金益勳等は、更に許璽、許瑛の隱謀を告發し、(委曲は別に開陳すべし)西人の威權復敵すべからざるに至れり。然るに西人は、此際已に一大分派の形を成し、肅宗十年、(西暦一六八四)に及びては、遂に永く相和すべからざるの二大黨派となれり。老論少論卽ち是也。

少論は南人に近接せるものたるのみならず、寧ろ南人の復起を豫想せるもの也。而して南人は、前年の獄事に至大の打擊を受けしに係はらず、久しからずして、果して其勢を恢復し、嘗て左議政たりし權大運、並に閔黯等、復た事を用ふるの時勢となれり。而して王の寵幸を蒙れる張氏(禧嬪)は王子を

生めり。（肅宗十四年十月）之を後の景宗となす。是に於て、直に冊して元子と爲したりしが、時烈は上疏して其早きに失するを陳し、王の怒に觸れて遂に死を賜ひ、（同十五年六月）西人は或は殺され、或は斥けられ、仁顯大妃、（肅宗の繼妃閔氏）も此年を以て廢せられ、禧嬪張氏は、陞せらて中宮となれり。朴泰輔（少論）等の諫死したるは實に之が爲也。

然りと雖、之より五年の後（肅宗二十年（西暦一六九四））肅宗飜然其過を悔ゐ、仁顯大妃の位を復して、再張氏を斥け、閔黯等を殺して南人を逐ひ、少論の領袖南九萬は領議政となり、老論派亦青雲に登る者鮮きにあらざるも、主たる政權は少論派の掌握する所となり、南人を排擊するに緩なりしかは、老論派之に慊焉たらざりき。偶禧嬪張氏の弟に、張希載と云へる者あり。曩に

仁顯大妃の廢せられて私第にありし時、已に諺文の密書を禧嬪に通し、不穩の語を交へたるのみならず、肅宗二十七年八月大妃の薨ずるや、希載等呪咀の事發はれて誅せられ、（潜に神堂を就善堂の西方に設け巫をして祈禱せしめたり）南九萬も亦、希載を寛恕せし罪によりて貶黜せられ、老論をして勢を得しめたり。斯の如くにして、老少二派の爭は止む時なく、特に少論の領袖尹拯の行爲（後に詳陳す可し）の是非につき、當時最議論の存せし所とす。肅宗四十二年（西曆一七一六）に至り、王は專老論を用ひ、尹拯父子の官爵を追奪し、（拯は已に肅宗四十年に死す）金昌集（老論）領議政となりたりしが、少論派亦之に對立して、相讓らざること數年に及べり。

肅宗在位四十六年にして薨じ、景宗（肅宗の第一子にして禧嬪張氏の出）其後を承けて位に卽くや、非常なる老少の爭は起れり。もと景宗は

疾ありて嗣を得るの望なかりしかば、大臣金昌集、李頤命、李健命、趙泰采等、王の旨を奉じて國本を定めむと謀り、故肅宗の第四子（淑嬪崔氏の出後の英祖是也）を立てゝ、世弟となしたりしが、少論派の柳鳳輝等、上疏して大に之を非とし、世弟が國務を代理するに及び、金一鏡等、亦昌集以下の罪を論じ、宦者朴尙儉をして、陰に世弟を除かしめむことを謀りて行はれず。乃ち睦虎龍をして變を上らしめ、老論派叛を謀ると告げ、遂に昌集以下の四大臣を殺したるのみならず、（京釜鐵道京仁線露梁津停車場の前なる四忠書院は此遺靈を祀れる所にして其廟庭碑に亦此記事あり）一網打盡の大打擊を老論に加へたり。是れ所謂壬寅士禍、又は辛壬禍亂とて、黨爭中の最悲慘なるものと稱せらるゝ所にして、其委曲は、李聞政の隨聞錄、（三冊寫本）及純祖の代になりし辛壬紀年提要（七冊寫本）等の、正確にして而も興味ある記

錄に讓らざる可からざる也。

是より少論派勢を恢復し、虎龍は勳を錄せられ、一鏡の黨は朝に充ち、南人亦稍之と氣脈を通ぜり。既にして、景宗位に在ること四年にして薨じたりしが、少論派の反目も、遂に世弟の卽位を否む能はず。玆に英祖の代に入るに及び（西暦一七二五）一鏡、虎龍等、遂に罪に坐して誅せられ、老論復用ひられて政權を執れり。

是に於て、老論派の領袖、鄭澔、閔鎭遠等は、鳳輝以下の反對派を誅せむと請ひ、一鏡の餘黨、及南人の志を得ざる者は、種々の流言を傳へて老論を中傷せり。三年七月、朝議日に激して、和平を失するを以て、英祖は又黜陟を行ひ、老論を斥けて少論を用ひたり。其進退の定まらざる、宛として走馬燈の如

く、當時趙顯命の上りし疏中「臣竊以爲、殿下於此初、未曾有鑑衡之平、而但以一時之喜怒、從事焉耳」と曰へるは、實に穿てる言と謂ふ可き也。(國朝寶鑑卷五十八第十七丁左參看)

然るに翌四年三月に至りて、一鏡虎龍の殘黨(一鏡の子寧海、虎龍の兄吼龍及朴弼顯、朴弼夢、沈維賢并に諸の志を失へる者)は、李麟佐、鄭希艮(他書に希亮とあるも茲には國朝寶鑑によれり)を以て元帥となし、檄を傳へて兵を擧げ、李思晟(平安兵使)は平安道より、金重器(摠戎使)南泰徵(禁軍別將)は中央より、内外相應じて京を犯さむと謀れり。崔奎瑞(少論)時に龍仁にあり。之を聞きて大に驚き、馳せ歸りて變を告ぐ。既にして麟佐清州城に入り、兵使李鳳祥等を殺し、部下を召聚して、勢稍猖獗なりしが、幸にも吳命恒が、都巡撫使として之を討つに及び、麟佐等捕へられて、事平ぐを得たりしも、(委曲は宋寅明等が王命によりて編せし勘亂錄(刊本六卷四冊)に讓る)此變は、少論にとり

ては、實に獅子心中の虫たりし也。加之、年の十一月、孝章世子（追尊して眞宗と諡す）薨じたるを機として、少論派の李檝等は、南人鄭道隆等と共に、宗室垓、圻、（楨の從孫）を推戴せむことを謀りて事覺はれ、同六年三月を以て誅せられたれば、少論派は此際、常に禍を蕭牆の間に生じたりき。

然りと雖、老論派は大に起りて、全く少論派を壓倒するの時勢にもあらず。少論趙泰耉等の爵は削奪せられ、壬寅士禍の老論四忠臣は雪寃せられたるの順境に滿足し、相交りて朝に立つこと十餘年、英祖の三十一年に至りて、復少論の叛を謀る者起れり。年の二月、羅州の客舍に於て、書を掛くる者あり。而して其書中、「奸臣滿朝、民陷塗炭、將擧兵」等の語ありしかば、監司趙雲逵、之を偵察して、尹志、（少論）及他其疑ふべき者を

得て馳せ啓するにあひ、盡く捕へられて誅に伏し、關聯する所亦頗多かりき。斯の如くなれば、少論の朝に立つ者、全く自黨を辯護すること能はず。其行動一時老論と近接せり。而も決して一致するに至らず。是時に當りて、老少二黨の外に、南人、及小北は消滅せしにあらず。何れも主たる權勢者たる能はずして、老少二黨の驥尾に附したるも、而も其命脈は、猶依然として現存せりし也、是を以て世に四色と言ふは、即ち老少南北を目して、之を稱するに外ならざる也。（老論中一時湖駱の二派及時辟の二派に分れたることありと云ふも特に記する程の事にあらず但湖駱は英祖四十九年十月(大東紀年卷五第十七丁左參看)時辟はそれより少し後に分れたるもの也）

此四色は、英祖の後亦稍消長あり。正祖の如きは、銳意調和を務めたるも、決して其弊を掃蕩する能はず。元來主義を以て相立つの公黨にあらずして、利害を以て相排擠するの私

爭なるが故に、陰險慘憺婚姻を通ぜず、住址を異にし、（老論派は多く京城の北署少論派は多く南署に住し南北兩派其間に雜はる今日廢れたりといふも其形迹猶顯然たり）利祿權勢の爭奪遂に絶ゆるなき也。先年大院君、不世立の豪邁を以て、全國の書院を毀ち、滿廷の黨爭を一掃せむと試み、稍效驗ありしも、斯人世を去りて志を繼く人なく、今日猶官界の裏面に於て、其爭聲を耳にすること鮮きにあらざる也。（明治三十五年正月十一日韓人發行の皇城新聞雜報に次の記事あり曰く近日官界の紛議を聞くに數年以來四色中初仕の者老論八百人少論五百人南人小北合計七百人と假量し都監の監造官に於て八品より九品に陞叙せらるゝ者二千餘人奔走莽に行はると云ふと）唯夫れ近年、外國との關係、年々其繁を加へ來れるが故に、力を內爭に專にすること能はず、隨て黨派の反目、復昔日の如くならざるも、而も大官は主として老論派の占有に歸し、（少論派は多く武官に出仕す）他は亦之と比肩すること難きの觀なき能はざる也。

第二編　東西分爭論

第一章。　東人西人の分爭は、李朝黨爭の濫觴なりや。若し其以前に黨爭の漸ありとすれば、東西分黨に對せる關係の有無如何。

李朝の黨爭は、東人西人の軋轢より起れりとなすこと、普通の說なりと雖、其以前に溯りて推究すれば、早くより黨爭の漸ありしを知るべきこと第一編に一言せる所の如し。半島一流の鴻儒李滉（退溪）は、宣祖の二年三月、王の問に答へて、朝鮮士林の禍は、燕山君の戊午甲子に起ることを言へり。余は此士禍起原の調査を以て、黨爭有無の事實を確むるの好機と思惟す。朴泰輔は、其日記（定齋日記寫本一冊）の卷末に於て、癸酉士禍、丙

子士禍の目を載せたり。癸酉丙子は、戊午甲子を去ること凡四十年以前たり。されども、癸酉丙子の事件は、誠に單簡にして、後世の士禍とは趣を異にせり。故に同書、丙子士禍六臣諸賢の條下に註して、これ歴代士禍の類にあらざるも、假りに丙子士禍と稱して、こゝに錄せることを辯したるは、妥富の言也。

然るに、燕山君戊午事變の點檢は、讐怨相報ずる黨爭の濫觴を吾人に認知せしむ。余は玆に事實を明白ならしめむが爲に、之を目して儒派非儒派の分爭と名づく。

第一。　儒派と非儒派との分爭。

今事實の眼目を一言して之を證明すべし。戊午事變（燕山君四年我明應七年西曆一四九八）は、二箇の排擠的復讐の相錯合して起りたるもの也。

(一)柳子光對金宗直(二)李克墩對金馹孫、即ちこれ也。

(一)柳子光はもと柳規の妾の子、此國に於ける習慣的制裁上、顯要の官職に登る能はざる筈也。然るに巧に世祖の眷顧を得、世祖の信せる名儒、金宗直(佔畢齋)の門に出入し、睿宗の初、南怡隱謀ありと密告して、武靈君に封ぜらる。宗直心之を卑しめり。偶宗直の咸陽郡守たるとき、壁上子光の詩を掲げたるを見て之を撤去せしむるに及び、子光憤怨措く能はず、而も隱忍して燕山君の時に至れり。君の四年、宗直已に死して六年を經たるにも係らず、嘗て彼の筆に成りし「弔義帝文」は、これ項羽の故事を以て世祖を譏るものなりとし、其疑似の點六條を列擧して、都承旨愼守勤に耳語し、七月二十二日、遂に名儒の屍を斬るの慘絕なる復讐をなせり。(二)李克墩は、も

と全羅の監司、成宗の薨せしとき（我明應二年西曆一四九四）香を京師に進めざるのみならず、妓と戯るの醜行あり。時の儒家金馹孫（濯纓）史官となり、克墩の事を記して憚らず、又世祖纂立に關する記事を史に載す。克墩大に怒り、後史局堂上（長官）となるに及びて讎を復せり。

右二種の事實を通觀するに、一方に於ける金馹孫は、金宗直高門の弟子にして、他方に於ける柳子光は、固く李克墩と相結托し、依て馹孫の所爲を以て、宗直の教へしものなりと誣ひたるなれば、黨比の證迹顯然たり。而して燕山君は、學を好まずして柳李の説に聽きしかば、此衝突の結果は、全く儒派の敗に歸し、宗直の門人は、擧げて慘禍を蒙れり。

以上は戊午事變の內情の眼目也。儒派と非儒派との衝突

は、其源を是に發して、流れて燕山君甲子の士禍となり、更に中宗己卯の士禍を致せり。甲子事變（燕山君十年我永正元年西暦一五〇四）は、其主旨、云ふ迄もなく、燕山君が、其母尹氏（成宗の妃）の廢せられて死を賜ひしを憤り、當時議に與りし者を虐殺するにありしなれども、又一方に於ては、領議政愼守勤等が、金宗直門下の名聲、猶一時に震へるを惡み、怨を含んで逆を謀ると誣ひ、以て之を誅殺せしめしなることは、九月二十九日附の燕山君の敎書に徵するも明か也。（曰く「戊午之黨負才交結非議朝事例同亂臣幷加罪」と）今かの李朝一流の碩學にして、而も十七歲にして戊午の士禍を目擊し、二十三歲にして甲子の士禍に遭遇したる趙光祖（靜菴）の言に聽かば、更に確實なる憑據を得べし。而して彼は、中宗十二年二月に上りし啓文に於て、燕山朝の士禍につきて公言して云ふ、成宗

の初年、士林を培養し、賢を好み諫を納る。是に於て、諸臣言を盡して諱まざりしが、從來權威ある者、之に對して憤恚措かず。乃ち燕山君の朝に至り、其私怨を逞くして、一網打盡の謀に出でたりと。（靜菴集本集卷三第十四丁左）余が燕山朝の士禍に於て黨爭の端緒を見るの査定は、此目擊者の言によりて一層の確實を來たせり。

　彼は又、當時の士人が、其身を保全するに急にして、直言國の爲にするの風なきを慨し、これ燕山朝士禍の影響なりと論斷せり。而して彼自らは、やがて其所信の犧牲となりて、奸人の纔誣に誤られたり。これ中宗己卯の士禍（中宗十四年、我永正十六年西暦一五一九）の依て起る所也。蓋し彼は、金宗直の高弟金宏弼（寒暄堂）の門人を以て、中宗に信任せられ、慨然時弊を一掃せむと欲し、賢

良の科を設け、鄕約の法を行ひ、改良の績頗觀るべきものあり。若し此狀況にして永續せむには、慥に儒派の勝利として、積年の欝を散ずるに足りしならむ。故に新進の儒派も勢に乘じて事を爲すに急なりしは疑ふ可からず。燃藜述の編者も、同書卷七下、己卯禍源の條に、黨籍補を引て之を明言せり。曰く「新進諸賢勇於敢爲不能無過激爲速之疵」とその反動として、南袞、沈貞等は、隙を伺ひて種々の流言を放ち、洪景舟の如きは、諸嬪をして禁中に流言せしめ、或は趙光祖王たらむとすと云ひ、或は人心盡く之に歸すと云はしめたり。而して彼等が最成功せし奇計は、卽ち禁苑の樹葉に虫をして剝食せしめ、「走肖爲王」の字を現し、ことなりとは、總ての史書に記せる所にして、國情亦此奇を演じ難しとせざる也。而して此計がいか程までに效を奏せ

しかは、當時王の下せる諺文の密旨を一讀せば、思半に過ぐるものあらむ。（此密旨に於て中宗は全く「走肖の術中に墜つ」とまで明言して非儒派に事を成すの地を與へき）然れば則ち、光祖等の儒派は、盡く遠竄貶黜せられ、光祖は其謫所に於て死を賜ふに至れるも怪むに足らざる也。

儒派は斯の如く、屢失敗に終れり。然りと雖、當時の士類は、光祖を救はむとして闕門に號哭し、弘文舘校理梁彭孫（學圃）は「救靜菴先生跡」を上り、共に黜けらるゝも毫も之を意とせず、（學圃先生遺集卷上第十八丁並に第十九丁の右及左）遂に歲の十二月二十日、光祖の死を賜ふに至るまで、終始其傍を去らざりしが如き眞心の徒多かりしは、儒派が猶其勢を維持せしを知る可し。

以上の事實によりて、黨爭の端緒は、已に燕山君戊午の士禍に發し、延て中宗の時に及べることを證明せりと信ず。然

りと雖、此儒派と非儒者との分爭は、東西分黨を去ること甚だ遠く、未だ之に影響を與へたる痕迹なし。依て更に其後に於ける黨爭の穿鑿に移る可し。

第二。外戚の分爭。

余は中宗己卯の士禍以後、爭點一轉して、外戚の分爭となりしことを認む。中宗第一の妃、端敬王后は嗣なく、繼妃章敬王后は仁宗を生み、其次の妃文定王后は明宗を生めり。而して章敬王后の弟に尹任と云へる者あり。文定王后の弟に尹元衡と云へる者ありき。此二人は、心事共に善からず、互に政權を專にせむと欲せり。中宗の末年、金安老の事を用ふるや、尹任、東宮仁宗を保護するを以て名とし、安老と結托して其勢を張らむと欲し、奏して尹元衡及其兄元老を外に出せり。而

して元衡亦之に屈せず、加之、一時躁進の輩の之に附隨するありしが故に、漸く尹任と角立して、遂に大尹小尹の目あるに至れり。（尹任を大尹となし尹元衡を小尹となす）金安老敗れて、中宗三十二年に死を賜ふや、尹元衡、前日の復讎として、尹任危謀を抱くと揚言せしかば、文定王后疑惧安んぜず、仁宗百方之を慰釋し、自ら憂慮病を成すに至れること、李長演已に其説あり。（朝野輯要卷九仁宗の條）

中宗薨じ（嘉靖二十三年十一月十五日）仁宗位を嗣ぐや、偶尹元衡を擢てゝ工曹參判となせり。是れ仁宗は、長子たるの故を以て、先づ位に昇りしかば、其弟の母たる文定王后の心を慰めむ爲と知られたり。李廷馨が其著東閣雜記に於て、「蓋以慰慈殿之心」（同書卷四）と道破せるは、能く穿てるの言也。然りと雖、元衡は未だ志を得る能はざりしのみならず、大司憲宋麟壽等に彈劾せられ

て、嘉善大夫の資を奪はれたりしかば、早くも明宗の世になれかしと、心窃に祈れり。否、已に呪咀せりとの風説は、漸く世に行はれたる程なりき。是を以て仁宗在位僅に八ケ月にして薨じ、（嘉靖二十四年七月一日）明宗即位の順となるや、彼の得意の時代は來れり。燃藜述の編者は、その卷九に、李肇敏の掛一錄を引て、此時の事を叙し、小尹の黨揚々自得の色あるを述べ、成服の日（嘉靖二十四年七月六日即ち初めて喪服を着くる日）伊元衡は忙はしげに百官列立の間を往來せるに、校理丁熿、之を望見して憤罵せることを記せるは、彼が得意の狀況と、人心の彼に服せざりし內情を描出して餘ありと謂ふ可し。

元衡の勢を得たる所以のもの茲に猶一あり。即ち仁宗の在位は極めて短日月なりしにも係らず、柳灌一派が、王の知

遇に感激して、心を國事に盡し、殊に吏曹判書柳仁淑の如きは、剛直にして名流を援引したりし結果として、其際志を得ざりし者は、靡然として元衡の幕下に集り來れること是也。是を以て、王母の弟を以て、而も衆を擁せることなれば、事の爲し易き知る可きのみ。果して新王明宗卽位の翌月（八月）彼は、大尹の領袖たる尹任、幷に柳灌、柳仁淑等を罪するの密旨を賜はり、其二十一日の夜、光化門外の會合にて、成算いよいよ熟し、二十二日拂曉、變を上りて國に大事ありと告げ、玆に忠順堂に於ける上奏となれる也。此上奏は、卽ち刑曹判書尹任久しく異志を蓄へ、左相柳灌、吏曹判書柳仁淑の如き、皆亦形迹ありと云ふにありしは、特に辯ずるまでも無し。而して其結果、尹元衡の謀計效を奏し、文定王后は、遂に命じて三人に

死を賜ひ、其餘或は誅、或は竄、或は禁錮せらるゝ者甚多く、更に京畿監司金明胤九月一日の密啓により、桂林君瑠（成宗の第三子桂城君の養子にして、伊任の甥也）も之に關係あるの廉を以て禍に罹れ、翌々丁未の年九月には、副提學鄭彦慤等が、良才驛に於て發見せし壁上の朱書を上るに及び、（其文に曰く「女主執政於上奸臣李芑等弄權於下國之將亡可立而待豈不寒心哉」云々）鳳城君岏（中宗の第八子熙嬪洪氏の出）等も、遂に禍に罹るゝの止むを得ざるに至れり。

斯の如くにして、明宗卽位の年より、丁未に至るまで、滿二年の間は、排擠搆陷踵を接し、小尹黨は全く勝を制して、苟も之に好からざる者は、皆配竄殺戮の不幸にあひ、其數無慮百人に垂んとせり。而して元衡、及其黨與の者は、李芑、鄭順朋以下、皆功臣として勳を錄せられたるに、猶其功を專にせむ爲にや、越て一年、芑及元衡等は、乙巳正難記と名づくるものを

上りて、己が功を吹聽するに至れり。而して如上の構陷は、啻に丁未壁書の變を以て終を告げたるに非ず。翌年二月弘文館博士安名世が、曾て史官となりて、柳灌、柳仁淑、尹任等を褒揚したるは、逆賊を擁護して朝廷を非議せるなりとの李芑等の啓によりて、名世は刑せられ、其同僚は杖流せられたるが如き、尙此餘響は、數年に亘りて小波瀾を捲けり。

余は茲に、一の注意すべき事實を發表せざる可からず。卽ち如上の經歷を有せる尹元衡の門より、東西分黨の張本人の一たる金孝元が出でしこと是也。而して張本人の他の一たる沈義謙が、孝元を攻擊するの口實は、卽ち之に籍れることを忘る可からざる也。

尹元衡の勢かくの如く熾なるに當りて、突如たる一變化

は起れり。もと明宗の妃仁順王后の父は、靑陵府院君沈鋼にして、其婦弟に李樑と云へる者あり。人と爲り愚にして、儕輩の嘲笑する所となれるにも係らず、遽に明宗の寵を得、小官より急に陞進して、吏曹判書に至れり。是れ盖し、元衡の驕肆日に甚しきを以て、明宗は之を抑へむが爲に執りし策と知られたり。是に於て、政權は漸く李樑に移り、故の尹元老の子百源の如き、元衡に怨を抱ける者も、亦其門に趨きしを以て、樑の勢頓に盛になりしと同時に、彼は專橫を始めたり。而して其子廷賓は、性亦愚にして無學なるに、科擧に及第して、吏曹正郞の華職に登り、淸論を持して之に從はざりし朴素立正郞尹斗壽佐郞は、反て彈劾せられて外に黜けられたり。此時に當りて、果して何人か能く樑の跋扈を制せむとするぞ。玆に

一人あり。沈義謙是也。

義謙は鋼の子、李樑に於て甥たり。科擧に及第して威權漸く如はる。樑之を惡み、陰に黨を聚めて、盡く已れに好からざる者を除かむと謀れり。朝野危惧甚し。義謙乃ち、明宗に密啓して内旨を得、時の副提學奇大恒と往來して事を議す。大恒は鋼の族戚にして、もと樑の黨たりしが、義謙の内旨を奉ずるを見るに及び、蹶然之に從ひ、遂に館僚を率ゐて上劄し、樑の罪惡を指摘して之を彈劾せり。是に於て樑は江界に謫せられて死し、其黨與は、或は竄せられ、或は罷められ、或は削黜せられて事定まるを得たり。是れ實に明宗の十八年となす。義謙已に此功ありしが故に、當時士流の重んずる所となりしも亦宜ならずや。東西分黨の時に及び、前輩多く義謙に附

きし所以は卽ち是にある也。

李樑亡びて間もなく、文定王后薨じ、（明宗二十年四月）其薨去と共に、時の領相尹元衡の勢力は地に墜ちたり。元衡權を執ること二十年、頗る士流の怨を買ひしのみならず、（其怨府となりしことは歲の八月李珥の上りし「論尹元衡疏」に徵せば炳焉たり）明宗も亦之を忌み、文定王后の薨去より僅に四ケ月にして、元衡は彈劾せられて田里に放還せられ、失職後三ケ月にして死せり。（仁宗二十年十一月）

以上の紀明によりて、余は中宗以後の外戚分爭中に於て、已に東西分黨の潛勢力を發見し得べきを告白せりと信ず。

第二章。 李肇敏の書室に於ける金孝元の寢具の發見は、いかなる價値を分黨上に有せ

る乎。

尹元衡の猶領議政たりし時、國舅沈鋼の子たる沈義謙は、已に科擧に及第して舍人となりしかば、元衡の私第に赴くの機會も鮮からざりき。然りと雖、義謙心中元衡に服せるにあらず。而して年少才子金孝元を此家に見出さむとは、彼の豫期せざりし所なりしが如し。

義謙が、孝元の元衡の家に在りしを知れることに就きては、種々の憑據あり。(一)金時讓(荷潭録の著者)の言によれば、孝元は元衡の女婿安某と學友たり。嘗て安を元衡の家に訪ふ、偶義謙と遇へりと。(二)元衡の妾の女婿李肇敏(掛一録の著者)は曰はく、義謙嘗て公事稟咨の爲、元衡の家に來り、讀書の聲琅然たるを聞く。仍て其誰なるかを問ひ、孝元たるを知るに及びて、心悅はずし

是れ金時讓五十四歲の時の手蹟也。甲戌は仁祖の十二年、即ち我寬永十一年(德川家光將軍の時)に當る。姓をいはずして宗記と書せるは、已れの支族に與ふる書なるを以て也。此書簡は政爭に關する記事なきも、手蹟の現存して著者の手に在るを珍とし、茲に之を挿入す。

回綠未久
每聞喜至許余陪之
歎耳
厚意無以報生擾
謝借露勢物驛作
極而困也去冬至峽苑
想報雖無相
隆令清趣不審見引
領而深有為盼
甲戌三月五日　宗仁時

て還れりと。(三)李珥の言（石潭日記の著者）によれば、義謙をして更に驚かしめしこと玆に起れり。或日義謙は例の如く、公事を以て元衡の家に至りしに、李肇敏も義謙と舊知なるが故に、誘つて其書室に入らしめたり。然るに其書室中、多く寢具ありしかば、義謙何人の寢具なるかを歷問せり。而して肇敏之に答ふるに至りて、其一は即ち孝元の寢具たることを見出せり。孝元時に齡弱冠に滿たず、未だ科擧を經ずと雖、夙に文名嘖々たりしに、義謙其元衡の家に宿せるを知るに及び、心之を卑みて曰く、安んぞ文學の士にして、權門無識の子弟と同棲するを爲さむ、彼は決して介士にあらざるなりと。是を兩人嫌隙の端緒とす。此李珥の見聞日記は、一般に信を置かるゝ所なるが故に、燃藜述の編者及青野謾輯の著者（李喜壽）常窩

雜記の著者（李敏輔）等の、盡く之を採用せるも、敢て不可なきを信ずる也。

余は玆に姑らく筆をとゞめて、何故に孝元が元衡の家に在りしかを探究す可し。上述の金時讓の說によれば、孝元は元衡の女婿安某と學友たりと云ふも、唯是のみにては、孝元が元衡の家に寄宿せる理由を解明する能はず。而して燃藜述（卷の十三）は、掛一錄を引き、元衡は孝元の妻の父と至親なれば、孝元を托せられて子と同捿せしむ。孝元年二十に滿たず、未だ思慮あらずして之に從ひしなりと說けり。是を以て稍要領を得たるが如くなれども、更に一歩を進めて、孝元の舅は誰にして何故に元衡の至親なりしかを究めざる可からず。而して余は、國朝記要東西黨論の條の註に於て、次の事實を

檢出するを得たり。卽ち尹元衡の妾、夫人に陞せられし者は、清溪君鄭允謙の庶女にして、金孝元の妻の父は、允謙の侄、卽ち縣監承季（原本承李とあれども蓋し傳寫の誤にして承季なるべし）也。此闡明によりて、孝元が元衡の家に寄寓せし理由を全然解決し得たり。元衡の妾夫人に陞せる者とは、其名を蘭貞と云ひ、元衡が黜けられて、田里に放還せらるゝ際、彼に隨ひて都城を出で、途にして藥を飮みて自殺したる婦人是也。かく推究し來れば、孝元は元衡の親戚なれば、貧者が其親戚の大家に寄食する此國の風習上、毫も怪むなき事實と了解せられたり。

　此理由にして明亮となれば、孝元は權門に出入して、其身の榮達を謀らむとする考より、元衡の家に寄寓せしにあらず、又かゝる考を起すの年齡にも達せずして、全く其家の貧

なりし故なるを斷言するに憚からざる也。

尋で孝元は科擧に應じ、最優等の成績を以て及第し、才名益盛なるが上に、身を持すること嚴格に、職に當りて忠實也。是に於て、朝士爭つて之を推し、就中吳健は、最之を薦むるに務め、遂に其才の大に用ふ可きを見て、銓郎たらしめむとするに至れり。銓郎は卽ち吏曹正郎にして、時人の榮職となせる所也。然るに義謙は、國舅の子を以て、而も李樑の跋扈を防ぎし功により、前輩士類の推重する所となりて、頗勢力ありしが、新進の孝元の銓郎たることを欲せず。金繼輝が、孝元を銓郎たらしめむことを義謙に謀るに及び、義謙は默然として之に答へず。再問にあひて、其元衡の家に客たりしことを陳して之を拒みしは、當時の見聞者李肇敏が、其著掛一錄に

於て明言せる所也。燃藜述卷十三參看而して孝元は、義謙の有力なる反對の結果として、直ちに銓郞に登るの榮を得ず。屬僚に甘んずるの忍耐を、六七年間繼續せざる可からざりき。

此妨害は、孝元をして、義謙に快からざる所あらしめたり。而して孝元は、數年の後、吳健が屢義謙の家に到りて說破せし末に、漸く銓郞となるを得しが、喜びて人材を引き、事に臨みて踟蹰する所なかりしかば、後進の士は、皆其有爲の人物たるを見、又以て賴るに足る可きを認知し、靡然として之に趨けり。此時に當りて、孝元甞て人に語て、義謙の柄用するに足らざる人物たることを洩らしゝかば、此事口より口に傳はるに從ひ、針小を棒大ならしめ、義謙を推重する一派は、皆孝元を以て、前日の怨を啣みて之に報ゐむとする小人なり

とし、孝元を推重する一派は、義謙を以て正道を害するの人となし、玆に分黨の漸を生ぜしこと、是亦當時の目擊者たる李珥の日記石潭日記卷五第廿三丁右によりて明か也。

以上査定の要旨は、李肇敏の書室に於ける金孝元の寢具の發見は、義謙をして孝元の出身を妨ぐるの動機を作成せしめ、而して其反動として、孝元が義謙を排斥するの端を開ける結果、始めて分黨の形勢を馴致せしことを明かにするにあり。而して孝元が元衡の家にありしは、柳光翼の楓岩輯話卷七及李長演の朝野輯要卷十に曰ふ所の如き、交を李肇敏に結びて、權門に出入するの考に基きしにあらざることの發見を、併せて告白せむとするにある也。

第三章。東西分黨の眼目はいかなる點に存せる乎。幷に其名目の出處如何。

此問題を解くに當り、先づ李浚慶の遺劄と云へるものに就きて、一言するの要あるを信ず。浚慶は、元衡の敗以來、宰相となりて重望を負へる者、宣祖五年（我元龜三年）七月七日、病革まりて死するに臨み、劄を上りて、四箇條の忠言を王に致せり。而して其第四項は、卽ち「破朋黨之私」の一條なりき。是に於て、王驚きて大臣を召し、之を示して以て朋黨をなすもの、誰なるかを問へり。議論は沸騰して二派に分れたり。一は浚慶を以て士林に禍する者なりとし、遂に其官位を追奪せむとせる者、一は其心事を諒として、追奪に反對せる者、是也。余はか

ゝる政治熱に浮かされたる追奪非追奪の愚論を批評せむとする者にあらず。而も浚慶をして、臨終の遺言に、朋黨の私を說かしめし內情を、冷靜に硏究せむとする也。

先づ浚慶は、東西分黨の萠芽を觀破して、此言を發せしや否やを決せざる可からず。何となれば、若し之を觀破せしものならば、東西分黨の兆候は、此時已に明亮なりしことを知り得可ければ也。余は是につきて、慥に兩說あるを見る。(一)燃藜記述(卷十二)に引ける東皐年譜(李浚慶の年譜)によれば、浚慶の明、已に其萠芽を觀破せしが如し、(二)李喜壽の論(靑野謾輯卷三)によれば、浚慶は全く東西分黨を觀破せるにあらずとなせり。余は東皐年譜を棄てゝ李喜壽の論を取る。何とならば、浚慶の見て以て朋黨となしゝ所のものは、新舊兩輩の意見の衝突にありし

こと、青野諠輯を待たずして知るべく、東西分黨は全く之と性質を異にせるものなれば也。

蓋し浚慶は四朝の元老を以て、保守派の領袖とも云ふべき位置にあり。其清嚴自ら持し、權奸を屛黜せるの功勞は、彼に反對の態度を執りし李珥すらも、之を許せる程なれば、卑野の人物にあらざりしは明亮也。然りと雖、頑固にして自信強く、新進の儒士に聽かざりしより、後者と相合はざりしことも亦疑を容れず。當時の目擊者白仁傑が、現に新舊の不和を論じ、新派の弊は危激に流れ、舊派の弊は偷安に流るゝことを辯じたるは、卽ち其證也。猶此間の消息を最よく曝露せしは、年少才士奇大升高峯の行爲なりとす。何とならば、彼は鋭敏勇邁にして浚慶と好からず、遂に官を棄てゝ鄕里に歸る

に至りたれば也。

此新舊の不和は、浚慶をして、其死に臨みて朋黨の私に説き及ぼさしめし所以に外ならざりき。故に其私を説く所に於て、斯の如き言を發せり。曰く「一言不合、則排斥不容、不事行檢、不務讀書、而高談大言、結爲朋比者、以爲高致、遂成虛僞之風」と。是れ明に新進の儒士を罵りたるもの也。新進輩は之を聞きて激昂せり。公平の人と許さるゝ李珥さへも、朝講の席に於て、浚慶を嘲りて小人となし、更に其上書中、彼を罵りて「娼嫉の嚆矢、陰賊の赤幟」と曰ふに至れり。是に於て乎余は、浚慶が東西分黨に對する先見を否認せざる能はずと雖、彼が新進儒家に加へたる言の、偶々他方面に於て、東西分黨の讖をなすに至れるを悲まずんばあらず。

沈義謙は、亦此新進派の部類に屬する一人なりき。而して浚慶の死後は、勢に乘じて、已之に代らむとする野心ありき。是時に當りて、年少にして文名ある金孝元は、其才を吏務に試み、忽ち好評を博して、朝士の推奬を蒙りたりしを以て、義謙は玆に恐るべき敵手を得たるものと謂ふ可し。故に孝元が尹元衡の客たりし所以を以て、銓郎たるを遮れり。李珥は宣祖十一年、成渾（牛溪）に答ふる書に於て、此事は義謙の私意に出でたるにあらずして、舊愆を過念せしまでなりと云ふと雖、是れ黨爭を融和せむとする辯護の言にして、余は義謙の狹量を以て、一種の競爭心の發顯と推定す。而して孝元一たび銓郎たるや、喜びて人材を引き、事に臨みて回撓する所なく、閃々たる鋒鋩は益發露せり。而して彼は、曩に義謙の爲に

進路を妨げられたるが故に、心中義謙を短とし、鬱憤の氣已に其口吻に現はるゝに至りし也。偶義謙の弟に、忠謙と云へる者あり。一派は之を推薦して銓選（三人の候補を定め其中より銓郎に選出するをいふ）たらしめむとす。而して孝元は許さずして曰く、天官豈外戚の私物にして、沈家の專有する所ならむやと。李珥は亦宣祖十一年、成渾に答ふる書中に於て、孝元必しも私怨に報ゐむとするにあらず、只見る所此の如くなりしのみと云ふと雖、前後の關係より之を推斷する時は、明に疇昔の復讐と解す可し。而して沈義謙は之を聞きて、外戚豈元凶の門客に勝らずやと冷笑し、雙方の感情は益害せられたり。

此時に當りて、義謙は已に先功によりて、前輩士類の推す所となり、位亦大司憲の榮を占め、（宣祖六年八月叙す）李浚慶の死後、其勢

力の増進は、火の原を燎くが如し。而して孝元の才識と敏腕とは、優に後進士類の同情を集めたるが故に、勢力二分の形を馴致せるも怪むに足らず。宣祖八年七月、孝元司諫となり、許曄大諫となる。許曄は先輩の士、而も孝元の人と爲りに服して之を許せる者、是を以て年少士類に推されて、勢其首領となる。而して時の右議政朴淳は、清名重望ありて、先輩士類の推す所たるが故に、勢亦一方の領袖たる有樣となれり。

沈金二人の嫌隙は、末流の囂々によりて、益之を大ならしめしことは蔽ふ可からざる事實也。是を以て李珥は、當時盧守愼（朴淳の後を承けし此時の右議政なりし）に謀りし言の中に、兩人は皆士類にして、深く嫌隙を成せるにあらざるに、唯其小隙に乘じて流言を放ち、遂に朝廷の不靖を致す者は、末流輩なることを陳辯せ

し所以也。盧守愼仍て其趣を宣祖に上言せしに、宣祖驚きて、兩人言ふ所何の事ぞと反問せり。守愼答へて曰く、互に平生の過失を言ふのみと。是れ燃藜記述（卷十三）靑野謾輯（卷四）朝野會通（卷五）等の共に記載せる所にして、最肯綮に當れる言也。

以上の究査によりて、余は玆に次の結論を得。曰く、東西分黨の眼目は、新派の舊派に代らむとする際に起れる競爭に基きたる感情の衝突にして、區々の人身攻擊に起りて、末流の波を揚げし私爭たるのみと。而して其張本人の一方は、門閥にして功勞ありしが爲に、先進の士類多く之を助け、他の一方は才學群を拔き、竦手人を引きしによりて、後進の士類多く之に附き、先後兩輩の旗幟鮮明たるが如しと雖、其爭の當事者は、共にこれ新進の士にして、決して新舊兩思想の衝

突と混同す可きにあらざる也。

余は己に東西分黨の眼目を陳述したれば、是より進みて、東西の二字は、何の處より起りしかの問題に移る可し。

東人西人の名は、沈金二人の居宅の位置によりて起りたる綽名也。燃藜述（卷十三）は、東西二字の起原につき說明して曰く、孝元の家は、乾川洞に在り、義謙の家は貞陵洞に在りしが故なりと。卽ち乾川洞は、京城の東部にあるが故に、孝元派を東人と云ひ、貞陵洞は西部にあるが故に、義謙派を西人と云ひし也。然るに朝野輯要（卷十二）には、沈の家は彰義洞に在りて、卽ち洛陽の西村なり、金の家は駝駱峰に在りて、卽ち洛陽の東村なりと見え（宣祖上の條）黨色錄（寫本の一小冊）には、東人は金孝元領袖と爲る、家は駱山に在り、故に云ふ、（東人の註）西人は沈義謙領袖と爲

る、家は白門にあり、故に云（西人の註）と記せり。駱山は駝駱峯と同處なること論なしと雖、乾川洞とは如何なる差違あるか。又白門、彰義門及貞陵洞は。共に同一なりや否やは、一言せざるを得ず。在昔京城東村中に駝駱峯あり。駝駱峯中乾川洞あり。而して乾川洞は、今の景慕宮の東南に當れり。而して西村中に大小貞陵洞あり。大貞陵洞中、彰義洞あり。彰義洞は、今の貞洞露國領事館の邊也。又白は西方の色と見做さるゝが故に、白門は卽ち西門を云ひ、貞洞は今も西門内に位せり。されば、燃藜述、朝野輯要、及黨色錄の東西に關する名は、只精粗の別あるのみにして、共に同處を指せるを了知し得べし（金孝元の家は今日已に湮滅して知る可からず沈義謙の正裔沈相洛は今西門外八角亭に移居して現存し家に靑陽君家乘（靑陽君は沈義謙也）刊本二冊を藏せり）

東西名目の起原は是にて明か也。而して此名は、自稱に出

でしにあらずして、世人の綽名によりしものとす。其證は、李珥が「辭大司諫疏」中に、東西の名は、もと閭巷不根の談に出でしことを公言せるを以て明亮とす。栗谷全書卷七第二十七丁右されば、素より深意の含まれたるに非りしと言ふまでもなし。

第四章。書院が分黨起原に關係ありと云ふは、果して正當なる見解なりや。

書院は、名儒賢臣の遺靈を祀るが爲に起り、而して青年子弟此處に會合して、經書を講究する處たりしことは、特に贅せず。而して李朝は、儒教を國教と定め、專ら朱學を尊奉せるが故に、儒家は朝野の最重んずる所たりしのみならず、死後も亦多大の崇敬を受けたりき。彼子弟等は、其遺靈の下に、專

心一意、道義の講論を以て、書院本來の面目を發揮せしならむには、書院は李朝の教育史上、最興味ある紙面を塡充せしなる可し。然るに事茲に出でず、種々の弊害起りて、はては匡救の道なきに至れり。

第一。書院の弊害は、時代と共に增長せり。

余は已に書院の弊害を否定せず。否反て時代の下るに隨ひて其增加せることを信ず。今信用すべき材料二三を擧げて之を證明せむ。

余の究査によれば、始めて書院の弊害を論じたるは、宣祖の十一年に提出せし、李珥の「應旨論事疏」を推さゞるを得ず。（之より先き中宗の二十年鄭逑の李滉に與へし書中書院の事見ゆれど其弊を說かざるは素より然るべき筈なり）而して珥は、其疏の末節に於て、儒生相聚り、放意自肆、矜式する所なく、藏修の效

を見ずと曰ひ、而して其原因を以て、師長を設けざるにありとなし、爾後洞主、山長を置きて、俸祿を給すべきを論ぜり。其後洪鳳漢等が東國文獻備考（巻二百九）に掲錄したる、仁宗三十二年、慶尙道觀察使の啓、孝宗八年、忠淸道觀察使の啓、肅宗八年金萬重の疏は、共に書院濫設の弊を告白せざるなく、英祖十七年には、遂に祠堂書院三百有餘を撤毀せしむるに至れり。是れ實に書院に加へたる大打擊にして、其弊害の甚しかりし證明たるを失はず。

夫れにも係はらず、更に哲宗の中年に成りし龜菴叙言（寫本一冊）は猶當時の弊竇を摘發せるを見る。是によりて、(一)當時の書院は益無規律となり、(二)科擧の行はるゝ時は、案を割き名を換ふるの弊盛にして、(三)儒生は鄕中の公議の何物たるを

知らず、(四)殿內の從享の何人たるをも辨せず、(五)儒敎の本旨たる先王の制を解ずる者なきに至れることを認知し得可し。然れば則ち、書院三百年、流弊の增長素より疑ふ可からざる也。

降て我明治十九年七月、日本に於て開刊せし朝鮮政鑑は流石に韓人(朴齊炯)の著はせる所とて、記事鑿々要領を得、上卷(第三十六丁左)書院の事を說ける所、又更に其弊害を指摘して明晰なるを覺ふ。著者は、濫設せられたる書院の內情を穿ち、道義の講論は漸く朝政の批評となり、檄を國內に傳へて衆口聲を同じくし、官の任免衆望に添はざらば、論議沸騰、之を格塞せる事を記し、初は大臣宗戚と雖、其議を恐れて節操を磨く所ありしも、後には遂に私怨を以て旗幟を樹て、排擠攻擊して

跚跉をなすに至れりと說けり。書院が當初の目的を逸脫して、弊害の益々大なるは、爭ふ可からざる所。大院君が斷乎として、全國の書院を毀たしめしも、亦宜ならずや。

第二。書院の弊害は、東西分黨の當初にありては、未だ是に關係ある迄に增長せず。

余は已に書院の弊害の大なりしを知る。而して後世に於て、黨爭に影響を及ほしゝことをも承認する者也。然りと雖其事實につきて、余は一二の著者と見解を異にせることを辯ぜざる可からず。上記朝鮮政鑑の著者は、書院弊害の結論に、「此本邦黨派之始也」と速斷し、（同書卅六丁左）朝鮮近世史の著者は、一に之に從ひて、黨派の爭は書院に起原すと說けり。（同書卷下二十七丁）余

は分黨の當初に於ては、書院は是に關係するまでに發達せざりしことを主張する者也。

黨爭の名目の始めて定りし東西兩派は、宣祖の初年に分裂せしこと、前章言ふ所の如し。（沈金二人が外官に轉補せられたるは宣祖の八年也）而して書院の起りは、中宗三十六年に成りて明宗五年に勅額を賜ひし紹修書院を以て、其始となすこと已に世に說あり。（馬義慶の竹溪誌（二冊本）に此說を載せしより李濟臣の䡩鯖瑣語（一冊本）之を引用し燃藜別集（卷四）に更に之を引用せり）中宗三十六年は、宣祖八年、（沈金轉補の年）を溯ること三十三年也。三十三年の歳月は、素より弊害を生むに足らずとせず。然りと雖、其弊害たるや、未だ單簡なる性質のものに屬し、黨爭の起原に關係を及ぼす程に、範圍は擴張せられざりし也。其證は、李珥の「應旨論事蹟」によるも明亮也。此蹟は前にも云ひし如く、宣祖の十一年を以て提

出せられたるものにして、其中に、儒生の矜式する所なきを述べて、師長を置く可きことは之を明言せり。然るに黨爭に關係あるの弊害に至りては、未だ毫末も論及せざるにあらずや。提出者たる李珥は、身親しく東西分黨の間に處し、最其內情に精通せる人たるのみならず、中立を守りて兩派に偏せず、韓儒の正統を繼承して經筵に侍し、思ひて言はざるなく知りて述べざることなかりし人也。而して其云爲せし所の記錄、及詩文等は、後に集め大成して、四十四卷（本集三十八卷拾遺六卷）の栗谷全書となれり。然るに其中、書院の記事は、此一蹟に過ぎざるのみならず、蹟中亦片言の黨爭に關せる弊害を說かざるは、余の主張を確かむる強固なる論據也。

李濟臣の鯸鯖瑣語に至りては、稍之に勝れる獘害を說け

り。卽ち時人が、鄕校を賤みて書院を尊ぶに至れるより、無智の者、亦院儒の威を假りて守令（地方長官）を毀譽し、守令も亦之を畏れたりし事是也。（同書「外方鄕校」の條）さて此時代は、何年の頃かと考ふるに、著者は其前節（「我國古無書院」の條）に於て、「及今萬曆四年、距始立白雲書院、纔三十餘年、」（白雲書院は卽ち中宗三十六年の創立にかゝれる後の紹修書院也）の言を挿入せるより推せば、宣祖九年と判定す可し。宣祖九年は、沈義謙及金孝元が補外の制裁を受けし翌年に當れり。然れば則ち、東西分黨の已に成立せし頃に至りて、或は院儒を楯として、地方官の毀譽を試むる者ありたりと見ゆ。然りと雖、是れ必竟地方に於て、目に丁字ある者少きより、經書の講讀を爲し得べき村儒の得意を來せるまでにして、京城に於ける分黨を煽動せし證迹は、一も之を徵ず可からす。而して東西分黨の原因

は、余の究査によれば、中央政界に於ける新進派の感情衝突に基けること、已に論定せるが如くにして、區々たる書院は、毫も之に關せるものにあらざるを斷言して可也。

是と反對に、中央政界の分爭が、其後影響を書院に及ぼしゝことは、余の否定する所にあらず。是れ書院を以て、黨派の起原となすとは、大に異れるもの也。而して余の知る所を以てすれば、白時昉の棠山先生實記（卷二第十丁左〇棠山は白惟成の號也）に、宣祖二十四年、全羅の儒生丁巖壽が、上疏して、李山海、柳成龍等を指斥せることを錄せるは、以て其始見となす可し。蓋し丁巖壽は西人の大家たる鄭澈の指嗾によりて、此上疏をなしたりしこと、宋時烈の草せし鄭澈の碑銘によりて知るを得可く、而して李山海、柳成龍は、共に東人なれば、是れ中央政界分爭の

影響と認めて不可なかるべし。然し是とて、分黨を距ること既に十有六年の後なりとす。

第三。東西分黨以前に、書院は其數未だ微々たるもの也。

紹修書院は、李朝書院の元祖と云ひ傳へたり。然りと雖、仔細の調査は、猶其以前にも、三箇の書院ありしを發見せしむ。卽ち(一)丹城の道川書院は、早く太宗の元年に成り、(二)星州の川谷書院は、中宗の二十三年に成り、(三)扶安の道洞書院、亦其二十九年に成れるにあらずや。唯夫れ是等は、未だ完全なる書院と云ふを得ずして、勅額を賜ふにも至らざりしが故に、馬義慶は之を棄てゝ、宋の白鹿洞の故事によりて始めて賜額の擧ありし紹修書院を、李朝書院の祖となしたる所以也。

さて此紹修書院より、宣祖の時迄に新設せられたる書院數を調査するに、余は文獻備考、及俎豆錄によりて、十六を得たり。依て左に其地名、及創立の年を附して之を年代順に記す。

1、象賢書院　報恩○明宗四年建
2、文憲書院　海州○同年建
3、濫溪書院　咸陽○同七年建
4、臨皐書院　永川○同十年建
5、五峯書院　江陵○同十一年建
6、氷溪書院　義城○同年建
7、西岳書院　慶州○同十六年建
8、文會書院　咸興○同十八年建
9、三江書院　密陽○同年建
10、研經書院　大邱○同十九年建
11、雪峯書院　利川○同年建
12、清溪書院　草溪○同年建
13、玉川書院　順天○同年建
14、仁賢書院　平壤○同年建
15、禮林書院　密陽○同廿二年建
16、玉洞書院　安邊○同年建

先づ此十六書院の位置を見、更に其內部にたち入りて穿鑿

を試み、余は以下の三要點を認めたり。

一、書院は、明宗の代に、頓に其數を增加せり。然れども、慶尙道に在るもの八と、咸鏡道に在るもの二とを除かば、政治の中心たる京城に近き、京畿、忠淸、全羅、黃海、江原の五道及平安道には、猶各一あるのみ。

二、文憲、濫溪の二書院を除きては、皆扁額を賜ふ迄に發達せず。

三、其處に祀られたる名賢碩學は、毫も東西分黨の淵源に關聯ある者なし。

此三點は、書院が猶創剏時代にありて、分黨の起原に影響を及ぼす勢力に至らざるを證するに足らむ。而して宣祖の初年には、其數又更に增加せるに相違なしと雖、是れ寧ろ時勢

の進歩に伴はむとせるものにして、分黨起原に影響を及ぼすが如き、劇しき弊を生ぜし證左は、一も之を檢出す可からず。況や之を後世に於ける書院の增加と比較すれば、猶其數の非常に少き、晨星啻ならざるに於てをや。（英宗の十七年に撤毀せし三百有餘の祠堂書院を除くも猶其存せるもの書院百八十九祠堂九十七合計二百八十六なること俎豆錄より算出して明なれば宣祖の八年頃の二十七箇は之に比較すべくもあらず其創剏時代に屬して大弊の疊出せる時に至らざるを見る可き也）

以上の事實によりて、余は書院を以て、黨爭の起原なりとする說が、深き根據あるにあらざるを認む。

第五章。　沈金二人はいかなる人物なりし乎。

沈金二人の人物につきては、當時最是非の議論の囂々たりし所也。然りと雖、多くは黨派眼を以て觀察したる見解な

るが故に、冷靜なる研究には、何等の價値なしと謂ふべし。獨り李珥は、東西の間に立ちて中立を標榜し、以て此兩黨を和解せむが爲に、全力を竭し丶學者なるを以て、其言議亦最安全なるを知る。唯それ和解を以て目的となしたる結果、多少沈金二人をして、平衡を保たしめむとするの痕迹あるは、是亦豫め心に記すべき點たるを失はざる也。

沈義謙の人物に關しては、宣祖十八年八月、司憲府、及司諫院より委曲の上疏をなし丶こと、正史國朝實鑑は諱みて之を錄せずと雖、朝野會通卷五には之を載せ、更に燃藜述卷十三に引用せる時政錄、及日月錄によれば、益明晰也。而して此疏によれば、義謙は實に品性劣等にして、あらゆる罪惡を有せる一逆人となり了らざる可からず。而も其翌月遂に職を免せ

られたるより之を推せば、當時は幾分、兩司の言を是認したるものゝ如し。然りと雖、兩司の疏それ自らは、果して幾許の價値ありや。時代の考査は、此際を以て、東人執權の世なることを知り得べきが故に、沈彈劾の奏案は、其反對黨の手に草せられ、宣祖亦勢に驅られて免職を允許せしこと、疑を容る可からず。かゝる黨派熱に浮動せられたる議論は、素より取るに足らざる也。

金孝元の人物に關しては、李珥が當時（日附不詳）金宇顒に答ふるの書、（青野謾輯卷四及び燃藜述卷十三參看）實によく多方面の觀察を網羅せり。是によりて、余は當時の孝元の月旦を數へて四種を得たり。

一、孝元は無狀の小人也。（鄭澈等の論）。

二、彼は好名の士也。（李珥の論）。

三、彼は好名の意志を帶ぶと雖善人也。(金宇顒等の論)。

四、彼は無瑕の君子也。(彼が一派の論)

今試に其內情を究むるに、鄭澈は西人なるが故に、孝元を以て無狀の小人となせるや論なき也。焉ぞ知らむ、孝元が職に忠にして人材を喜びしは、偶以て其批評眼の黨派熱に眩惑せられたるを證明せることを。而も又一方に於て、孝元が沈忠謙の立身を阻遏せる跡を觀れば、彼が濟輩の思惟するが如き、無瑕の君子と云ふべからざるものあつて存せり。總て此等の偏見は、亦余輩の採用する能はざる所也。

然らば則ち、暫く眼を李珥に注ぎて、其言ふ所を傾聽せしめよ。彼は其李潑に答ふる書(宣祖十三年附)に於て、沈義謙に對する彼の所見を吐露せり。曰く、沈は則ち我もと之と相知る、只是れ

外戚の稍優れる者、此人なくも時勢に損なし、既に士類と相合はざれば、用ゐずと雖可也、但之を小人と謂ふべからざるのみと。彼は義謙と相知れる人たるのみならず、實は其父家の外屬たるが故に、其性質を知るに於て遺憾なかるべき也。彼は更に同書簡の末に於て辯明して曰はく、沈や柄用すべからずと雖、別に顯著の罪過なし。若し當今擢用せられつゝある卿大夫に比せば、過ぐるありとも及ばざるなし。他人の要地にありて沈に及ばざる者、肩相磨する程なりと。後者は前者よりも、義謙の辯護に歩を進めたりと云ふ可し。是れ必竟外戚の稍優れる者なることを説明せるに止まるが故に、重きは反て前者にありとせざる可からず。而して余は、其言の中より、(一)義謙は外戚中の稍優れる者なること、(二)時運に

關係を及ぼす如き大人物にあらざりしことの二點を採らむと欲す。其理由は、彼が李㮚の跋扈を防遏せし事蹟に徵し、又之を前輩士類の同情を繫ぎし點より觀れば、外戚中の優れる者なりしことは爭ふ可からざる所。而も其以後、何等偉大なる理想の實現せられたるを見ざるは、卽ち是れ時運に關係を及ぼすが如き器にあらざりしを說明せる所以なればば也。

余は已に義謙を大器にあらずとする點に於て、李珥の論を然りとす。然れども、李㮚の勢冲天の時に當りて、蹶然起て之を放逐したる行爲は、これ彼の意志の弱からざりし告白也。而して彼が暫時の間に多くの敵を作りしことを觀れば、（第一に李珥を敵とし第二に李浚慶を敵とし第三に金孝元を敵とせり）人を厭忌するの傾向に富み、感情

に強き人なりしを證明し得べく、而も一年少才士金孝元を容れて、之を普用することを知らざりしは、多智の人にあらずと判定せざるを得ず。一言にして之を云はゞ、彼は感情の人也。

金孝元に對する李珥の批評は、前陳李潑に答ふる書に於て、實に好名の士たることを吐露せり。然れども言簡に失して委曲を悉さゞるが故に、更に何故に此結論を得しかの說明を求めざる可からず。恰も彼が宣祖八年及九年の兩度に於て、鄭澈に答へたる書は、最其奥意を歷陳せるを見る。其八年附の書中に於て、彼は鄭澈が、孝元を無狀の小人とし、國家を敗亂し、士林を斬伐すと爲せるに反對して曰く、我孝元を目して好名の人となす所以は他なし、公論もし彼に與せば、

勢を得て忠を行ふも、公論若し與せざれば、曲逕を求めてまでも要路に當ることを爲さざる可く、他人若しよく之を用ひなば、其才取るに足る可ければなりと。栗谷全書卷十二第八丁右參看而して翌九年の書中には、更に一歩を進め孝元の擧動が、善名を保持して勢位を固めむとするのみにあるを論じ、無狀の小人が只利祿を貪るとは、大に類を異にせることを言明せり。同書同卷第十一丁右參看李珥が目して以て好名の人となしし所以のものは、此二書によりて明亮を來せり。

李珥が金孝元を知るに於て、敢て人後に落ちざるは、嘗て彼が「辭大司諫疏」に於て、金孝元は是れ臣が同年の儕輩にして、盡く熟知せりと公言せるを以て、疑ふべくもあらず。而して彼は、孝元を評して好名の士と云ふ。余は其根據あるの言

たるを信ずる者也。然りと雖、孝元をして、單に所謂善名を保持せむことを務むる人ならしめば、機に臨みて直行し、敢て前輩の意を失ふを顧みざるの擧動は、果して生じ得可き乎。李珥自らも、嘗て其退意を決せし時、訪問の客李潑、宋大立、魚雲海を顧み、孝元事を爲さむと欲せば、先輩の心を失ふなかるべきに、反て之を排抑して憤を懷かしめし失策を說けり。(栗谷年譜卷下第二丁左)これ偶々孝元が、善名保持のみに汲々たらざるの反證なるなからむや。

依て余は、孝元を以て名を好みて八方美を粧ふの人たりとは斷ずる能はず。彼が銓郞たりし前後に於ける擧動は、才能の發展に急にして、鋭鋒當る可からざるの例證を以て充たさるのみ。而して其才能發展に急にして、所誰巨室の心を

失ふを意とせざるは、感情に脆き人たらざるを證し、事に當りて回撓する所なく、人材を喜びて之を引薦せし行爲は、理に明にして意志の強きを表明し、而も銓郞たるや否や、直に義謙排斥の端を開きしは、是亦多智の人となすを得ず。一言にして之を云はゞ、彼は理性の人也。

李珥嘗て、成渾に答ふるの書（宣祖十二年附）に於て、孝元の義謙排斥に論及し、孝元がもし遽に義謙を詆りて風波を生ぜず、而も有爲の士を引進して朝廷に布滿せしめば、國家は寧靖にして、義謙等亦弊を作すを得ざるを説けり。（栗谷全書卷十一第十四丁左參看）余は果して孝元が義謙を詆らざれば、後者が弊を作さゞるや否やを知らず。然りと雖、孝元が是に出でずして、「輕淺寡謀、先づ下手の計をなす」と曰へる李珥の言に至りては、余も實にこれ

を否定する能はず。余の彼を以て多智の人となすを得ざる所以も、亦是に過ぎざる也。

以上言ふ所の如く、義謙は感情の人にして、孝元は理性の人也。而して門閥と閲歴とに於ては、孝元素より義謙に及ばず。而も頭腦の明亮なると思想の健全なるとは、義謙遂に孝元に及ばずと謂ふ可し。是れ蓋し中立者たる李珥をして、成渾に答ふる書、（宣祖十一年附及び翌十二年附の二通）李潑に答ふる書、（宣祖十三年附）幷に宋翼弼に答ふる書（年月不詳）に於て、共に「金優沈劣」の論を反覆せしめし所以也。

人材として、孝元の義謙に優れるは右の如し。而して李珥は東西分黨の罪を以て、義謙よりも寧ろ孝元に歸すべしと思惟せり。其證は彼が成渾に答ふる書、（宣祖十二年附）宋翼弼に答ふる

書（年月不詳）及び李潑に答ふる書（宣祖十三年附）に於て、共に「結釁の曲は金にある」ことを反覆せるを以て明なりとす。而して孝元を曲とせる理由は、卽ち所謂巨室の心を失ふを顧みずして、前輩を排抑せるにありしことは、右李潑に答ふる書中、孝元が嫌を避けざるを咎めしを以て知る可き也。然りと雖、孝元にしてもし這般の回撓をなさば、卽ちその特性を滅却する所以なれば、之を孝元に望む可くもあらず。又彼が義謙に快からざる原因は、義謙が其官途の昇進を阻遏せしに起れりとすれば、未だ必しも、曲孝元にありと斷ず可からず。依て余は、李珥の此論を以て沈金兩人の平衡を保つに失して、深く據るに足らずとなす所以也。

第六章。沈金二人は、いかなる制裁を何故に受けし乎。

沈金二人に制裁を加ふるにつきては、李珥亦其發言者たり。宣祖の八年十月、彼は二人角立の説紛々たるに及び、一日右議政盧守愼に見えて、制裁の意見を吐露したり。而して其原案は、二人を京城より出すにありき。理由は卽ち二人共に是れ士類にして、黑白邪正辨ず可からず。且眞に嫌隙を作して、相害せむと欲するにあらず。只末俗の輩、此小隙に乘じて流言を重ね、以て朝廷の不靖を來すが故に、姑らく物議の張本人を遠ざけ、以て紛擾を鎭定せむと云ふにありし也。

余は李珥の言の幾分辯護に過ぎ、而して其制裁の方法の

無效なるべきは、豫め知り難きにあらずと思惟する者也。然るに盧守愼は、他に良案なかりしものと見えて、李珥の案を採用して、經筵に於て之を宣祖に上言せり。宣祖之を聞て怒れる所あるもの〻如く、同じく朝に在らば、當に協同和合すべきに、互に相詆毀するとは何事ぞ。二人皆外に出すべしと曰はる〻に及びて、李珥の制裁方法は、いよ〳〵事實とならむとしたりしかば、李珥も亦言を重ねて、二人を京外の官とし、以て根本を絶つべきを上言せり。而して時の弘文館正字たりし金晬は、溫和說を取りて曰く、二人の才皆用ふ可し、必しも外に補するを要せず。時機到らば自ら融和す可しと。承旨李獻國亦此論に贊し、上親ら二人を招きて、諭すに和解を以てし給はば、二人相容れて朝に立つ可しと主張したり。余

は此和解説の最愚なるを笑はざるを得ず。宣祖亦素より、金晬、李献國等よりも、時局を察するの明ありしかば、心中李珥の論を取るに決し、遂に年の十月（西暦一五七五）を以て之を發表せり。

發表せられたる辭令はいかなりし乎。曰く、特旨を以て金孝元を慶興府使に除す、此人朝に在らば、朝廷をして不靖ならしむ、當に邊吏に補す可しと云ふにあり。慶興は豆滿江下流の沿岸にありて、京城より實に二千二百韓里也。（一韓里は三百六十歩一歩は周尺六尺なること大典會通工典に規定せるが故に一韓里は我三町五十間二尺四寸（曲尺）に該當す）而して沈義謙は、京城の北僅に百六十韓里なる前朝の舊都、開城の留守を命せられたる也。これ明かに孝元を譴責するの實を表示せるものと謂ふべく、而して義謙は、先后の至親なるが故に、之を重んずるの意に出でたること、國朝寶鑑の説當れりと云はざる可

からず。〔同書卷二十六第十二丁左〕是に於て、鄭大連〔吏曹列書〕金貴榮〔兵曹列書〕等は、再三啓文を上りて、慶興は胡人の地に接し、書生の任に當る可き所にあらざるを陳せしかば、綸言玆に改まりて、孝元の任所を富寧に換ふることゝなれり。然りと雖、富寧も亦咸鏡北道にありて、慶興と大差なき也。原案者たる李珥乃ち復啓する所あり。兩人補外の説は、もと鎭定の策に出で、孝元を罰するにあらざるが故に、更に内地の僻邑を授けられむことを上言したりしかば、綸旨再び改まりて、間もなく三陟府使に除せられたり。三陟は江原道の東南隅にありて、京城を去ること六百五十韓里。而して沈義謙も、尋で全州府尹に改補せらる。全州は京城より南五百韓里也。

沈金二人に對する制裁が、外官に補するにありしは、上に

陳述する所の如し。而して余は、此制裁を施すに至れる原因に溯りて、更に一言する所あらむとす。もと此制裁は、己に原案者の理由とせし所に明かなるが如く、朝廷の不靖を恐れたるに出でしや言を待たざる也。而して余は、此不靖と云へる言につきての內情を探りて、容易ならざる事實ありしを索出せり。而して此事實は、補外の原因を說明するに最價値ある所以のもの也。

宣祖八年七月、載寧黃海道に於て、奴其主を殺せる裁判事件あり。警官臨檢して其屍を調査するに、別に致命の原因を故殺に歸するの證據を發見する能はず。是に於て、知義禁洪曇は證據不充分の廉を以て、無罪放免を主張したり。裁判長朴淳曰く、奴其主を殺すは人倫の大事、輕々しく釋す可からず、

と。然りと雖、洪曇の辯論抑制すること能はざりしを以て、再び其屍に就きて臨檢を行はしめたり。然るに其檢官は、亦故殺の證なきを以て、或は病死ならむと復命せり。朴淳乃ち、廣く之が說を求むるに當り、時の右議政盧守愼は、其輕く釋すべきものにあらざるを主張せり。然れども、宣祖は洪曇の說を是とせしものゝ如く、いよ〳〵放免を命じたり。然るに司憲府は、啓狀を上りて再鞫を乞ひ、大司諫柳希春は、裁判を取消すは後弊あるが故に、爲す可からずと主張し、弘文館は劄を上りて、かゝる人倫の大事に關する訴訟は、須らく推鞫審査を遂げ、無罪の證左明確なるを待ちて、始めて之を釋すべし。今證據不充分なりとて之を放免せば、後日物議必ず生ぜむ。若し無罪なれば、再鞫を要せざれども、萬一有罪たること

あらむには、幾たび獄を起すも可なりと奏し、司憲府の啓に賛同して、司諫院の說を駁し、遂には其官吏を免職せむとまで上言せり。宣祖は先に放免を命じたるにも係らず、今又弘文館の說に從ひしかば、玆に司陳院の交迭ありて、許曄新に大司諫に任じ、金孝元は司諫となれり。

余は、此裁判のいかに無秩序にして威信を缺けるかにつきては、敢て言はざる可し。何となならば、此國に於ける裁判は、概皆此に類して、毫も怪むに足ることとなければ也。只余は、かゝる上下を擾動せしめし訴訟事件中に於て、東西排擠の影響を見るを悲しむと同時に、又他方に於て、李珥が沈金二人に制裁を加ふるの原案を提出せし理由を明にするを得たるを喜ぶ者也。何となならば、裁判長たる朴淳は、卽ち是れ西人

の領袖にして、新任の大司諫たる許曄は、東人の領袖たりしこと、前に陳辯せし所の如くにして、而も這般の訴訟事件の餘波は、黨同伐異、私を以て公を沒するの嫌を見るに至りたれば也。依て猶其內情を究査するに、もと許曄は、彼の奴に殺されたる主人と姻戚の關係あり。然るに其奴は放免せられ、殺されたる主人は、遂に口なくして訴ふる能はざるを恨としたりしが、今や大司諫に拜するに及び、切りに推窮を主張せるのみならず、朴淳が宰相兼裁判長たる身を以て、判決の威信を缺き、度々鞫查の失態を來せるは、其職に堪へざるものなりとして、之を罷めむことを啓請せり。（尤宣祖は之を許さゞりき）而して金孝元は、其下に司諫の職を奉じ、亦許曄の論を非とせざりしかば、是れ畢竟、西人の領袖たる朴淳を攻めて、以て沈義

謙の勢を削るの謀なりとの疑を士林に惹起せしめたり。今此朴淳の措置は、素より以て裁判長の職責を全くせりとは思惟する能はず。然りと雖、這般の事、何ぞ獨り朴淳に於てのみ之を咎めむ。況や彼は、自己の議論としては、奴を釋さゞるを主張せしに於てをや。許曄が嚴しく之を職責に問ひ、以て朴淳を罷めむとせしは、余は士林の疑惑を起しゝも、亦故なきにあらざるを認む。

朴淳は重望ある宰相、許曄亦先輩と仰がるゝの人、而も黨臭を帶びて此排擠を行ふ。若し之を顧みずして、勢の趨くまゝに放任せむ乎、其弊の及ぶ所、遂に能く制す可からざらむ。是に李珥の憂ひて以て不靖となしたりしは偶然にあらず。是に於て乎、余は其補外案の提出せられたる原因の推究中、黨弊

の根底已に甚深く、東西の分爭は、持久的性質を帶びたるを發見するを得たるを多とす。

第七章。　制裁の效を奏せざりしは、いかなる事實によりて之を證明し得る乎。

分爭は已に持久的性質を帶ぶるまでに步を進めて、而も制裁は其弊根を芟除するの力ありと謂ふ可からず。其效驗なかりしも怪しむに足るなき也。洵に東西の分黨は、戊午、甲子、若くは己卯の士禍の如くに、儒俗二派の分爭にもあらず、又癸酉、丙子の事變の如くに、事直接に王室に關せるにもあらず、骨を斬り血を流すの慘なかりし代りには、浸潤彌蔓、病已に膏盲に入りて治す可からざるに至れる也。

然れば則ち、制裁の效なかりし證左は、いかなる事實によりて之を明にす可きか。余は玆に、

(一)補外後東西兩黨の內情

(二)李珥歸鄕の原因

(三)三尹排斥の情實

の三に分ちて、簡明に當時の時勢を批判せむとす。

(一)補外後東西兩黨の內情。

沈金二人の補外は、之を其形迹より觀察すれば、主たる懲戒處分は、金孝元に加へられしことを爭ふ可からず。是を以て李珥は、其制裁の發案者ながら、心中安んぜずして、孝元の任所變更を王に上言せし所以也。孝元已に度々其任所を變更せられたれども、東人の喜ばざること依然たるものあり。而

して之と反比例に、意氣軒昂たりしは西人なりき。

西人得意の狀況は、議論漸く激越に亘りて、切りに孝元の人身攻擊をなしゝを以て推知す可し。蓋し西人は、其勢に乘じて東人を壓せむとしたる也。而して李珥は補外說の發案者たりしにも係らず、斷乎として此西人の追窮に反對せり。卽ち彼は、其當時の日記石潭日記卷六第三丁左に於て、彼が補外の說を唱へしは、意只鎭定を欲するにありて、深く追窮せむとするにあらず。然るに、旣に孝元を出してよりは、朝論激越して、深く之を治せむと欲せるが故に、彼は極力之を止めし事を記載せり。而して西人中の傑物鄭澈の如きは、李珥が孝元排斥に贊同せざるを以て、詩を作りて之を諷するに至りしかば、珥は更に長書を澈に送りて、反覆辯明を試みたり。宣祖九年彼は此

書によりて、孝元を惜む者必しも邪ならず、彼を斥くる者必しも正ならず、要は心の公私如何にありと論じ、（栗谷全書卷十二第十丁右參看）其結末に於て、珥果して金に私するか、抑公は士林の無事を願ふか、一身の爲に謀るか、國家の爲に計るかと反問せるは、誠に公正の言と云ふ可き也。（同書同卷第十二丁參看）鄭澈にして斯の如し。況や其他の黨人に於てをや。彼等が滔々として補外の制裁を恐れず、否、寧ろ之を濫用して、反對黨を壓倒せむとせしは、蔽ふ可からざる事實也。

余は玆に其證左として、洪聖民の李誠中彈劾事件を述べむ。洪聖民は、司諫府の大司諫にして西人たり。李誠中は司憲府の持平にして孝元の親友たり。大司諫は最威權ある華職にして、其彈劾は百官の懼るゝ所也。而して洪聖民は、今其職

に在るに乘じて、敢て李誠中を劾遞せむとす。其爲し易きや言を待たず。而も發表の前、先づ之を李珥に謀れり。珥色を作して曰く、是れ何の言ぞや、誠中別に罪なきに、單に孝元の友人たるを以て之を劾遞せば、論議益紛々を致さむと。聖民聞て之を然りとし、而も遂に西人の强誘に抵抗すること能はずして、誠中を彈劾せり。此事件は事大なりと云ふにあらざれども、沈金補外後、東西分爭の弊、決して輕減せるにあらざることを證明するに足る。

依て余は、次の結論を下さゞる可からず。卽ち西人にありても、已に其發頭人たる沈義謙を失ひしことなれば、制裁の效もしこれありとせば、其意氣阻喪すべきに、事實は之に反して、却て得色あるの異觀を呈せり。然れば則ち、東西の爭は、

夙に沈金二人の爭を離れて、其利害の中心點は、他に推移しつゝありしを了知す可し。故に補外の制裁は、毫も其效を奏せずして、病根遂に治す可からざるを致しゝも、素より偶然にあらざるなりと。

(二)李珥歸鄕の原因。

栗谷年譜卷下劈頭、宣祖九年二月、李珥が其鄕里栗谷に歸還せること見ゆ。此歸鄕の原因を推究すれば、當時止み難き内情の潛伏せるを認知し得可し。

(a)屢々いひし如く、補外は未だ時弊を救ふの效力あるにあらず。然りと雖「容默を以て達權とする」の時勢に於て、斷乎として制裁を主張したる李珥の勇氣は、亦稱賛の價値なきにあらず。而して其發表の結果は、西人勢に乘じて孝元を陷

れむとし、李珥の之に同せざるを見て、反て不快の感を抱けり。而して東人は、主として孝元を處分せられたる形迹あるによりて、亦其發案者を怨めり。中立を標榜して、和解を以て己が任となせる李珥の身邊には、端なく攻擊の矢は雙方より放たれたり。

(b)初め宣祖八年十月、孝元の慶興より富寧に轉補せらるゝや、其邊境の地たるに於て大差なかりしかば、李珥は曩に、孝元等を外に出さむことを宣祖に言ひし人たるにも係らず、更に孝元の爲に、內地を授けられむことを上言せり。而して宣祖は、珥を以て、孝元に黨せりとなし、怒氣色に顯はれて言辭不穩なりしは、燃藜述の記事によりても了知す可し。（同書卷十三「金孝元既拜富寧」の條）其後珥の謁見して、曩日の啓辭が意を達する能は

ざりしは、恐惶已まざる旨を上言するに及びて、宣祖亦珥を以て我意を誤解せりとなし、疑團一時氷解せられたる如くにして、孝元遂に三渉府使に轉補せられたりと雖、內實宣祖は、漸く珥を喜ばざるの傾向を生ぜしが如し。そは南彦經が、珥の退意を飜さむと試みし時、（宣祖九年二月）珥は信を上下に見ずと曰ひて之を辭し、又金宇顒が留任を勸めし時も、「上說下聒、皆相信ぜず」と曰ひて、之を聽かざりしこと、彼自らの日記によりて明かなれば、彼の退意を決せし一因は、卽ち是にあるや疑を容れざる也。

余は、以上二箇の事情を以て、珥をして歸還の止む能はざるに至らしめたるものと信ず。然れば則ち、彼の歸還は、一朝一夕の故にあらざるを以て、盧守愼、朴淳等の名望と勢力と

を以てして、猶珥の歸還を止むること能はざりしも、亦怪むに足るなき也。

是に於て、補外の制裁は、黨爭を鎭定するに足らざるのみならず、却て其發議者は、職を罷めて退歸せざるを得ざるに至れり。是れ明に黨爭の惰力は、制裁力に打勝てるものにして、李珥の歸鄕は卽ち黨爭の盛なる證明に外ならざる也。

(三)三尹排斥の情實。

三尹とは、尹斗壽、尹根壽、及尹晛の三人也。此三人は、何れも顯要の他位にありたりしが、宣祖の十二年(沈金補外の年より五ケ年目)に排斥せられて、共に職を罷められたり。是につきて、更に紛糾せる情實ありしことを撿知し得可し。

今其內情を述ぶるに臨み、一言以て兩黨の消長を語らざ

るを得ず。かの沈金兩人の始めて外官に補せられたる時は、西人の勢力東人を壓して隆々たりしが、勢に乘じて事を成さむとせし過によりて、輿論は漸く西人に與せず。反て東人をして、清名を專にせしむるの結果を生ぜり。是に於て、後進の爲すあらむとする者、概ね心を東人に寄せ、東是西非の論を主張するに至れり。是れ實に隱約の間に於ける形勢の變遷にして、而も最看過すべからざる所也。

此時に當りて、尹晛、金誠一の二人は、共に詮郞の職にありて議論相合はず。尹晛は西人にして、金誠一は東人たり。而して尹晛の叔父尹斗壽、尹根壽兄弟は、皆顯要の位置にありて、每に西人を扶けて東人を抑へむと欲せり。是を以て東人は、甚彼等に快からざるものあり。就中事を喜ぶ者は、西人を攻

撃して患を防がむと欲し、先づ指を尹家の三魁に屈したりき。

之より先き、尹晛が、沈金補外の後、幾もなくして詮郎に擧げられたるは、全く當時盛なりし西人の勢によりて任命せられしものなりと思惟せらる。何とならば、李珥は其當時の日記石潭日記卷六第三丁左に於て、明に晛の詮郎に適せざることを公言し、只一方に於て、力量ある李潑が、詮郎として其職にあるが故に、晛は之に制せられて、私を營む能はずと思はれたれば、姑く之を看過せしことを記したれば也。尋で潑は、其職を辭せしかば、晛は果して事を用ひて專横を極めたり。然れば尹晛は、果して善良の人物にあらざりしに相違なき也。今や三尹が東人の物色中に入るに當り、尹斗壽賄賂を受くるの評

季玄淙以長興知府之
任以詩贈別
家光曾托
尋椿契少歲肩隨猥
辱行參落山丘俱宿草
與利相對祗堪傷
七十殘生荻病綿送君
今日意茫然暮年離別
不堪恨消息還憑雁
傳
孫城斗絕海波環野外
層翠竹間更說天冠真
勝境碧峯平對漢
山
出牧商山憶往時行春
路上見棠梨隣城盧遂
含沙計循吏長留去後
思
江南五馬郎專城擬向
清秋奉
毋行竹笋時魚六暮養三
公回首是浮名
班掾遺編爲令書文章
正脉詎欺余鳴琴卧閣
應多暇潜玩深功莫自
踈

萬曆丁未孟秋

日汀

世間に傳はり、而も尹晛の敵たる金誠一は、最詳なる風說を耳にせり。其說によれば、珍島郡守李銖、賄賂として米若干を三尹の家に運せりと云ふ也。誠一之を聞て大に憤り、經筵の席上、宣祖の面前に於て、此風說を公言せり。然りと雖、風說は直ちに以て事實となす可からず。たとひ其敵たる尹晛の人物は善良ならずとするも、確證の據る可きなくして、其一家受賄の事を公言するは、黨臭を帶ぶるの譏を免る能はざる也。

李銖行賄の事已に上聞に達せり。宣祖乃ち李銖を獄に下すべく命じたり。而も其一方の當事者は、權勢家のことなれば、さすがに之を憚りてにや、與へし者を糺し、受けし者は糺さざるも可なりとのことなりき。副學許曄は東人也。司諫院

が受賄者を彈劾せざるは、其職責を盡せるものと云ふ可からずと主張せし結果、司諫院の官吏に交迭ありて、新任者は乃ち三尹を罷めむことを上言せり。大司諫金繼輝、時に暇を賜つて鄕に在りしが、三尹の切りに攻擊せらるゝを見て、其原因の黨爭にあるを知り、心甚東人の爲す所を喜ばず、入京して、行賄の說の信ずるに足らずして、漫に三尹を犧牲にするの早計たることを上言せり。是に於て東人大に怒り、其上言を以て亡國の語となし、而して弘文舘は、遂に金繼輝を彈劾して之を斥け、李山海之に代りて大司諫に拜せられたり。今此前後の內情を推究すれば、金繼輝は西人にして、李山海は東人也。而して爭論に次ぐに交迭を以てしたるも、明かに兩黨爭權の餘響と斷定して可也。

李銖行賄事件につき、其筋の探偵日に嚴なりしが、司憲府は之につきて、一新事實を探聞せり。卽ち商人張世良は、李銖の米を受けて、之を三尹に致すの媒介をなせりと云へること是也。是に於て、事に託して張世良を捕へ、之を禁府に護送して的證を得むと欲し、訊問甚急なりき。而して之が關係者も、證人として召喚せられ、始めて其言を發せし儒生鄭汝忠の如きは、峻酷なる强問にあひて、死に垂んとせり。而も未だ證據を擧ぐること能はざりき。

然るに、玆に又珍島郡吏にして、豫て李銖を怨める者ありき。此者人に語りて曰く、我若し事情を開陳せば、疑獄忽にして決せむと。司憲府之を聞き、命じて其吏を捕へしめ、因て以て狀を白さしむ。彼曰く、李銖米百石を張世良の家に送り、三

尹に分贈せしは事實なりと。此覺束なき告白によりて、宣祖は遂に三尹を免官せしめたり。而も張世良は未だ實を吐くに至らず。實に彼は、鄭汝忠にも劣らざる苛酷の强問にあひ、笞刑を受くること二十餘、殆ど死に至らむとして、而も罪に服せず。自ら謂ふ、實に此事なきが故に、己れ生を貪らむが爲に、人を死地に陷る可からずと。其信念の堅固なる、頑として色に表はれたり。宣祖乃ち、李銖行賄の事、或は風說に過ぎざりしかと疑ひ、終に張世良を放免せり。

以上の究査によりて、結論を下すこと次の如し。卽ち三尹受賄の說は、必竟證據不充分たるもの也。是を以て、三尹の官を免じながら、而も又、取次者と目せられたる張世良を無罪放免となすは、矛盾の判決と謂ふ可し。然りと雖、判決の不條

理を論ずるは、無用の事たり。故に一步を進めて、かゝる判決を以て鎭定せし疑獄の實情を究めざる可からず。而して其實情は、東人が稍頭を擡ぐる時代に遭遇したるに乘じて、西人の主要なる者を排斥せむとするの動機に基因したる外、事他に意味なきものと斷言せざるを得ず。而して其動機は、事に表はれて好果を收め、正鵠を失せずして目的を達したるを以て、判決の理非には關係なくして事鎭定せる所以也。

上陳の三事情は、沈金補外の制裁が、毫も效を奏せざりしことを證明し、黨爭の濁流は、反て其以後に於て一層汎濫せるを認知せしむ。而して此爭は、更に時代の下るに從ひて增長し、因襲三百有餘年、遂に能く挽回すべからざるに至れる也。

第三編　老少分爭論

第一章。尹鑴異説の唱道はいかなる結果を生ぜし乎。

肅宗朝の元老宋時烈と、其門弟尹拯との是非の論は、老少兩派の爭點たりしこと、閔鎭遠の奏議を待たずして人の知る所也。（閔文忠公奏議卷九第十五丁右參看）余は老少の分黨を以て、只單に宋尹師弟の是非の論に基するが如き、單純なるものにあらずと思惟すと雖、宋時烈對尹拯の爭は、其源を久しき以前より發し、而も後まで、是非論の囂々を致しゝ緊要事件なるが故に、老少分黨の研究に於て、順序上、先づ其內情を開陳せざるを得ず。而して遠く其原因に溯れば、夙に興味ある重要問題の起

りつゝありしことを認知す可きに、未だ深く世人の穿鑿の之に及ばざるは恨事也。問題とは卽ち、尹鑴異說の唱道が、時烈と拯との不和に及ぼしゝ影響是也。今其解決を試むるに當り、

(一)尹鑴學力の程度如何。

(二)尹鑴はいかなる事を主張したるか。及宋時烈はいかなる地位に立ちしか。

(三)尹拯の父尹宣擧は、尹鑴といかなる關係ありしか。

(四)時烈は宣擧に對して、いかなる態度に出でしか。

此四項に分ちて陳辯す可し。

(一)尹鑴學力の程度如何。

尹鑴は、大司憲尹孝全の子、明敏なる頭腦を有して學を好

めり。今其學力の程度を檢するに、肅宗の末年に上りし、司直李世德の上書中（「大事編年」肅宗紀「李世德原情」の條）左の言ある見る。

鑴早托儒名、浪得虛譽、一時名流、無不與之親好、時烈初見鑴、抵書於文正公宋浚吉曰、行到三山、見尹鑴、與之論學、吾輩學問、眞可笑也、

文中鑴とあるは、鑴の初名也。さて此記事の價値如何。上書提出者たる李世德は、尹拯の門人なれば、或は尹鑴を揚げて宋時烈を抑へたる形迹なき乎。

鑴の儒名ありしことは言を待たざる所なれば、特に朝野會通の懷尼始末（同書卷二十二結末）を擧ぐるまでもなし。而して一時の名流之と親好にして、其學力に服せしことは、時烈が「論大議仍陳尹拯事疏」（肅宗十三年正月二十八日附）に於て、上は大臣より下は韋布に至

るまで皆之に風靡し、其學を以て朱子に勝るとなし、其書を傳錄して相誑誘すと告白せしによりて、疑ふ可くもあらず。而して朴光一が、肅宗十年十月、時烈を懷德の板橋村に訪ひたる時の談話筆記を見るに、時烈自身も亦、當初は尹鑴の聰敏に服しゝことを自白し、（宋子大全附錄卷十六第廿二丁左參看）又時烈の「論尹鑴尹宣擧疏」中、彼が鑴に追隨して、師友の間に之を稱せしことを陳述せるが故に、（大事編年肅宗紀上の條）最初時烈が鑴に感服せしことは爭ふ可からざる也。然れば則ち、李世德の記事は、揑造の跡なく、信を置くに足るものと判せらるゝが故に、余は茲に之を採用して、尹鑴はもと、當時一流の儒家たりし宋時烈にすらも、一歩を讓らるゝ程の學力ありしものと斷定す。

（二）尹鑴はいかなる事を主張したるか。及宋時烈はいかな

る地位に立ちしか。

尹鑴は其學力に任せて、朝鮮開國以來、未だ嘗て人の試みざりし英斷を、學說の上に加へたり。抑半島の儒學は、其淵源を高麗の末葉に發し、李朝を一貫して系統を傳へ、一に朱子の註說によることゝ定まれり。而して李朝の儒家中、學殖の豐富を以て鳴れる人々は、李滉（退溪）李珥（栗谷）成渾（牛溪）を推さゞるを得ざる也。然るに尹鑴は、常に喜びて是等先輩の短處を擧げ、孝宗の初年「理氣說」を著はして、退栗諸賢を斥けたり。此著今日見ること能はざるが故に、委曲の批評はなし難きも、時烈が是より、鑴を喜ばざりしは蔽ふべからず。何とならば、時烈は亦是等儒家の正統を承け、殊に彼の師金長生（沙溪）は、實に李珥の門人たれば也。然りと雖、未だ深く鑴を斥くるに至らざ

りしことは、孝宗七年、鐫が任官を辭せし時、「可并於伯夷」と稱賛せしによりて知る可き也。

然るに、其後間もなく、鐫は氣焰萬丈、朱子を攻斥する、の端を開けり。而して其攻斥の事實を檢するに、余は時烈の拯に與ふる書(肅宗二年正月附)及其「論大義仍陳尹拯事疏」(肅宗十三年一月二十八日附)崔愼の語錄、(下卷)(卷一〇宋子大全附錄卷十八第三十二丁右)時烈の朴世采に與ふる書(肅宗十五年五月十六日附)朝野會通の懷尼始末(前陳)等によりて、以下の四事實を確むるを得たり。

(1)、鐫は朱子の註說を非として、已れの見解を以て之に易へしこと。

(2)、中庸の章句を除去し、自ら新註を作りて其徒に授けしこと。

(3)其著書中、宋の寧宗を以て、其父の位を奪へる人となし、朱子の之に仕へたるは、仕ふべからざるに仕へたりとするの意を寓せること。

(4)遂には、孔子と雖、諱む可からずと思惟するに至りしこと。

今之を時烈の主義とする所と比較するに、氷炭相容れざるの差違を示せり。時烈の主義は門人權尙夏遂菴の撰せし時烈の墓表を讀まば、思半に過ぐるものあらむ。而して此墓表によれば、時烈は朱子を以て、義理の蘊奧を說き盡して亦餘す所なしと爲し、後人は只之を尊信して、其旨意を闡發するを要とし、書を著はして後に傳へむと欲するは贅なりと思惟せし也。時烈は斯の如き主義の人なるが故に、尹鑴の新說

に對して大に怒れり。怒つて鑴を訪ひて嚴責を加へたり。鑴は冷然として之に答へて曰く、經傳の奥意、豈朱子獨り知つて吾輩の知るを得ざることあらむやと。（大事編年の啓文參看む）所閔後更に書を送つて之を責むと雖、鑴遂に其説を改めざりしかば、時烈は交を鑴と絶てり。而して鑴は、自ら信ずる所甚厚く、已れの功を以て禹の下にあらずとなし、朱子を以て孔孟を祖述するにあらずと斷じ、眼中義理ありて朱子なかりしこと、兩賢傳心錄（卷五第十一丁右）によりて亦窺ふ可きが故に、容易に其説を變ぜざりしは怪むに足らざる也。

偶々孝宗は、在位十年にして昇遐し、其父仁祖の繼妃たりし慈懿大妃趙氏猶存せしかば、此大妃の服す可き喪に關して、時烈と鑴との論爭は開かれたり。而して余は是を以て、只

單に學說の衝突のみと速斷する者にあらず。我文祿役の前、東人中より分派せし南人と、在來の西人との軋轢は、大に之に加味せることを明言せむとす。何となれば、西人の傑物たる時烈は、孝宗一代に重用せられ、（清に復讐するの陰謀の如きも彼與りて力あり）彼の得意は、即ち是れ南人失意の時代なれば、南人の不平は一日にあらざりし時に當り、孝宗の薨去にあひ、南人の積欝は、端なく尹鑴に代表せられて、時烈との論爭となりしことを推知し得可ければ也。然りと雖其論爭たるや、根據とする所は、卽ち儀禮の註疏に關する解釋の相違より起れるものなれば、表面上は、學說の一衝突と謂て不可なき也。其雙方の論點は左の如し。

(1) 儀禮喪服の疏に、たとひ大統を繼承せし人たりとも、其

死後、三年の喪に服するを要せざる場合あることを説けり。（欽定儀禮義疏卷二十二第三十八丁右參看）今孝宗大王は、卽ち其場合に適合せるものにして、倫序に於て第二子なるが故に、慈懿大妃は、喪に服すること一年にして可也、（以上宋時烈等の議論）

(2) 儀禮斬衰章の疏に、第一子死せは、適妻生む所の第二長者を取りて之を立て、亦長子と名づくと曰へり。（同書同卷三十六丁右參看）孝宗大王は次子なりと雖、第一子（昭顯世子）死して之を立てたるなるが故に、其義長子と異る所ある可からず。是を以て、慈懿大妃は喪に服すること三年なる可し。（以上尹鑴等の議論、）

此論爭は、遂に人身攻擊に亘り、南人は時烈を以て、宗統を亂し君父を貶する者として、之を罪せむことを請ふに至り

しかども、未だ時烈を陷ること能はずして、當時の王顯宗は、朞年の論に從へり。然りと雖、是より南人が時烈を倒さむとするの運動猛烈となれり。

此運動は、顯宗の晩年に至りて益劇しく、遂に肅宗の世に入りて效を奏せり。故に肅宗即宗の年、十二月十八日附の南天漢等の合啓は、首尾よく王の裁可を得、（合啓の主旨は時烈の服制論は孝宗を以て仁祖の庶子となせるものにして誤禮の謬見なるが故に其職を罷めむと請ふにあり）之に反して、四學儒生李世弼等の上疏は譴斥にあひて、（疏中に曰く「已亥以後、蓄憾怨時之輩、以儀禮一欺、自以爲難得之奇貨、累進凶疏欲售奸計」云々）李世弼は靈光に配せられたり。是に於て、時烈の位置は最早保持せらる可くもあらず。やがて官爵を奪はれて京外に放たれ、（時烈此時年已に六十八）翌年一月、德源府に遠竄せられ、同五月、長鬐縣に移されたりしが、猶反對黨を滿足せしむること能はず。鑴の計に

よりて、更に巨濟島に移配せられたり。是れ肅宗五年三月にして、時烈の七十三歲の春なりき。

時烈の黜けられたるは、西人の勢を失ひたる也。故に其後領議政に任ぜられし許積、及左右議政たりし權大運、許穆等は、皆南人たりき。而して彼等一流が、いかに時烈を追窮するに汲々たりしかは、清南濁南の分爭を生ずるに至れるを以て知る可しとす。肅宗三年十月附の幼學具綸の䟽に曰く、所見偶々儒臣と同じければ、人之を目して清南といひ、所見偶々領相と同じければ、人之を目して濁南と云ふと。其所見とは何ぞや。他ならず。時烈を罪する意見の緩嚴是のみ。（嚴なるを清南とし緩なるを濁南とす）彼等は一時烈を罪するの緩嚴を以て、同黨の分裂を見るまでに狹量となりし也。

清南派究極の目的は、時烈を殺すにあり。而も濁南派は、其過酷なるを以て之に同意せざるが故に、清南の許穆等は、先づ濁南の許積を陷れて、自己の主張を果さむとせり。此際尹鑴は、いかなる進路を取りしかを視るに、始めは清南に與して、後には濁南に移れり。而して、許穆等は、遂に其目的を達する能はず。許積等も專橫の結果、久しく其位置を維持すること能はず。尹鑴も亦遠竄にあひ、暫く失意の境遇にありし西人をして、再び名を成すの地を與へたり。而して西人が全く疇昔の勢を恢復せしは、肅宗六年の變革、卽ち所謂庚申の大黜陟にあり。而して鑴は、此時不軌を圖るの罪に坐して死を賜ひ、之に反して宋時烈は、捲土重來、巨濟の謫所より召されて京に還れり。

以上の事實によりて、尹鑴は學問上の平和を破りしこと、及其理由、幷に宋時烈が之に反對せしこと、及其理由を確むると同時に、尹宋の論爭は、之に加味するに西南兩黨の權力爭奪を以てし、一起一仆、遂に學術上無意味なる軋轢に陷りしことを解明したり。

㈢尹拯の父尹宣擧は、尹鑴といかなる關係ありしか。

此問題の解決は、卽ち尹鑴の事蹟が、いかにして老少分黨起原に連絡あるかを說明する所以也。然るに此問題は、宋時烈の見る所と、尹拯の見る所と、大なる差違あるが故に、先づ其雙方の所見を述べ、次に之を論評せざる可からず。

(1)時烈は、衷心、宣擧を以て鑴の說に心醉せる者と信じたり。其證は、肅宗十年十月、朴光一が板橋村に時烈を訪ひし時

の談話筆記に、時烈は、宣擧が鑴を救護するに餘力を遺さゞることを痛言せるのみならず、肅宗十三年正月二十八日附の「論大義仍陳尹拯事疏」に於て、時烈は宣擧が鑴に惑へる者の最たることを公言し、又同十五年四月六日の時烈の私記に、鑴が朱子を攻斥する亂賊なるに、宣擧は死力を以て之を助け、其勢をして益熾ならしむと曰ひ、翌月十六日附の朴世采に與へたる書中にも、亦之と同意の言を交へたり。肅宗十五年は、卽ち時烈の禍に罹りて死を賜ひし年なれば、彼は其死に至るまで、深く之を信ぜしこと明也。

(2)尹拯は、其父宣擧を以て、鑴と絕ちしものとなせることは、彼が肅宗十三年四月四日、朴泰輔に與へたる書、及同二十五年六月十九日、羅艮佐に答へたる書によりて明亮也、其朴

泰輔に與ふる書に於ては、宣擧と鐫との關係を辯解して、次の如く云へり。宣擧は初め鐫と親善なりしが、時烈が異端を以て鐫を斥くるや、宣擧は士林に事を生ずるを憂ひて、時烈を諫めたり。顯宗元年の禮爭の後、時烈が、禍心ありとして鐫を斥くるや、宣擧は、君子平恕の道にあらずとして、更に之に忠告せり。然れども鐫に對しても、亦戒むるに好奇の弊あるを以てし、遂に禮爭の後、之を斥くるに至れるなりと。而も此辯解は、宣擧が鐫に絶つの度の極めて薄弱なるを表明せり。而して羅艮佐に答ふる書に於ては、更に辯じて曰く、禮爭の事起るの、後、再度宣擧に書を與へて之を責めたるも、彼之を聽かざるが故に、後彼と書を通ぜず。是れ友道已に絶へたる也。豈必しも詆罵して後相絶つと謂はむやと。彼が其父宣擧

の鑴と絶交せりと辯解せること至れる哉。彼は啻に是を以て滿足せず、遂には、其父を目して鑴に黨せりと云ふの說は、時烈が人を陷るゝ策略なりとせり。其證は、肅宗十三年二月、彼が羅艮佐に答へたる書中に、此事を明言せるを以て亦蔽ふ可からざる也。

以上宣擧の進退に關して、宋尹見點の相違を明かにせり。而して余は、宣擧を以て尹鑴を信ぜしものなりと査定せざるを得ざる理由は、之を次の三項に分ちて論證すべし。

(1)黃山書院に於ける爭論。

宋時烈が「與或人」の書中、（年月日不詳〇宋子大全卷百十二第三十九丁右及左參看）余は最興味ある事實を見出せり。孝宗四年、宋時烈、兪棨、尹宣擧等、約十人、事を以て黃山に會し、其夜書院の講堂に宿したりしが、此

夜時烈と宣擧とが、尹鑴の事に關して、一場の論爭を開きしこと是也。此爭論に於て、宣擧は鑴を稱揚すること聖人の如く、其蘊奧を窺ふべからずとなし、時烈は鑴が朱子を攻斥せる行爲を以て、斯道の亂賊となせり。宣擧曰く、義理は天下の公物也。鑴其所見を以て朱子の註說を評するに、何の不可かこれあらむと。時烈曰く、朱子以後、一理の明ならざるなく、一字の晦きなし。萬一疑ふべき所ありとせば、朱子の書に就きて、其點を指摘すれば可也。豈任意に朱子の中庸を削りて、己の說を以て之に代ふべけむや。宣擧曰く、是は卽ち鑴が高明に失する過也。時烈怒て曰く、君は朱子を以て高明なる能はずとし、反て鑴を以て之に勝れりとする乎。且古の所謂高明とは、君の云ふが如きにあらざるなりと。宣擧曰く高明は吾

の失言也。これ輕脫の致す所なりと云はむ。時烈曰く、旣に亂賊と云ふは、輕脫をこれ云ふのみ。春秋の法によらば、鑴よりも、先づ之に黨せる君こそ、法に伏すべけれと。

右時烈の書簡中に見えたる爭論は(a)筆者自身の經驗を記したるものなること(b)傍聽の證人ありしこと(c)李秀彥が、後に羅艮佐を論ずるの疏中に、公然此衝突を明言せることと(d)宣擧父子一派は、他の事につきては百方辯解せるにも係らず、獨り此事は沈默せること等より推し、事實信ずべきものと判せざるを得ず。是を以て余は、右の書簡によりて、孝宗四年の頃には、尹宣擧が尹鑴を信奉せるものなりと斷定す。

(2)東鶴寺に於ける黑白論。

前陳の時烈が「與或人」書、及その「與尹拯」書、肅宗二年六月十四日附「答尹拯」書、年月同上のもの、及九月附のもの合二通「與朴和叔」書、顯宗十四年十二月二十六日附○和叔は世采の字也并に尹拯が「與懷川」書、顯宗十四年附○懷川とは時烈を指す等によりて、余は又左の事實を檢出せり。

顯宗六年、宋時烈、李泰之、尹宣擧等數人、東鶴の山寺に會合せしことありき。其席上に於て、また尹鑴邪正の爭論は起れり。而して辭氣互に抗厲して日曛に至れり。時烈宣擧に謂て曰く、必しもかく爭ふを須ひず、一言を以て之を決する可なり。君試に言へ、朱子是か、尹鑴是か、朱子非か、尹鑴非かを。宣擧良久して曰く、論ずるに黑白を以てすれば、鑴は黑也。論ずるに陰を以てすれば、彼は陰なりと。已にして事故ありと稱して先づ歸れり。泰之、時烈に謂て曰く、宣擧もと虛怯、今日の言

末だ信ずべからずと。翌年春、宣擧果して時烈に書を送りて曰く、所謂黑白の辨は、只論議の上に就て言ふのみして、人品の鑑は是れ又別なりと。

此議論の後、意志の衝突は益甚くなれり。卽ち時烈は、宣擧を以て、一時を彌縫して、其實鑴を信奉するものとなし、而して尹の側に於ては、亦之が辯解に力めたり。今其辯解の主意を探るに、黑白陰陽の說は、宣擧只時烈の問ふ所に因て答へたるのみにして、素其本意にあらず。泰之が其信ずべからざることを時烈に謂へりと云ふは、之れ揑造の說なりと云ふにあり。（明齋遺稿別集卷四第十九丁右參看）されど此辯解にては、毫も宣擧が鑴と絕てることを證明するを得ず。而して宣擧の死後、尹派の一人朴世采が、顯宗十四年、時烈に答ふるの書に於ては、一種の

中裁說を提起せるを見る。其要は、時烈をして默恕せしめ、死者をして耻なからしめむことを慫慂するにありし也。

右の證明によりて、余は顯宗六年の頃にも、宣擧が鑴崇拜を棄つる能はざりしものとする論の成立を認めざるを得ず。而して顯宗六年は宣擧の死より實に四年以前なりとす。

(3) 宣擧臨終の時の事情。

顯宗十年四月十八日、尹宣擧死するに當り、尹鑴其子をして會葬せしめたりしに、尹拯は之を受けたり。是に於て時烈は、尹家が果して鑴と絕たざりしを認めて之を責めしこと、朴光一の語錄中、尹拯が時烈を訪ひし時(顯宗十二年秋)の問答、及時烈が「與朴和叔」書(顯宗十四年十二月二十六日附)等によりて明也。而して拯は、後之が爲に辯じて曰く、先人の鑴に於けるや、友道は絕ゆと雖、舊

誼を以て來弔せるに豈受けざるの理あらむやと。（大事編年肅宗紀「孝世德原情」參看）此事は、時烈が後に拯を攻擊するの一材料に供せられたるもの也。然れども余は、是よりも、宣擧臨歿の時に草したる、時烈に與ふるに擬するの書を取る。此書は、後尹拯が父の墓誌を時烈に請ふ時、時烈の許に携へ行きて、之を示したるによりて、隱れなきものとなれり。而して其書中「尹鑴、許積二人、安得斷以讒賊、而不之容乎」の語あり。是れ何よりも、宣擧が其死に至るまで、尹鑴崇拜を棄てざりし憑據にあらずや。

以上の三事實によりて、尹宣擧は尹鑴を信じて、其說を改めざりしことを斷じ得べし。

(四)時烈は宣擧に對して、いかなる態度に出でしか。

時烈が其主義に於て、尹鑴と氷炭相容れざりしこと、及び

尹宣擧が尹鑴を推崇せしことは、前言ふ所の如し。是に於て、時烈は勢亦宣擧を斥けざる可からざる也。實に黃山書院の爭論に於て、時烈は直ちに宣擧に向て、鑴よりも先づ君こそ法に伏すべけれと曰ひしは、明に時烈の意志を吐露せるもの也。猶權尙夏の撰せし宋時烈の墓表、及懷尼始末（朝野會通卷二十二附錄）等によるも、時烈が宣擧排斥の事實を確むるを得べしと雖、肅宗十三年正月二十八日附の、時烈が「論大義仍陳尹拯事蹟」に至りては、最要領を得可く明言せられたり。曰く「臣不自量度、始則忘身而斥鑴矣、至是則又捨鑴、而斥宣擧」と。是によりて、時烈が宣擧を斥けたるは、慥なる事實と決定せり。

宣擧は已に時烈に斥けられたり。其子拯は、隨て、時烈に對して不滿なりき。尹鑴異說の唱道が、時烈と宣擧との衝突と

なり、延て時烈と拯との反目に至れること蔽ふべからず。而して時烈が朴光一に語れる言中、(朴光一語錄○宋子大全附錄卷十六第廿二丁左參看)「既有老少之説、何事不有、大抵近日事、其源則、以痛斥尹鑴之故、因仍至此矣」と告白せるは、此結論をして益確固ならしむ。

第二章。　尹拯は、宋時烈に對していかなる關係を有し、又いかなる感觸を抱きし乎。

尹拯が宋時烈に對して有せる關係は、誠に淺少にあらざりし也。先、彼が時烈の弟子たりしことは言ふまでもなし。今其師弟の關係を細説するに先ちて、血族關係の有無を尋ぬるに、余は信ずべき材料中より、左の事實を確むるを得たり。

(一)拯の妻は權緦(號炭谷通常炭翁と書に見ゆ)の長女にして、緦の次男惟は、

時烈の長女を娶れり。
(二)拯の伯父(文擧)の子搏は、時烈の次女を娶れり。
之を更言すれば、(一)時烈は拯の義兄弟の舅にして、又(二)其娚の舅たり。今試に拯が尹鑴に對せる血族關係の有無を觀るに、拯の家は坡平の尹氏にして、鑴の家は南原の尹氏たり。其出處の差異は、卽ち其家系の差異を表明せる所以なれども、後權緦の次女(卽ち拯の妻の妹也)が、鑴の子義濟に嫁せるによりて、玆に血族の關係を生ぜり。されば血統上、拯は時烈及鑴に對して、共に遠き姻戚に屬し、殊に時烈には、二重の關係を有せし也。

さて拯が時烈に對する師弟の關係は、いかなる時に起りて、いかなる變遷をなしたりし乎。之を查定するの好材料と

して、余は拯の「答羅顯道」書（顯道は良佐の字○此書月日不詳と雖肅宗二十年と判定す○明齋遺稿別集卷四第三十九丁左より第四十一丁右まで參看）を取る。今此書の據る可き所より推算して、時烈に關係せる事件の略譜を製すれば左の如し。

一、拯の幼時、父宣擧は、時烈と相知れるが故に、時烈は屢尹の家に來りしかば、拯は之を待つに斯文の長者を以てせり。

一、彼の二十六七歲の頃、愼獨齋（時烈の師たる金長生の子名は集といひ亦儒名あり）に就きて、朱子節要、及朱子大全の疑を問ふことありしが、愼獨齋は、朱子の書に通曉せること時烈に若かずとなして、時烈を推薦せしかば、彼の父は、彼をしていよ〳〵時烈に就かしめたり。

一、二十九歲の春（孝宗八年）より、彼は朱子大全を時烈に授かり

數年にして其二十餘卷を終へたりしが、未だ業を卒ふるに至らざりき。

一、此頃彼の父は彼に教へて曰く、時烈の突兀たる所は却て好し、須く其好き所を師とすべし。而も病弊は知らざる可からずと。而して彼は、其病弊が時烈の氣質にありと推定せり。

一、五十六歳の時（肅宗十年）彼は、時烈と往復したる書によりて、遂に師弟の義を絶てり。

一、五十九歳の時（肅宗十三年）以來、時烈は彼の父（已に十九年以前に死す）を辯難することと切りなるが故に、彼は時烈に對して復其號（尤菴）を呼ばずして、懷川（地名）を以て稱し、遂に其死（肅宗四十年）に及べり。（拯は肅宗四十年に死す）

此略譜によりて、拯が時烈の門に入りし歲を明にすべく、又彼の父宣擧は、時烈に敬服せずして、其短所をも拯に指摘し、彼をして其師に對して、絕對的尊敬の念を起さゞらしめしことを見る可し。而して宣擧は、時烈の容るゝ所とならず、拯も亦時烈に平ならずして、其血族及師弟の關係を擲ち、遂に五十六歲の時に至り、公然之と絕ちし變遷は、亦この畧譜によりて、其要領を知得すべき也。

拯が時烈に對して、當初より絕對的尊敬の念を有せざりしことは上陳の如し。而して其父が時烈の爲に斥けられてより、彼が師に對する尊敬の念は益破壞せられたり。此際彼は其師をいかに了解して、心中いかなる感觸を抱きしかは、玆に推究し置くの要あるを見る。

彼は其父の熱心なる辯護者也。是故に時烈が、宣擧を斥くるに當りてや、彼は師を抑へて父を揚げたり。肅宗十年、彼が友人朴世采に答ふる書（月日不詳○二三月の交と判定す）に於て、先人の學は內也、實也。尤翁の學は外也、名也（尤翁は時烈也）と曰ひしは其證とす。父の辯護は即ち師に對する懷疑也。而して彼が師に對する懷疑は、肅宗七年の夏、時烈に與ふるに擬せるの書程、細密にして又明白に發表せられたるものあらざる也。此書は縷々三千字に垂んとし、彼が胸中の欝を洩し盡して餘蘊なきものゝ如し。依て余は此書を選擇して、彼が時烈に對する感觸を說明する資料の隨一となし、而して此資料によりて、左の八要點を擧ぐることを得たり。

（一）時烈の躬行上に顯はれたるもの。

拯の觀察によれば、時烈の主張は、甚分に過ぎ、自引高きに失す。主張分に過ぐるが故に、心を虛にして益を受くることと能はず。自引高きに失するが故に、人疑を質して難を發することと能はず。之れ名は世を壓して、德足らざる所以なりとせり。

(二)接物の上に顯はれたるもの。

時烈は人を責むるに猛なるを剛と爲し、力を以て人を服するを剛となす。是故に、人を攻め人に勝つの語、話頭に絕えず。一言の異同、一事の差違も、之を追窮して、平生の情義を顧みず。

(三)符驗に顯はれたるもの。

右の結果として、門下に從遊する者、談論を主として修身

の法を講ぜず。朝にあつては、同異好惡を以て親疎を分ち、野にあつては、勢威を以て相響動し、鄕黨の風儀は頹れ、士林の承奉は情に過ぎ、人は其威を畏れて其德に懷かず。

(四)文章に顯はれたるもの。

一に朱子を主とせるが如しと雖、實は只其名目のみを擬し得て、其意義は之に似ず。又先づ已れの意を立てゝ朱子の言を假るものあり。故に人は、外抗する能はずと雖、內は多く服せず。

(五)事功に顯はれたるもの。

平生の樹立は、大義を唱明するにあるが故に、其初は人心を喚醒するも、久くして其實なし。是を以て、讐を淸國に復する事の如きも、遂に見る可きの實事なし。

(六)其氣質は移らず。

時烈の氣質、剛德多きが如しと雖、之れ眞剛にあらず。已れに克つ能はずして、忿と慾とに制せらる。故に其病を矯め其氣質を變ずる能はず。

(七)學問は誠ならず。

人實心なければ天理に悖る。今時烈氣質の病弊此の如くにして、矯むること能はず。實心學を爲す能はざるや知る可し。

(八)結論

義は天理也。利は人慾也。天理に純なるものは王道也。人慾を雜ふるものは覇術也。今時烈が其內に存する所、及其外に發する所、上陳の如くなれば、一に天理に出づと云ふ可

からず。然らば則ち、朱子戒むる所の、王覇並用義利雙行を免るゝこと能はざる也。

拯の眼に映せる時烈は、實に右の如くなりき。而して此書簡に吐露せし所は、決して無責任の妄談にあらず。否彼の自ら思惟せる所は、寧ろ此以上にありし也。其證は、彼が羅良佐に答ふる書（前に引用せり）の末段に於て、時烈の自ら欺き天を欺くの實狀は、只吾輩、身其禍に當りて之を知ると放言せるにて知る可し。彼の心中已に此感觸を抱く。遂に時烈と合ふことなかりしは偶然にあらざる也。

第三章。　伊拯が墓文を宋時烈に請ひし事に就き、世にいかなる誤傳ある乎。

尹宣擧が、魯城郡尼山の邸に死せしは、顯宗十年四月十八日也。（行年六十歳）而して其十四年、子尹拯、父の墓文を師宋時烈に請ひたりしが、文成るに及びて、自巳の意に適はず。遂に時烈に背くの端を開けるは事實也。

然るに此事は、燃藜述だに語る所なく、又之を明に道破せし人嘗て無し。巳むなくんば「韓國の朋黨」一篇乎。（朝鮮月報第二號第十九丁）記者は老少分黨の條に於て、韓人の口碑を採錄して左の如く曰へり。

明齋（○拯の號）母の碑文を師尤菴（○時烈の號）に乞ふ。丙子の亂、都民悉く江都（○江華島）に亂を避く。明齋の母亦た其中にあり。江都亦た胡兵の亂入するところとなり、婦人胡兵の爲に汚されざるもの殆んと稀なり。尤菴、明齋の母の行狀を記するに

當り、江都之事、問諸水濱、の句あり。明齋大に怒り、終に師に背きて樹立するに至れり。此時尤菴年老ひたれば、尤菴に黨するものを老論といひ、明齋に黨するものを少論といひしなり。

余は老少分黨の起原が、墓文の一條に基けるが如き單純なるものにあらずと思考すと雖、只此記事が偶々墓文の事に接觸せるを喜ぶのみ。さて此説によれば、拯の母は、仁祖十四年の清兵の侵入に當り、江華島に遁れて清兵の辱むる所となりしかば、時烈其墓文を撰する時、文中に其意を偶せしより、遂に拯の怒を招けるものゝ如し。余は此説の紕繆を正さむが爲に、左の三點につき、簡單に證明を試みむとす。

(一)拯の母は清兵の辱むる所とならず。

(二)卑怯の擧動をなしゝは拯の父也。
(三)拯の時烈に請ひしは、母の墓文にあらず。是也。
(一)拯の母は淸兵の辱むる所とならず。
燃藜述 卷二十一 仁祖記事本末、江都敗没、殉節婦女の條、劈頭第一に、江華志を引て、拯の母李氏の最後の事を叙せり。是によれば、李氏は、甲串 地名 守を失ふと聞き、仁祖十五年正月 自ら縊死せしものにして、實に最初の殉節者たり。其時、夫宣擧は衞士の伍にありて、李氏の許に歸り居らず。而して子拯は、年方に九歳にして、母の死の目擊者たりし也。依て今其目擊者の告白する所を調査するに、實に左の言あるを見る。
先人 ○尹宣擧 於辭咨議陳情時、有復於愼齋先生 ○集 一欵、曰、其

時某、〇宣擧與諸士友聚、謀處身之所、亡妻知事急、遣婢邀某、某至、則曰、與死於賊、不如早決、願一見而訣耳、某不忍見、走歸士友所、云々、其時先人、不在家中、曲折實與不肖所追記者合、此其實蹟也、〇中略先妣處義之明白、不肖之尙今了然於心目、而中夜泣血者也、〇肅宗十年七月二十三日附拯の時烈に答ふる書

余は此目擊者の告白を否定するに足るべき反證を得ざるが故に、燃藜述の編者と共に、拯の母李氏は、自ら縊死して、清兵の辱むる所となりしにあらずと斷定せざるを得ざる也。

(二)卑怯の擧動をなしゝは拯の父也。

拯の父宣擧が、此際に於ける進退は、男らしからざりしこと疑を容れず。仁祖十五年正月二十一日、清兵江華島に亂入

するや、城の南門を守りし權順長、金益兼の二人、尹宣擧の守地に赴て、共に身を處するの道を議す。宣擧曰く、古人之を行ふ者あり、劉諶是なりと。二人之を然りとして、其守地に歸りて自殺し、（是れ正月二十二日なりしことは江華府南門仙源先生殉義碑に見ゆ仙源は金尙容の號也）又宣擧の妻も自殺せしこと上陳の如くなるに、宣擧は妻と友とに負き、名を宣卜と改め、珍原君李世完の南漢山城（即ち仁祖の避難地）に赴くに乞ひ、（宣擧嘗て珍原君の家の近隣に住せしを以て之と相識りしことは羅艮佐の上疏中に見えたり）微服して馬を牽くの奴となり、之に隨つて城（江華）を出で、遂に其生を偸みしことは、何人も蔽ふ能はざる事實也。否、宣擧自らも、是より廢人と稱して官途に就かず、專心學問に從事せし事蹟は、卽ち心中深く慚ぢたるによるものにして、自ら前陳の事實を白狀せるもの也。

是に關して尹拯は其父を辯護して、此時必しも江華に死

すべき理由なしとせり。肅宗七年夏、彼が友人羅良佐に答ふるの書、及同十一年、彼が史局に致すの書に於て、明に之を公言し、權金二公は、南門にありしが故に、金尙容と共に焚死せしまでにして、先人は、老親を南漢山に見て死せむと欲したるが、偶然命を拾ひしのみと反覆せり。而て羅良佐は、後上䟽して更に之を敷延し、宣擧は此時事ふる所あるにあらず、只兵を避て江華島に入れるものなるが故に、兵到りて乃ち去るは士の常分にして、固より必死の義あるなしと辯解せり。

時烈の見點より之を觀る時は、宣擧の江華島に於ける擧動は、破廉恥なりと思惟せられたるは論なし。故に肅宗十一年十月八日、彼が朴世采に答ふるの書中已に其意を洩らし、日く「江都之事、多致人言有不忍聞之說、愚則只誦朱子堊豆詩一絕、曰、以此譏吉甫、則吉甫亦不得辭矣」と○吉甫は宣擧の字又それより少し

後に朴世采に與へし書（年月日不詳なれども肅宗十三年と判定す）に於て、其死を畏れ生を貪り、廉耻の性なきことを明言せり。（曰く「畏死貪生、蕩然於廉耻之性者、已猖獗矣」）金榦の語錄によれば、（宋子大全附錄卷十九第十二丁右參看）宣擧の江華島に入るや、主將金慶徵、怠りて敵に備へざるを以て、特に書を送りて之を責め、又自ら請ひて城門を分守せるものなるが故に、泛然亂を避くるの士と同じからずと時烈はいひ、而して妻に勸めて促して自決せしめながら、自身は遂に死せざりし不義者となせり。（朝野會通懷尼始末も亦之と同じ）

以上宋尹雙方の見解の差違を比較したるが、是を當時の諸記錄、及拯自らの告白に徵して推考するに、枝葉の水掛論はさしおき、其大體に於て、宣擧は江華脫走の怯に出でたりと認定するも毫も不可なき也。

(三)拯の時烈に請ひしは、母の墓文にあらず。

拯が母の墓文を時烈に請ひたりとは、是れ大なる誤傳たること辯ずるまでもなし。若しかゝる墓文ありしならば、時烈一代の遺稿を集めて大成したる二百十五卷（外に附錄十九卷）の宋子大全中に於て、豈之を收めざるの理由あらむや。若し萬一之を脫せりとするも、當時の記錄中、一言之に及ぶものなき能はざる可し。然るに此事の證據は、毫も所見なき也。

さて拯が父の墓文を時烈に請ひしは、紛れもなき事實也。崔愼の語錄卷下にも、拯が時烈の許に來りて、其父の墓銘を請ひしかば、時烈は記して之を與へたりと見ゆ。（宋子大全附錄卷十八第二十九丁右參看）尹拯と同じく時烈の門下生たりし崔愼が、自ら其見聞を記せるなれば、亦疑を容る可からざるのみならず、「懷尼往

復」中に收めたる拯の書中にも、「先人銘文」の語所々に見え、又朴世采の時烈に答ふる書（日附なきも肅宗三年の春と判定す）にも、「魯丈碣文」の語見ゆ。（宣擧の家は魯城郡尼山にあり故に宣擧を魯丈と云）斯の如くに列擧し來らば、殆際限もなかる可し。

以上の糺明によりて、「韓國の朋黨」に採錄したる、老少分黨起原に關する傳說は、父と母とを混同せるを知るべき也。

第四章。　何故に尹拯は、其父の墓文の事より、宋時烈に背くに至りし乎。

余は前に、拯が父の墓文を時烈に請ひ、文成るに及びて、自己の意に適はず、遂に時烈に背くの端を開けることを曰くり。是れ拯が時烈に貳するの口實となしゝ所なるが故に、更

に其委曲を開陳せざる可からず。依て余は、

(一)時烈の草せし宣擧の墓文とはいかなるものなりしか。

(二)拯の意に適はざる點は那邊にありしか。又彼は之に關して、時烈にいかなる交渉を重ねたりしか。

(三)時烈はいかなる考を以て墓文を草せしか。

此三問題に分ちて辯明す可し。

(一)時烈の草せし宣擧の墓文とはいかなるものなりし乎。

宣擧の墓文は、國朝人物考卷三十五(第十七人目)にも之を錄し、又宋子大全卷百七十九(自第二十丁右至第二十四丁左)にも之を收めたり。尤是は最初顯宗十四年に草せし原稿にあらずして、多少の改竄を經たるものなれども、其大體に於ては大差なき也。文は無慮二千六百七十六字より成り、筆を宣擧の死に起して、家系よ

り畧歴に及び、筆者自身の宣擧を知れる事より、朴世采の狀文最當を得たるを説き、遂に其語を引用して宣擧の性行を賛し、之に附するに家族の記事を以てして、銘に及べり。

之を全體より觀察するに、毫も宣擧を譏るの文字を見ず、かの江華の脫走を叙する處の如きは、極めて筆を省き、嘗て筆者自身の所謂「江都俘虜」の片言隻語を顯はさず。否、其自ら宣擧を知れる事を説く處に於ては、「公を知る詳にして、公に服せる深き者、余に如くなかるべき也」と曰へる程なりとす。唯其德を叙する處に至りては、老病を以て措辭する所以を知らずとし、茲に朴世采の書せし狀文を假り來りて、始めて百方稱賛の辭を呈せり。而して其銘の結末にも、「今世何人、以褒以彰、允矣玄石、（○朴世采の號）極其摹狀、我述不作、揭此銘章」の句を以

て筆を擱したり。是を以て之を觀れば、たとひ宣擧を譏るの語なしとするも、宣擧を稱揚するは、亦筆者の誠意にあらずと判定せらるゝは、豈誣妄の見解ならむや。

(二)拯の意に適はざる點は那邊にありしか。又彼は之に關して、時烈にいかなる交渉をなしたりし乎。

時烈の草せし墓文の初稿は、拯にいかなる感を與へたりし乎。言ふまでもなく、拯をして、時烈は宣擧に薄しと思惟せしめたる也。而して拯が此文を得たる時、時烈に答へたる書の句、後世に傳存せるが故に、是れ當時に於ける拯が心中の秘鑰を開披し得べき、何よりの好材料也。而して此書の冒頭に於て、拯は果して、時烈が世采の語を引ける行文を非難し、時烈は宣擧平生の事を知悉しながら、今朴世采の言此の如

しと言つて、己れ知らざる如くなるは、人情に遠きにあらずやと公言せり。是れ素より拯が此文に對して不平なる第一點也。

余は更に此書簡を精査して、拯が父の墓文を時烈に請ひし所以、及其文成りて、最初の期望に反せし所以を考へ、之を左の諸點に歸す。

(1)、時烈は大儒にして、拯の師たりしのみならず、宣擧亦之と講質の誼を有せしこと四十年、宣擧平生の事は、時烈の知る所なるが故に、拯は友人朴世采の草せし狀文を以て足れりとせず、更に時烈の有力なる筆を假りて、父の事蹟を不朽に傳へむとし、玆に其墓文を請ひしものなる事。

(2)、右の結果として、拯は敢て百方賛揚の辭を要求するにあらざるも、時烈が深く宣擧を知り、其舊友知己として椽大の筆を揮ひ、以て宣擧の人物を大ならしめむとせし意ありし事。

(3)、文成るに及びて之を見るに、時烈が自ら筆を下しゝ所は、只概言に過ぎず。もし宣擧平日の論議時烈と合はざりしならば、某事々々は相合はずと明言せば、幽明の情義に於て妨ぐる所なきに、只漠然と書き流せるは、宣擧を疎外したるものなりとて、拯の豫期に添はざるものたる事。

(4)、凡そ他人の言を引用することは、(a)全く死者を知らずして、他の人の説の信すべき時、之に據りて以て實を爲

す場合(b)又は、後人敢て自ら擅にせずして、先輩の言を籍りて重きを爲す場合たるべきに、今時烈は、死者を知らざるにあらず、而も後輩たる世采の語を籍れるは、是れ引用當を得ずして、又宣擧を疎外せるものなりとて、拯の豫期に反せる事。

(5)、世采の狀文を以て足れりとするならば、更に時烈に文を請ふの必要なきに、今時烈は反て世采の狀文によりて言を立つ。是れ豫て其希望せし所にあらざる事。

以上正確なる材料の推究によりて、拯の意に適はざる點は那邊にありしかの疑問を氷解し得たるを以て、是と連絡せる次の問題、卽ち拯は時烈といかなる交渉をなしたりしかに移りて一言すべし。

右に引用せる書簡と共に、拯は又直に墓文の改訂を時烈に請へり。是を顯宗十五年の事となす。而して其改訂は、成るべく多からむことを希望せり。然るに時烈は、五月十八日附の回答に於て、墓文の辯解をなし、我見識實に及ばざる所あるが故に、敢て容易に說を立てざりしなりと云ひ、又中心朴世采を尊仰すること喬嶽の如くなるを以て、其語を假りて說をなすは、亦宜からずやと揶揄し、拯の要求に應ぜむとせざりしかば、拯は直ちに第二回の書を送り、尋で又第三回の書を呈したり。而して此兩回の書は、第一回の書意を反覆せしまでにして、新提議あるを見ずと雖、墓文の原稿につき、所々に籤標を附して返したるは、最其焦慮の痕迹を觀るに足る可し。是に於て時烈は、只其附籤の處を改めたりしが、其他

は依然として筆を加へざりき。是れ年の十月二十六日也。以上は皆顯宗十五甲寅年中の出來事にして、余は玆に之を總稱して、初度の交渉と云ふ。

再度の交渉は、何年の後に開かれし乎。肅宗十年五月十六日附の拯が時烈に答ふる書を點檢すれば。丙辰の年、卽ち肅宗二年に開かれたるを知る可き也。而して時烈は、前の甲寅の年十二月を以て、南人の爲に陷れられて京外に放たれ、翌肅宗元年正月に德源府に竄せられ、同五月長鬐縣に移されたり。故に此度の交渉は、時烈が配所にありし時なるは言ふまでもなし。而して此交渉に於て、拯は又時烈に書を送ること三回に及べり。（第一回は此年の春第二回は同十一月第三回は肅宗三年二月十八日）其第一回の書に於ては、宣擧の鐫に絕たずと評せらるゝ事につきて辯解を

試み、遂に改文を望むの意を述べ、第二書、及第三書は、各數行の短文にして、別に緊要の語を交へず。只時烈の書に對する應答辯解に過ぎざりき。而して此度の交渉に於ては、朴世采は一方ならざる助力を拯に與へ、書を時烈及拯に往復せるのみならず、又墓文の數箇所に附籤して、時烈に注意を與へたり。而して時烈の拯に答ふる書中「碣文は姑く和叔（世采の字）の籤する所に依り、已に訂して渠に報ぜり」と曰ひ、（明齋遺稿別集卷一第三十丁右參看）又世采が時烈に答ふる書中、碣文修改を蒙むる所ありしを謝せるの言あるに徵せば、（明齋遺稿別集卷一第三十一丁右參看）其改竄せる所ありしや明か也。然りと雖、是れ皆字句の末のみにして、其大體の構造を變じたりしにはあらざる也。而して余は、此際に於ける拯の書簡を撿して、已に時烈に背くの端緒顯然たるを見

る。卽ち彼が世釆に答ふる書中、明に時烈を罵るの語を含み、拯が時烈に對する惡感情は、肅宗の七年を待たずして、第二章參看已に此時の書中に、同意の語氣は表はれたり。

第三度の交涉の起れる肅宗四年戊午の歲にも、時烈は猶長鬐縣の配所にありき。而して書を拯に送りて、穩ならざる語句あらは、更に之を改むべしと曰へり。是に於て、拯は又世釆に面談し、相共に詳量して、墓文に附籤し、年の九月を以て之を時烈に送れり。此時拯が時烈に與へたる書を見るに、附籤の處は、專ら世釆の意に隨ひたるものにして、拯の願ふ所は、更に全篇の改作にありし也。然りと雖、時烈は素より全篇の改作に意なきが故に、此熱望の遂ぐ可からざるは明なりき。果せる哉、其翌年六月、時烈の改竄して送り來たれるもの

は、只數箇處の語句を改めたるに過ぎざりき。而して時烈は、此年の三月、巨濟島に移配せられたるなれば、此墓文は巨濟より送り來りしものなりとす。

以上の調査によりて、拯が時烈と交涉したる顚末、及び墓文改作の初志を果す能はざりしことを了知す可し。是を以て、拯は、肅宗十年五月十六日附の時烈に答ふる書に於て「再三改むるを許すの敎亦不誠に歸す」と嘆じたるも、偶然にあらず。而して彼は更に此書に於て、時烈が宣擧の家事を發きて得たりとせりと難じて、古より師弟の間、實に此の如きの義なしと憤れり。彼が肅宗十年より遂に時烈に絕てりといへるは、是が爲にして、(第二章參看)黃景源が尹得和の神道碑に、拯は時烈が草せし墓碣に恚りて、書を貽りて之と絕つに至りし

ことを書せしも、江漢集卷十四第十七丁右決して誤謬と云ふを得ざる也。

(三)時烈はいかなる考を以て墓文を草せし乎。

他人より觀察したる墓文觀は、以上縷述せる所によりて、思半に過ぐるものあらむ。然れば則ち筆者自身は、いかなる考を以て之を書きし乎。先づ時烈が墓文を草する時の狀態を觀るに、朝野會通卷十二の懷尼始末は、尤菴年譜を引きて、最興味ある告白をなせり。卽ち時烈が、最初碣文を作るの意なかりしこと、世釆に責むるに、其狀文賛揚に過ぐるを以てせしこと、及世釆が種々調停の末、漸く時烈をして、之に應じて文を草するに至らしめし事を叙せり。是れ頗肯綮に中れる言也。さて時烈は、何故に宣擧を賛揚するを好まざりし乎。此問題を解決せむと欲せば、勢宣擧の性行に立還らざるを得ざる

也。

宣擧の性行中、時烈の排斥せる所は何なりし乎。仁祖十五年正月二十二日の江華脱走の事乎。此行爲は、時烈をして破廉耻なりと思惟せしめしこと、前に論證せる所の如し。然りと雖、余は是を以て、時烈が墓文を草するに臨みて、宣擧を賛揚するを好まざりし原因とするにあらざる也。何となれば、たとひ脱走の事は破廉耻なりとするも、其後に於ける宣擧の擧動は、時烈をして滿足せしむるものありたれば也。之を墓文に徵し、又之を諸書に照合するに、宣擧は此後、意を科擧に絶ち、心を性理の書に潜め、愼獨齋（金集）の門に入りて師弟の義を定め、屢徵さるれども官に就かず、司憲府持平を以て召さるゝに及びて、自ら死罪の臣と稱し、江都の事を力陳して

以て之を辭し、遂に其死に至るまで就官の招に應ぜざりしことは、時烈をして、前回の過失を償ふに餘ありとして、其交情を保持せしめしは事實也。朴光一の語錄に、時烈の言を記して、宣擧が善く死生の際に處する能はざりしは、必しも深く罪せずと曰ひ、（宋子大全附錄卷十六第二十四丁右）韓元震の記述に、時烈を評して、宣擧が江華の過を悔いたるが故に、許交せることを陳辯せるのみならず、（宋子大全附錄卷十九第二十四丁右）時烈自らが其死に臨みて朴世采に與へたる書（肅宗十五年五月十六日附）にも、宣擧の嘉言善行あることを言へるは、何れも之を確定する慥なる證據也。

故に、余の立言をして過なしとすれば、時烈をして、宣擧の墓文を草するに踟躕せしめし眞の原因は、江華の脫走以外に求めざるを得ず。而して其原因は、墓文中に於て、一言半句

も說き及ばざりし、他の事實たるを認知するに難からず。是卽ち宣擧の尹鑴に對する關係也。（第一章參看）誠に彼の尹鑴崇拜は、時烈が宣擧に快からざる唯一の原因たること、朴光一の語錄に時烈の言を錄して、宣擧の鑴を救護するを異端として、排斥せざる可からずといへることを記し、又肅宗十三年正月二十八日附の、時烈が「論大義仍陳尹拯事疏」に於て、宣擧は朱子の所謂邪說害正の人なるを以て、之を攻斥せし所以を陳辯せるは、よく之を說明して遺憾なしと云ふ可き也。

　時烈の宣擧を排斥せるは斯の如し。而して玆に、時烈が其墓文を請はれたる時に、益不快の念を惹起したる所以のもの猶一あり。卽ち拯が、其著にかゝれる宣擧年譜、及其父臨終の時に草せし時烈に與ふるに擬するの書を出して、墓文を

求めたることと是なりとす。而して其時烈に與ふるに擬するの書に於ては、鑴を以て讒賊と斷ずるを得ざるを明言したるのみならず、年譜には鑴を推尊して「學は生知に隣す」と稱揚せるが、故に、之を示して時烈に墓文を請ふは、偶々以て其不快の念を煽動するのみ。而して宣擧の死は顯宗十年なれば、其時烈に與ふるに擬するの書は已に起稿の時より四年の歳月を經過せるに、是まで秘して人に示さず、今に至りて、其年譜と共に之を時烈に示したるは、是れ拯が南人尹鑴等の早晩勢を得るに相違なきを看破し、異日の地をなすが爲には、時烈の怒を買ふも敢て意とせざりし也といふ說の起るも、亦偶然にあらざるを見る。

以上の調査によりて、余は時烈が墓文を草する時、胸中善

是れ尹宣擧の手書也。宣擧は光海君の二年に生れ、顯宗の十年に死す。我徳川秀忠將軍の時より、家光を經て、家綱の時に至る。此書は干を記して支を略せるが故に何の年に成れるを知らず。又政爭に亘れる記事なし。然れども、凡そ斷簡零墨の後に傳はれるもの、多くは文集に上梓せられ、若くは他書に引用せられて存するものにして、筆者當年の墨痕復見るべからず。此書簡を挿入するの徒勞にあらざる所以。

意を有せるにあらずして、強て之を抑へ、欝勃たる不快の念、之を漏らさむと欲して漏さゞる狀態にありしものと認む。然らば則ち、宣擧を稱揚するの實、その文中に顯はれざりしは、素より然るべき筈也。

第五章。何が爲に金益勳は、誹議怨恨の中心となりし乎。

前數章に於て、余は宋尹兩人の隙を生ぜし事情に就きて研究するところありたり。而して此隙をして大ならしめしのみならず、時烈をして多くの年少輩を敵として爭ふの止むを得ざるに至らしめしこと又起れり。今其の委曲を陳せむと欲せば、勢壬戌の上變事件を解明せざる能はず。而して

其の事件に於ける金益勳の位置は、最究査の價値あるもの也。

肅宗八年壬戌十月二十一日、前兵使金煥、變を上れり。是によれは、許璽、許瑛等、李德周を以て謀主となし、福平君㮒を推して位に卽かしめむとし、日を期して宮廟を焚き、盡く將相を殺さむとすと云へる也。さて金煥は、いかにしてかゝる隱謀を探知せし乎。探偵の手段は、實に興味ありし也。初め肅宗七年の科擧に當り、無名の答紙に變を告ぐるものあり、（告ぐる所は卽ち南人の十三大家に關せる事也）試驗官詮議の末、國家の重大事件に關するを以て、堅く封じて之を密啓せり。肅宗乃ち、金錫胄に命じて探索せしむ。時に金煥は西人にして、而も南人の手によりて官を得たる者なるが故に、最偵察に便なりとし、錫胄（右議政）陰に

之を招きて命を傳へたるに、熡之を固辭せしかば、若し命に從はずば斬る可しと脅迫し、遂に其偵察の方法を敎へて之に從はしめたり。其方法とは次の如し。許璽、許瑛、今方に龍山に在るが故に、汝往て其隣家に住し、深く之と交るの後、共に博奕を試み、其勝敗の際、試に諷して、人の國を取るも此の如くなる可しと云ひ、微に其顏色を觀る可し。彼もし惟むの色なくんば、則ち同寢密議、共叛を以て其眞僞を察すべしと云ふにあり。熡危みて曰く、彼に叛意なくして、反て我より叛を煽動するに類することあらば如何。錫冑曰く、都て我の知る所なれば、決して憂ふる勿れと。遂に之に授くるに銀錢を以てし、龍山に赴きて探らしめたり。熡其言の如くせしに、許璽、許瑛果して共に應ぜしかば、直に之を錫冑に報じたり。

錫胄是に於て、又柳命堅を探索せしむ。然るに、熴も命堅を知らざるを以て、其親戚の全翊戴と交を結び、其動靜を窺はむと欲す。既にして錫胄事を以て北京に使するに會せしかば、偵察の一件を、御營の將金益勳に託して赴けり。益勳、熴をして、急に命堅の消息を探らしむ。熴乃ち潛に翊戴に之を問ふに、只甲弓を製する位の事に止まり、未だ的確の證を得ず。之と同時に、又李德周の擧動をも偵察せしめしが、是亦未だ證を擧ぐるに至らざりき。然るに、忽焉として風說は傳播せり。曰く金熴不軌を謀ると。益勳乃ち熴を招き、急に變を告げしむ。熴大に懼れ、益勳に請ひ、翊戴を執へて共に變を告げむとし、昏に乘じて翊戴を執へ、之を內室に導きて脅して曰く、君我と共に急に變を告げなば、大禍を免るゝを得むと。翊

戴聽かずして曰く、柳命堅もと叛狀なし、吾何ぞ誣告すべけむやと。然りと雖、事巳に迫りて猶豫すべきにあらざるを以て、熡、益勳に謂て、已れ先づ變を告げ、姑く翊戴を囚へて、後其事を尋問せしめたり。

變は已に告げられたり。許璽、許瑛は、法に服せり。熡は勳臣となりたれども、若し翊戴を法廷に引致して、的確の證なしとの告白に遇はゞ、已れの妨となる可しと思惟し、遂に翊戴の事を援引せざりしかば、法廷より翊戴を召喚するの令狀は、猶發せらるゝに至らざりき。益勳乃ち、裁判官金壽恒に告ぐるに其事を以てせしに、御命又は罪人の招辭に出づるにあらずんば、引致するの法なしとのことなりき。既にして金錫冑國に歸り、同く裁判官となり、乃ち益勳に謂て曰く、兒房

に赴て密啓せば則ち可なりと。（見房は政院に在り）僉動曰く、吾もと不文、いかにしてか啓文を草せむと。錫胄依て自ら啓辭を草して之を與へたり。是に於て、翊戴は引致せられたりしが、彼は熡の功臣となれるを見て、之に傚はむとし、强て柳命堅は叛を謀ると告げたり。然りと雖、命堅を捕へて糺問するに及び、證據不充分なりしを以て、翊戴は反て殺されたりき。

以上の記事は、もと江上問答に出で、而して燃藜記述（卷二十六「壬戌三告變」の條）朝野會通、（卷二十二「壬戌十月」の條）及青野謾輯（卷九「自我肅廟朝紅袖之變至尼懷分門」の條）等の編者の、共に引據せる所也。江上問答の著者は、卽ち鴻儒權尙夏（號遂菴宋時烈の門人）にして、當時の見聞者なるが故に、記述以下の諸編者の、之を憑據とせるも亦宜也。然れども、猶其眞僞を確めむが爲に、此時の法廷に於ける白狀錄を調査す可し。全翊戴

は、糺問の結果「皆是誣罔」と自白し、肅宗九年正月二十九日を以て、死刑の宣告を受けたれば、金益勳の兒房密啓（肅宗八年十月二十七日の提出に係れること燃藜記述によりて明か也）に、「命堅之事、尤爲可疑、」と曰ひしは、命堅にとりては氣の毒の次第也。次に許璽の自白によるに、彼が李馩等と韓壽萬の家に會し、凶謀の端を發せしは事實也。既にして又金煥の家に赴き、謀を通じたるも事實也。而して李德周を以て謀主とし、福平君を推戴するの議は、實に煥の發言なりしが如し。又許瑛の自白によれば、初め許璽より凶謀を漏したる時、未だ之に應ぜざりしが、再度璽より此事を反覆せし時には、已に謀議決定せるを見て、其謀に參するに至れりと云へり。而して李德周は、眞實果して此謀に與りしや否やは、糺問中死せしを以て確證を得ず。福平君は、別に與り知れる

跡なしとて拿捕せられざりし也。以上の事實によりて之を觀れば、江上問答の記事は、別に揑造の迹無し。依て余は、玆に次の結論を下さむとす。曰く、金熤の上變は、稍敎唆の嫌なきにあらざるも、許璽、許瑛等、已に凶謀を蓄へしことなれば、金錫胄、金益勳は、功なしと云ふを得ず。然りと雖、兒房の密啓に於て、金益勳が誣告の誹議を受くるは、全く理由なきにあらずと。

余は今此誹議を開陳するに先ち、金益勳が、數年以前より、一部の人士の反目嫉視を蒙りし内情に就きて、一言せざる可からず。是より先き肅宗六年、（金熤の上變より二年前）所謂庚申の大黜陟は、西南兩黨の決戰の結果、南人一敗地に塗れて、六年銷沈の西人をして、再び雄飛せしむるに至るの關節なりき。而して

其黜陟の原因は、南人凶謀の露顯にあり。（南人の領袖許積は尹鑴等と密議を凝し積の家の近傍に體察府を置て兵を養ひ又柳赫然も擅に私兵を蓄へて機を窺ひしのみならず積の庶子堅は福昌君楨、福善君柟と謀を通じ肅宗の多病なるを見て覬覦の非望を抱き肅宗六年春に至りて危機熟せる也而して余は此隱謀を推究して南人が其勢力を保持するの策たりと思惟す）其凶謀の露顯は、年の三月、鄭元老李元成等が、金錫冑等によりて變を上りしによれる也。是を以て、諸賊の法に伏すると同時に、金錫冑等六人が、保社功臣に錄せられたるは、偶然にあらず。尋で八月、李元成は、鄭元老等の犯罪を追告するに及びて、元老等は誅に伏し、金益勳等は、其十一月を以て、勳功を追錄せられたり。今其理由を穿鑿するに、もと鄭元老は、天文氣象の術を以て、許堅の黨の密客となりしなれば、必ず凶謀に參せるならむとは、誰しも疑ふ所なりしが、之と相知れる金萬基（金錫冑と共に一等勳を錄せられし人）が、遂に其秘密を聞くに及びて、之を金錫冑に通じたれば、

元老逃るゝ能はざるを知り、先づ發して變を上らむと欲せしが、未だ躊躇して決するに至らざりき。此時金益勳は之を指嗾して自首せしめたる事實により、諸賊法に伏して功を定むるに當り、彼は準勳を得たりしが、八月の追告に、鄭元老誅せらるゝに及び、遂に正勳を錄せられたる所以也。（鄭元老が賊に謀を通せしことは彼の白狀によりて明也而して余は此白狀によりて許堅等の謀が南人の勢力保持にありしことを益明にするを得たり）金錫冑及金益勳は已に相繼で勳功を錄せられ、幾もなくして、錫冑は右議政に昇り、益勳は御營の將となれり。告發の成功は衆怨の集注を意味す。彼等の身邊には、たとひ元勳の威力之を擁護するあらむも、其對方には、南人の欝憤と、事を好める、否、寧ろ後日の謀をなさむとする、西人中の少輩の動搖とは、反動の伏線を作りつゝありしを忘る可からざる也。

金瑬勳の偵察方法と、其兒房の察啓とは、此伏線を刺激して、一派の攻撃を勃發せしむるの導火線となれり。故に、たとひ此釁隙なくも、庚申以來不平を抱ける者は、既に庚申の元勳を排斥せむとしつゝありしこと、實に趙匡漢の上䟽中に曰へるが如くにして、（曰く「庚申以後、失志之徒云々、自稱清議、有排擊元勳之志」と）元勳の一隊は、皆其敵たりしには相違なきも、特に金瑬勳は、其攻撃の矢先きに立つの境遇に陷りて、彼の一身は、宛然權力爭奪の好餌に供せられむとするに至れる也。是を以て年少輩は、後日の地をなさむが爲に、彼を追窮せむとし、彼の先輩は、彼が國の爲に盡すの情より出でし輕擧なれば、深く尤む可きにあらずとし、茲に老輩と少輩との間に、調和す可からざる一種の傾向を生じたり。大事編年肅宗紀（第三卷「老少岐貳」の條の結末）に、此時の事を叙

して、衆怒遏め難しと曰へるも、實に誣言にあらず。而して之に關聯して、宋時烈がいかなる措置に出でたりしかは、最注意す可き問題なりとす。

第六章。　宋時烈は、金益勳に對していかなる措置に出でし乎。其理由、及それより生せし結果如何。

金益勳の位置は、日一日に危くなれり。彼を責むるの聲は高まれり。校理韓泰東は、益勳平生の行爲を發き、此無狀奸鄙の人をして、御營大將の重任を帶せしむ可からずと難じ、副學趙持謙、司諫吳道一等、又追勳と誣獄とに反對して、劇烈の議論を持したりき。然りと雖、何れも其目的を達する能はざ

りしが、議論は容易に鎭定せず。肅宗九年には、持平朴泰維、兪得一等、同盟して益勳を斥け、之を目するに、人を脅かし、人を誣ひ、自ら告首となりて功を貪る者となし、速に遠竄す可しと論ずるに至れり。是時に當りて、宋時烈は、已に巨濟の配所より召還せられたりしが、肅宗六年今や此老先輩の周圍には、益勳問題の解決を求めむとして人は集れり。

當時の見聞者たる權尙夏の言によれば、江上問答時烈は此時、城東の驪江にありしが、肅宗、承旨を遣はして其入城を促さしめたり。趙持謙西人承旨として時烈の許に到り、益勳の叛逆を誘致せし所以を懇々談りしかば、時烈之を聞て亦無狀となせり。是に於て、少輩相傳へて大に喜び、長者の見る所我等と異らずとし、時烈の入城後、之を擁して爲すあるの希望を

抱きしものゝ如し。既にして時烈は京城に入りしが、（肅宗九年正月）金壽恒、閔鼎重、金錫胄等、上變事件の始末を具白し、金萬基の一族も、亦來りて委曲を陳するに及び、時烈其内情を聞知し、乃ち曰く、事果して此の如くなれば、益勳は其罪にあらずと。是より大に少輩の憤慨を招きしものゝ如し。

さて此權尙夏記する所の時烈の云爲は、尤菴年譜（燃藜述卷廿六參看）及病後漫錄（「壬戌居憂」の條〇一冊寫本〇當時の人崔奎瑞六十九歲の時の著）に符合して疑ふ可からず。而して尤菴年譜によれば、時烈は益勳の事を誣告となすを非とし、只薄罰を施すを妥當となしたりしが、未だ益勳を援護するに至らず。後時勢の非なるを見るに及びて、乃ち箚を上り咎を引て益勳の事を陳辯せり。今其箚文を索むるに、大事編年肅宗紀の三に採錄せる「宋時烈箚引咎因乞致任」と

云へるもの卽ち是にして、猶益勳を救ふを敢てせざることを述べ、之を救ひて餘力を遺さずと云ふの說を、誣罔なりと云へり。然るに少輩が、益勳の遠竄を請ふに及びて、時烈は遂に益勳を救はむと決心せしこと事實也。其證は、金榦が此際時烈を京城於義洞の僑居に訪ひし時の談話筆記に、時烈が頃日臺諫の所爲料る可からずとなし、初は益勳の免職を請ひ、後其門黜を請ひ、今又遠竄を請へば、此後擬するに死罪を以てするやも知る可からざるが故に、時烈は最早默す可からずと曰へるを錄せるに徵して明也。宋子大全附錄卷十五第二十五丁右參看故に病後漫錄に、「末久、於筵中、救解光南」光南は益勳也とあるは、全く誣言にあらざる也。

時烈は已に益勳を救へり。然れば則ち、時烈が之を救ふ理

由は、益勳に重罰を加ふ可からずしとて然りし乎。素より然り。金榦の「語錄」に筆記せし所の如く、もし少輩が爲すまゝに放任せば、一疏は一疏よりも激烈に、啻に益勳を竄するに止まらずして、遂には之を殺すに至らむも知る可からず、（後果して然りし）是れ坐視するに忍びずと云ふにある也。然りと雖、時烈は何が故に益勳に對して、所謂坐視するに忍びざりし乎。之を推究するときは、共に等しく西人たるの外に、猶强き理由ありて存せしを知る可き也。

時烈が益勳に同情を有せるは、一日にあらず。彼が驪江に滯在せる時、肅宗八年十二月二十九日附を以て、益勳に與へたる一通の書、幸に、李選の採錄する所となりたるは、頗以て珍とするに足る。（芝湖集卷六第卅八丁右）曰く、

能如太空浮雲、否、以无妄之小灾、忘持危之大義、非所望也、惟冀益勵忠節、毋使　聖上獨憂社稷也、至禱々々、不宣、壬戌、除夕前日、江寓、不敢名、

此意は卽ち、口舌の謗を受くる如き小事を以て、大義に臨みて心を動かす勿れと策勵を與へたる也。余は此書簡に據りて時烈が始より益勳に同情を寄せし衷心を洞察す。さて此同情の起る所以、卽ち時烈が益勳を救ふの强き理由は、此兩人の關係を調査すれば、益よく之を了知す可し。他ならず、益勳は槃の子にして、卽ち長生(沙溪)の孫たり。而して長生は、實に是れ時烈の師にあらずや。是を以て、時烈もかの「引咎因乞致仕」の剳に於て、益勳と兄弟の義あるを聲明し、金榦等に答ふる語中にも、亦師門の子弟は救はざるを得ず、苟も死に至

らば、去就を以て之を爭ふ可しと告白せるは、宋子大全附錄卷十五第廿五丁右及左參看其實情を吐露して遺憾なしと謂ふべし。以上の事實によりて、余は時烈が尹拯を救ひし理由を左の二とす。

(一)尹拯の過失は、之を問ふに重科を以てすべき性質のものにあらずとの意見、

(二)時烈は、尹拯が其師の孫たりしが故に、之を擁護するの關係、

是也。而して余は、上に縷述し來れる尹拯の事件が、いかに重大なる結果を來しゝかの結論を、是に得むと欲する也。

前にも陳べたるが如く、時烈が肅宗九年正月、驪江より入京の後、尹拯の罪を以て深く責むべきにあらずと斷ぜしより、少輩をして、賴りて以て事を成さむとするの望を失はし

めたる結果として、政敵の範圍は頓に廣がり、其朝野に於ける勢力は次第に蠶食せられて、大勢はいよ〳〵兩分せらるゝの實情を釀成せり。權尙夏は、例の江上問答に、其見聞を錄して曰く、少輩遂に大に憤りて以爲らく、長者時烈亦偏私ありて其初見を變ずと。趙持謙、韓泰東の一派、是より始めて角立すと。以て當時の實況を徵するに足らむ。而して此角立は、時烈が益勳を棄てざる限りは、調和せらる可くもあらず。否、たとひ時烈をして、益勳を棄てゝ、壬戌の上變事件を不正なりと改言せしむとも、恐らくは調和を見る能はざりしならむ。何となれば、少輩の貳心は、一朝一夕の事にあらざりしこと、前に述べ來りし證明によりて之を諒知す可ければ也。況や時烈が益勳を棄てゝ其所說を變改することは、全く不可能

の事たるに於てをや。是を以て、少輩の分立を防遏することは、到底望なきの時勢と斷ぜざるを得ざる也。

實に時烈は、其已れを信ずるの深きや、當時の宰相が、少輩に對して斷然たる處置に出づる能はざるをすら、非難せし程にして、益勳の行爲を目して誣告なりとするは、是れ少輩が、許堅一派の逆徒を掩護する者なりと排斥せり。其證は、門人崔愼が、其語錄中に、當時の時烈の言を筆記して、明に此意を表白せるが故に、亦疑ふ可くもあらざる也。時烈の言に曰く「文谷、老峯、皆一代名類、而俱在相位、如痴、如默、云々、今又欲以誣告之律、被之於金益勳、顯有護逆之態、此則少輩陰護逆黨之事也、謂之何哉」○文谷は金壽恒の號にして老峯は閔鼎重の號也、○此宋子大全附錄卷十八第卅八丁右參看されば老輩と少輩との不和は、雙方共に其根蒂固くして、いよ〳〵調停し難きものと決定せり。

否、かくの如き形勢に進むまでには、時烈は全く調停の意

なきにあらざりき。初趙持謙一派の角立するや、朴世采の人望朝野を壓し、少輩の信重する所となりしかば、時烈は之に勸むるに、時議を調停して共に國事を圖るを以てせしこと、肅宗九年正月二十五日附の、時烈が世采に答ふる書により て明也。曰く「今日、主知人望、無如尊兄、而兼且富、有其具、當此危急存亡之際、縮手袖間、無意於拯濟、則吾恐仁人之心、不宜如是也」而して世采も、初は調停に斡旋する所ありしが、又一方に於て、尹拯に相貳するを欲せず。言論曖昧の内に、遂に時烈に異を立つるに至りしかば、論議潰裂して、亦收拾す可からざるに至れり。

右の要旨を更言すれば、時烈が敵多き益動を救ひたる結果として、一部の人士は又之に背貳し、其和解望む可からざるに至りて、茲にいよ〳〵老少角立の形勢を成立せしめたりと云ふにあり。而して余は、此際に於ける尹拯の行動につ

きて、更に尋繹する所あらむとす。

第七章。尹拯をして、いよ〱宋時烈に絶たしめし隱密の動機は、いかなる處に潛伏せし乎。

余は第四章に於て、尹拯が其父の墓文の事より、宋時烈に背くに至りしことを論辯せり。是れ素より實事にして、疑を容る可きにあらず。然りと雖、世事は繁擾にして人心は複雜也、嚴密なる穿鑿は、單に墓文の故を以て、師弟の角立を見るに滿足する能はざらしむ。余は拯の胸中に潛みし動機が、更に一種のものありしことを知る。

他ならず。拯が時烈に從はゞ、大禍の其身に及ばむとする

を恐るゝの念は、いよ〳〵之に背くの動機をなしたること是也。今これを便宜上、次の五箇條に別ちて簡明に陳辯せむと欲す。

(一)何故に拯は、時烈に從はゞ、大禍の其身に及ばむことを恐れたるか。

(二)拯が此恐怖を抱きたる起原は、何の時に始まれるか。

(三)此恐怖を煽動せし友人ありや。

(四)朴世采は、いかなる機會によりて、拯の恐怖心を傳染せしか。

(五)時烈は其内情を知らざりしや。若し之を知りしならば、いかなる救濟の法を講ぜしか。

是也。

(一)何故に拯は、時烈に從はゞ、大禍の其身に及ばむことを恐れたるか。

肅宗六年庚申の大黜陟は、南人一隊が不軌を謀りて誅殺せられ、西人をして復起せしめたること、前言ふ所の如し。然るに南人は以爲らく柟(福善君)堅(許積の子)等罪ありと雖、之を逆賊と云ふは不可也。蓋し逆は、君上を謀害するの謂にして、柟、堅等は、覬覦の非望を抱きしに過ぎず。反て變を上りて卿宰を濫殺せしめし金錫冑こそ、士林に禍せるものと云ふべけれ。又許積、尹鑴の輩も、皆必しも殺すべき罪なきが故に、此輩の寃を仲雪して後にこそ、始めて公論に歸すべけれと。尹拯之を聞て、亦陰に意を傾けしもの丶如し。(此事につきては猶後に証明すべし)

既にして時烈は、巨濟の謫所より召還せられたり。彼の主

十二歳の時
呼積也、庚申は我延寶八年、
（德川家綱將軍の時、即ち肅
宗の大黜陟の當年也此
時擁京
時烈
讀
前顧將何以
可親、尤翁登對有
何說話、因便示破忙棟見
此句何力

時烈に從
ことを
大
殺
之
にし
上りて
を
のと
れ。
なきが
其罪の
歸すべけ
拯
そ、始
し
を傾け
し。
時烈は、巨
り召還せら
。彼

張は、敵も味方も、共に聽かむと欲せし所也。而して彼は、巨然たる西人にして、尹鑴は彼にとりての當の敵たるのみならず、南人の非望は、明に證明せられたるの時也、彼豈南人の所論に賛して、漫に西人の有功者を斥け、以て已に誅殺せられたる罪人を辯護せむや。枏、堅の死は宜なり、積、鑴の死も亦宜なりとするは、蓋し當然のみ。尹拯は是に於て以爲らく、異日南人の平ならざる者、必蜂起するの時あらむ。大風起りて巨木先づ折る。時烈の禍に罹るや期して知る可し。今にして其準備をなすにあらずば、禍延て我身に及ばむも測る可からずと。是れいよ〳〵彼をして、時烈に絶つの決心を固めしむる動機たりしこと、當時の見聞者權尙夏の記述、幷に尹鳳九の語錄等に徵して明也。

尹拯の胸裡には、已に此恐怖を蓄へて、異日の禍根を未發に防がむとしつゝありし間に、金益勳は壬戌の上變事件に於て、益々一部人士の怨恨を招き、而も時烈は、之を救援したりしかば、拯は其利害より打算して、當時の勳戚を排斥するの論を執りしが、是れ權勢に阿附せざるの清論たるに似るが故に、（實は庚申以來不平の徒が勳臣一派に對して反抗する事を已に自ら清論と云ひし也）年少輩は、拯と謀りて之に附く者甚多く、明に少論黨の一圈を形成するに至れり。

（二）拯が此恐怖を抱きたる起原は、何の時に始まれる乎。

上に云ふ所の如くなりとせば、拯が南人の復起に對せる恐怖は、庚申の大黜陟以後に始めて起りしや、或は其以前より彼の胸中に往來したりしや。之を推定せば、彼と時烈との關係を一層明白ならしむるを得可し。

庚申の黜陟を溯ると二十年、顯宗大王の卽位は、黨爭に活氣を與ふるの第一轉機たりき。何となれば、孝宗一代は、南人失意の時代たりしが故に、顯宗の代に入りて、急に大勢を挽回せむとするの企は、南人にとりて死活の問題たりしを以て也。而して其指目の標的となりしは、嘗て仁祖の拔擢を蒙り、孝宗の殊遇を受けたる時烈其人なれば、時烈の南人に狙はるゝや久しと謂ふ可し。此企謀は、顯宗一代十五年の間には、遂に成功を見るに至らざりきと雖、（所謂庚申を去ること僅に五年肅宗の卽位と共に此企は始めて實現して成功せりこれ第二轉機也）南人の運動は怠ることなく、特に顯宗の晩年に及びては益々劇甚となれり。尹拯の父宣擧は、顯宗の十年（四月十八日）を以て死したりしが、時烈の攻撃に關らず、遂に其死に至るまで、南人たる尹鑴の說を棄てざりしを見れば、鑴の勢

力も亦大なりと謂ふ可し。而して拯は極力其父を辯護して、遂に其師に背離したりしが、深く當時の事情を究むれば、是れ已に時拯の勢威、復疇昔の如くならざりしを證明せるもの、如し。而して拯が南人の恢復を前知して、時烈に從ふの危險を感じたるは、其端緒を此頃に開けるものと見て不可なき也。其最確實なる證據は、余は之を李縡號陶菴〇陶菴集五十卷二十五冊の語錄中に檢出せり。李縡は權尙夏の門人にして、肅宗六年に生れたる人なれば、筆者自身は、此時代の見聞者にあらずと雖、彼が其師の言を筆記したる事は、虛欺ある可きに非ず。而して師權尙夏が、その實驗を弟子に語るに於て、構揑のことなかりしは、前後の事情に徵して余の信ずる所也。而して其言によれば、甲寅顯宗薨去の年以前數歲、拯は、南人の隱謀が早晚大禍を

元如此務於於済善書仙紀更當也
日子卯時不宣之狀
丙子三月廿八　尚夏
春末秋里信吾二念
書
簡ミ書五隆枝十分如寫於吾
：淂也常形
泊台庵畫於常　諸人橋田在
直對物和梅此時
先生真
演誰說不空更日如地坐酒禰
於以言也苦離此接於歎如吾
訪此於月卦梅境　事桂中諸廉酒
懶童辛苦気句章以見宣
惠字来七分式至如号家無法悲田飢
以未了池擁笑神說陡川塢兒
窄說序於文在匣共然

時烈に及ぼし、延て之を門人子弟に及ぼす可ければ、早く背貳するに若かざるとを權尙夏に洩らしゝや疑ふ可からず。（宋子大全附錄卷十九第二十丁右參看）是故に、拯が禍を怖るゝの念は、一朝一夕の發動にあらずして、其起原や遠しと謂ふ可し。而も此恐怖は、肅宗の代に入りて、果して事實として現はれ、時烈は貶謫の禍に罹りしのみならず、淸南一派より殺されむとするに至りしかば、拯は陰に其先見の違はざりしに寒心せしなる可し。而して今回、南人敗れて時烈の入京を見るに至りしかども、日ならずして一大反動の起る可きは、經驗ある拯の眼底には、燎焉として火を睹るより明なるが故に、此中心の恐怖は、彼が斷然時烈と絕つの動機をなしゝ所以也。（後九年時烈は果して禍に罹りて死せり）

(三)此恐怖を煽動せし友人ありや。

以上の論證によれば、尹拯は、頗意を南人に傾けしものに似たり。然れば則ち、彼は南人の出なりしや。是亦究め置かざるを得ず。彼の血統を考査するに次の如し。（垂直の單線は父子の關係を示し水平の複線は夫妻の關係を示す）

煌（吏曹參議）＝妻（成渾の女）

- 勳擧（長男　縣監）
- 舜擧（次男　教官）
- 商擧（三男　奉事）
- 文擧（四男　校理）
  - 搏（長男）＝妻（宋時烈の女）
- 成擧（五男　夭す）
- 宣擧（六男　進士）＝妻（李長白の女）
  - 拯（長男）

煌字は德輝、號八松、高麗鈴平伯尹瓘の後、仁祖五年の淸兵の入寇に、自ら臨津の要害を守らむと請ひ、同十四年の再冠には、王に從て南漢に據る。其子皆亦鐵中の錚々たる者。殊に外戚に當れる成渾、宋時烈は、共に朝鮮儒統の正系を傳へ、嘖々たる碩學の譽は、區々の科擧を以て、其身を累せず、而も逸薦の特待によりて、重用せられたる人々也。斯の如くにして、尹拯の家は、堂々たる西人の名家たりし也。然るに拯は、日常其相親しむ所、反て西人にあらずして、南人たるの奇觀を呈せり。其理由を尋ぬれば、彼の身邊の境遇、與りて力ありしを知る。而して其身邊の境遇を知らむと欲せば、勢親戚の關係を說かさるべからず。その親族の關係は左表の如し。單線が父子、複線が夫

要の關係を示すことと前表の如し

尹宣擧——拯(兄)＝長女
　　　　——推(弟)＝女(姊)

權緦——愭(兄)
　　——惟(弟)＝女
　　——長女
　　——次女＝義濟

宋時烈——女

尹鑴——義濟

李䎘——女(姊)
　　——三達(弟)

右の表に示したるが如く、拯の妻は權緦の長女にして、權緦は卽ち南人たるが故に、拯の甥たる愭、惟は、南人たりしのみならず、（惟の妻は時烈の長女なれども惟は西人たらざるのみならず南人中名ある者也）拯の妻の妹は、實に時烈の敵たる尹鑴の子に嫁したる也。加之拯の弟推は、鑴の股肱たる李䎘の女を娶り、而して其女の弟たる三達は、拯兄弟に親密なりき。

斯の如くにして、拯は九歳にして母を失ひ、家計甚裕ならざりしかば、權緦の女を娶りてよりは、多くは外戚の家に留れり。是を以て、其日常見聞する所は、西人の云爲にあらずして、反て南人の云爲たりし也。而も惜、惟、兄弟は、其家にありて、日夜拯と交り、少からざる影響を拯に與へたるは、記臆す可き事實也。次に拯の弟推が、李翻の女を娶るにつきて、玆に一の逸話あり。之より先き、鑴は翻を信ずること甚深かりしが、實は翻の素行につきて、世間往々非議の存せし所なり。一日尹文擧、書を時烈に送りて曰く、李翻婚を我次子に求む、兄の意以て如何と。時烈素より翻を悅ばざりしかば、或者は之を顏曾に比し、或者は之を跖蹻に比すと回答し、暗に其不可を諷したり。是を以て文擧は其緣談を中止したりしが、宣擧は

鑴を信ずることゝて、遂に⿰木劉の女を其次子推に娶りたり。性急なる時烈は之を見て、直に宣擧を面斥し、⿰木劉より贈る所の物、之を父の靈に薦る勿れと放言し、彼をして大に怒らしめたりき。是れ只結婚の際の逸話なれども、李⿰木劉父子が、時烈に敵意を含みたるは、蓋し一朝一夕の事にあらざるを知る可し。特に三達は、常に鑴の謀主となり、肅宗の初年、時烈の貶謫にあひし時、之に擬するに誅殺を以てせしことは、時烈が朴世采に與ふるの書中に明言せり。（宋子大全卷六十八第五十二丁右參看）而して今や此三達は、推の義弟として、拯兄弟と親密なりしかば、三達の言が、大に拯に影響を與へたることも、亦忘却す可からざる事實也。

以上の事實によりて、權愭兄弟、及李三達は、拯の南人復起

に對する恐怖を煽動したる人たりしことを證明して餘ありと信ず。

(四)朴世采は、いかなる機會によりて、拯の恐怖心を傳染したりし乎。

朴世采が、拯を幇助して、殆其羽翼をなしたる事の一斑は、第四章に於て之を陳述せり。今や拯は大禍の恐怖より、いよ〳〵時烈に絕つの心を決せるに當り、更に此有力なる後援者をば、全く自家籠藥中のものとなし、以て其立脚の地を安固ならしめむとするの內心が、好機會によりて滿足せられたるを見る。

初め(肅宗九年正月)時烈の驪江より入京するや、世采を邀へて共に京に入らしむ。崔奎瑞は、其著病後漫錄(「壬戌居憂」の條)に宋朴二人の

入京は、人をして風采を想望せしめたることを叙せり。然るに又、幾なずして、釁隙遽に生じ、各京を去りしことを云へるは、いかなる内情によれるかと推究するに、當時の見聞者たる權尚夏の記錄によりて、（江上問答）奇異なる會合の結果として、形勢の變移を生ぜしことを詳にするを得べし。

世采は、時烈に從ひて入京するに當り、尹拯をも招くの議を唱へ、時烈の承認を得たりしかば、王に白して之を招けり。拯は此時鄕里にありしが、招に應じて果川まで來り、（果川は京城の南三十韓里）友人羅艮佐の家に止まりて復進まず。（蓋し艮佐と共に將來世を談じたるによる乎）世采待てども拯の到らざるに焦慮して、自ら往て拯に面會することゝなれり。その果川滯留は、三日間なりしが、拯は之と居を同じくして、徐に胸底の祕蘊を吐露し始めたり。語る所

は果して何事ぞ。先づ第一問は發せられたり。追錄の勳を削りて後始めて事を做す可し。兄之をよくするや否。追錄は、言ふまでもなく金益勳等を指せる也。世釆は之に答ふるに、其爲し能ざるを以てせり。次に第二問は發せられたり。外戚の黨を斥けて、後事を做す可し。兄之を能くするや否。外戚は金錫胄、金萬基、閔鼎重を指せる也。世釆は之に答ふること前の如し。次に又第三問は發せられたり。今の時態は、已れに異る者を斥け、已れに順ふ者のみを扶く。此風を除きて後に事を做す可し。兄之を能くするや否。時態とは、卽ち時烈を指せる也。世釆之に答ふること亦前の如し。是に於て、拯は最後の秘鑰を開けり。是によりて、彼は以上三者を以て、進路の妨害物とし、而も嘗て權惜及李三達等より聞く所を披瀝して、時

烈と事を共にするの危険を縷述し、茲に滿腔の恐怖心を世采に傳へたり。

朴世采之を聞て、果して驚き且惑へり。是に於て、三日の淹留後京に入るや、顔色復疇昔に似ず。獨り自ら參內して上に謁し、時烈の提議（此事は後にいふべし）に反對を試みたれば、時烈は幾もなくして華陽に退き、世采も亦坡州に歸れり。

(五)時烈は其內情を知らざりしや。若し之を知りしならば、いかなる救濟の法を講ぜし乎。

時烈は、世采が果川より歸京後の擧動によりて、拯の胸中を觀破せしことは、言ふ迄もなきことながら、此時に至るまでも、毫も是に思ひ及ばざりしや否やは、次の問題也。而して此問題を解決する材料として、余は兩賢傳心錄卷五（第六丁右より第九

（丁左に至る）に拾錄したる、時烈の世采に與ふる書（年月日不詳）を採る。此書によれば、時烈は是より三年以前、巨濟より歸るとき、尹鑴の誅せらるゝを聞きて、大禍の起らむことを洞察し、雪寃の企の起るを豫知して、其企の張本人は、尹拯ならむとまでも、夙に觀破したりし也。（同書第六丁右及左）而して朝鮮の士林は、三年を出でずして此豫言に近づきつゝあるの不幸を見るに至れるは、一は以て時烈の先見に驚き、一は以て時烈の爲に危まずんばあらざる也。

時烈にして已に此明ありとせは、彼は之が救濟に關して、意を注がざりしことなかる可し。實に彼は、救濟の法を講じたりしこと、已に第六章の結末に一言せしが如くにして、而も其方法は、朴世采をして調停の勞を執らしむるを以て、最

便なりとせり。其故は、世采此時、新に身を儒林に起し、肅宗に知られて、人望あるのみならず、當時の少輩は皆之に信賴し、之に兼ぬるに富裕を以てせるが故なりしこと、尤菴年譜、及時烈の世采に答ふる書肅宗九年正月二十五日附によりて之を知る可き也。而して世采は、初め之に從ひしが、終には自身も時烈に異を立つるの一人となりて、調停は望なきに至りし也。

第八章。　何故に宋時烈は、上京の間もなく田里に退還せし乎。

時烈は肅宗九年正月を以て、召に應じて驪江より入京し、而して其十一月には、已に去て高陽京城より北四十韓里に在りしことは、其高陽の宿所香洞に於ける、同月六日の彼の談話が、香洞

問答青野謙卷九參看に載れるを以て、疑ふ可くもあらず。彼の入京するや、朝野の視線は皆之に集り、彼の期せる所も少小ならざりし也。然るに、僅々十箇月にして、俄然高陽に退き、遂に金剛より華陽に歸還するに至りし內情は、是れ容易ならざる事態を暗示せるものと云ふ可し。

實に此際の時烈は、最早昔年の時烈にあらざりき。彼が入京後の一擧一動は、盡く一部の反對を以て迎へられたりし也。先づ彼が、金益勳の救解を以て、少輩の一大反抗を招き、尹拯等亦其派の一人なりき。而して今や、尹拯の大禍の恐怖心を傳へたる朴世采は、時烈の提議に反對すること玆に起れり。

蓋し時烈は、孝宗推崇者にして、孝宗は時烈の恩人也。王在

世の間に於ける彼の得意と、其薨去後に於ける彼が景慕の言とは、總て之を證せざるはなき也。今や彼は、年已に七十七に及び、昔時を追慕するの念は、其齢と共に高まれり。而して頃日政治の中心は、再び彼の身邊に回轉し來りしかば、茲に彼は、二月二十一日（肅宗九年）を以て、孝宗を世室となすの動議を起せり。（此疏が二月二十一日に差出されしことは兩賢傳心錄卷七第一丁右に採錄せる該疏の註によりて明也）彼は此疏に於て、孝宗の徳を頌して間然する所なしと云ひ、其大義を明にし、人心を正しくせる功を擧げて、（明國を滅したる清國を伐つの謀をなせる意）孔子の春秋に下らずとなし、一代の耳目を新にし、仁義をして常に行はれ、天理をして常に明かに、人心をして常に正しからしめむが爲に、早く之を追尊して世室の列に加へ、以て百世不遷の宗となさむことを建言せり。肅宗亦此議を以て我意を

得たりとなし、重臣をして定行せしめたり。重臣は會議を開けり。而して大臣閔鼎重、金壽恒を始とし、皆賛成の意を表したりしが、獨朴世采は、左の理因によりて異議の申立を試みたり。

(一)世室とすることは、帝王の威徳を永世に垂るゝ所以にして、臣子一時の私し得可きにあらず。

(二)孝宗の功烈、之を永世に傳へて然るべきは、異議を挾むの點にあらず。

(三)然れども世室となす事は、事態重大にして、或は他に異見なきを保せず。

(四)依て此際弘文館に命じ、歷代已行の典禮と、先儒據るべきの論とを調査せしめ、更に大臣に諮詢して、王親ら睿

裁を與へられむことを望む。

是によれば、世釆も敢て絕對的の反對を唱へしにあらず。然りと雖、重臣等の已に贊成せるにも係らす、獨此言をなせるは、心中別に思ふ所ありしや知るべき也（是につき時烈は其死に至るまで痛憤せしこと肅宗十五年五月四日の孝宗の諱辰に草せし自叙文によりて之を徵するを得べし）肅宗は遂に時烈の動議を然りとし、直に禮官に命じて擧行せしめたれば、世釆の異議は未だ效力を有せざりき。

其翌三月には、金德遠（刑曹判書）の仁祖を世室となすの動議ありて採用せられ、其翌四月には、太祖に徽號を追上するの議、再び時烈によりて提出せられたり。蓋し太祖以後、大號を進めたる世祖、及宣祖の徽號が、反て太祖よりも字數多きは、太祖の剏業垂統の大功に對して權衡を得たりと云ふ可から

ず。已に進めたるは改むること能はざるが故に、更に太祖に徽號を追上すべしと云ふにありき。肅宗乃ち大臣儒官を召して諮詢したりしが、彼等は、唐宋の故事により、尊崇の道は只徽號の字數の多寡にあらずと評決せり。是に於て時烈は、再び自說を主張し、明及朝鮮の古例が、徽號の多少によりて差等あることを論じ、加之朝鮮三百年の治が、太祖の高麗を破りたる、所謂威化回軍の大業に基けるに、太祖の尊號及諡號に、嘗て此意を表明せる文字なきは不都合なるが故に、須く明義正倫等の字を加上すべしと陳辯せり。

肅宗は諸臣を召して、再度の諮詢をなせり。此度の會議に於ては、時烈の追論にかゝれる回軍の論點は、著しく效を奏し、金壽恒、閔鼎重等、皆異議なきに至れり（太宗の諡號をも加上するに決せり）肅宗

乃ち此議を容れ、本年秋を以て擧行せしむるの教を發せり。
而して世采は、左の主旨によりて之に反對せり。
(一)太祖在世の時、尊號四字を上り、薨後、謚號四字を上れり。時烈は、此兩者を別物とし、四字を以て不足となせども、素かくの如く區別するを要せず。合して八字となるが故に、追上せずとも可なり。
(二)帝王の謚は、當に開國刱業修德守成の實を以て、之を上る可し。威化回軍は、太祖の大功に相違なきも、是れ即位以前の事のみ。別に之を頌するはよけれども、尊號に加ふるは不可なりと云ふ論者あらば、いかにす可き。
(三)依て更に大臣を召し、愼重の商議をなさしむ可し。
是に關して、時烈は屢世采と往復を重ねたれども、彼遂に

其說を改めず。而も他人又之に加はりて、世采に贊同せり。殊に朴泰維（正言）の如きは、同年六月、追謚を不可とするの疏を上れり。尤此疏は、親友故舊の勸によりて撤回せりと雖、疏意は已に傳はりて知らざる者なく、時烈の門弟は、之を見て憤慨せり。而して朴の友人が、此疏の提出を止めしめたりしは、不穩の時勢に紛擾を來すの恐ありしが爲にして、即ち是れ後進の徒、時烈の言議に服せず、相黨比して、別に旗幟を樹立するの迹、顯著たりし證也。尚此事は、當時金錫冑（右議政）の啓辭に、近來朝著靖からず、門戶を分割し、各私黨を立つるの漸ありと曰へるを見るも、亦益明也。

趙持謙、韓泰東等は、已に金益勳に反對して、時烈に角立せる者也。今や朴泰維等は、追謚の問題によりて、朴世采に贊同

せり。而して一方の大立物たる尹拯は、此際いかなる態度を執りしかを尋ぬるに、是亦素より世采と同論たりしこと、言ふまでもなし。そは當九年十二月六日附、及、翌十年二月十二日附に係れる、彼が時烈に答へたる二通の書に於て、共に徽號の事を以て、國家已行の典禮に屬し、人々の敢て妄に論ず可き所にあらずとなせるは、何よりの證左也。

かゝる反對ありしにも係らず、徽號を追上する事は實行せられたり。朝野會通懷尼始末癸亥の條に、是年太祖の徽號、正義光福の四字を上るとあるは、卽ち是也。然りと雖、如上の事實により て、時勢は日に時烈に非なることを證明せられたり。是れ時烈が、在京十箇月を出でざるに、䟽を上りて京城を去りし所以也。

然りと雖、時烈の京城を去ると同時に、反對黨は勢を得たるにあらず。趙持謙、韓泰東、申琓は、職を罷められ、吳道一は蔚珍縣令に移され、朴泰維は高山察訪に補せられ、(當時之を五諫と云へり)其錚々たる者は皆京城を出されて、金壽恒、閔鼎重、金錫冑は、依然其倚子を占めたりし也。而して朴世采は、經筵に於て諫官を連遞するの不可を陳し、是亦坡州に還りしかば、老論少論の分派は、益和解の道なきに至れり。

右に縷陳せる事實によりて、肅宗九年の京城政界の內部は、紛亂の空氣を以て充滿せられ、而して一部の少輩は、時烈の言議に服せずして角立し、尹拯、朴世采、又袖を連ねて時烈に離反し、少論派の勢は、潮の岸に寄するが如くにして、大勢明に二分せられたりしかば、時烈は其十箇月の京城滯在に

於て、具に事のなすべからざるを看破せし所以を知悉するに足らむ。尹拯が辛酉擬書、即ち肅宗七年夏に草せし時烈攻撃の大文字が、（第二章參看）公然發表せられたるは、恰も是れ時烈退城の翌年即ち肅宗十年なるを思ひ、又拯自らが、友人羅艮佐に云へるが如く、（第二章參看）彼が斷然時烈と師弟の義を絶てるも、是亦肅宗十年なるを對照すれば、老少分黨の根礎の、全く此際に鞏固を致しゝや言を待たざる也。

韓國政爭志　終

韓國政爭志

終

下書感戢兼且猥及
聖候使草莽賤臣得紓累夕之慮
其為銘篆何可勝言姪子幸而回
甦私家之幸孰加焉此姪冒死全孝
又其母非所生則稍知取捨之分矣神
之佑善之理今亦不泯矣兹蒙
盛諭權磐雖諭　小紙真所謂
西江波浪滔滔何時平者天實為
之奈何第非深谷垂死者之所敢
聞者耳　條祝
侍奉保重以副瞻仰　不宣
甲子二月十八日
宋時烈

明治四十年六月十一日印刷
明治四十年六月十四日發行

定價金壹圓
韓國政爭志奥附

不許複製

著者　幣原坦

發行兼印刷者　龜井忠一
東京市神田區裏神保町一番地

印刷所　三省堂印刷部
東京市神田區三崎河岸第十二號地

發行所　三省堂書店
（振替貯金口座一五九七番）
東京市神田區裏神保町一番地